

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年7月6日

【会社名】 abc株式会社

【英訳名】 abc Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松田 元

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂四丁目9番17号

【電話番号】 (03) - 6432 - 9140(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部 部長 谷井 篤史

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂四丁目9番17号

【電話番号】 (03) - 6432 - 9140(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部 部長 谷井 篤史

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】
その他の者に対する割当
第20回新株予約権証券 13,050,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
2,414,250,000円
(注) 1 . 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。
(注) 2 . 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第20回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	261,000個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	13,050,000円
発行価格	新株予約権 1 個につき50円(新株予約権の目的である株式 1 株当たり0.50円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2026年 7 月22日(水)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	abc株式会社 経営企画部 東京都港区赤坂四丁目 9 番17号
払込期日	2026年 7 月22日(水)
割当日	2026年 7 月22日(水)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 本郷支店、三井住友信託銀行株式会社 渋谷支店、楽天銀行株式会社 第三営業支店

- (注) 1. 本有価証券届出書によるabc株式会社(以下「当社」といいます。)第20回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)に係る募集は、2026年 7 月 6 日(月)開催の当社取締役会決議によるものであります。同取締役会においては、第 1 回無担保普通社債(私募債)(以下「本社債」といいます。)の発行についてもあわせて決議しております(以下、かかる本社債、本新株予約権の発行による資金調達を総称して「本資金調達」といいます。)
2. 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期日に当社とLong Corridor Alpha Opportunities Master Fund(以下「LCAO」といいます。)及びLCAMが一任契約の下に運用を行っている、英国領ケイマン島に設立された分離ポートフォリオ会社(Segregated Portfolio Company)であるLMA SPCの分離ポートフォリオ(Segregated Portfolio)であるMAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC(以下「MAP246」といいます。)及びBEMAP Master Fund Ltd.(以下「BEMAP」といいます。LCAO、MAP246及びBEMAPを個別に又は総称して、以下「割当予定先(LC)」といいます。)との間で本新株予約権に係る買取契約(以下「本新株予約権買取契約」といいます。)を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 申込期日に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
5. 当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式に関し、振替機関の名称及び住所は次のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄参照。)26,100,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項参照。)は100株)で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号において定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準 2026年7月22日(同日を含む。)以後、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の属する週の前週の最終取引日(以下「修正基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正基準日価額」という。)が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が46円(以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、本欄第3項の規定を準用して調整される。なお、2026年7月23日に本新株予約権の行使請求の通知が行われた場合は、行使価額は当初行使価額である92円とする。 「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。但し、東証において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は本項の適用との関係においては「取引日」にあたらぬものとする。 3 行使価額の修正頻度 本欄第2項に従い、修正される。 4 行使価額の上限：なし 行使価額の下限：当初46円 5 割当株式数の上限 26,100,000株(2026年2月28日現在の当社発行済普通株式総数37,281,119株に対する割合は、70.01%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 1,213,650,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 当社の請求による本新株予約権の取得 本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。) 8 なお、当社は、割当予定先との間で、本有価証券届出書の効力発生後に、下記の内容を含む、本新株予約権買取契約を締結する予定である。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 制限超過行使の禁止 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、2026年7月22日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行わせない。
---------------------------------	---

	<p>割当予定先は、下記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行うことができない。</p> <p>() 当社の普通株式が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等(以下「合併等」という。)が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間</p> <p>() 当社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間</p> <p>() 当社の普通株式が、上場されている金融商品取引所において監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間</p> <p>() 本新株予約権の行使価額が、発行決議が行われた日の東証における発行会社普通株式の普通取引の終値以上である場合(なお、株式分割等が行われた場合、買取会社は、発行会社と協議の上で本項の基準となる東証終値を公正かつ合理的に調整するものとする。)</p> <p>() 本新株予約権の行使期間の最終2ヶ月間</p> <p>割当予定先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当該行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。</p> <p>本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定であり、割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとする。</p> <p>(2) 当社による行使停止</p> <p>(3) 当社による本新株予約権の買戻し</p> <p>(4) 当社によるファイナンスに係る割当予定先の事前同意</p> <p>当社は、本社債が全て償還される日までの間、(割当予定先又は割当予定先の関連会社を相手方とする場合を除き)株式(優先株、普通株、その他の種類を問わない。)、株式に転換可能な金融商品(転換社債、新株予約権、ワラントを含むがこれらに限定されない。)、匿名組合持分、持分会社持分、組合持分、又はその他の関連形態の持分や資本を含むがこれらに限定されない、あらゆる形態の株式(又は株式類似の)商品及び株式に転換可能な証券の募集、売出し、第三者割当又は発行(M&A、役職員向け株式報酬又はストックオプションの発行は除外する。)について、割当予定先の事前の書面による同意を得ることなく実施又は実施することについて公表しないことを誓約する予定である。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は26,100,000株とする(本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下「交付株式数」という。)は100株とする。)</p> <p>但し、本欄第2項乃至第4項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p>

	<p>3 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権に係る新株予約権者に書面により通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権1個につき、行使価額(但し、本欄第2項又は第3項によって修正又は調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。)に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初92円とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>2026年7月22日(同日を含む。)以後、修正基準日価額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正基準日以降、当該修正基準日価額に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。なお、2026年7月23日に本新株予約権の行使請求の通知が行われた場合は、行使価額は当初行使価額である92円とする。なお、下限行使価額は、本欄第3項の規定を準用して調整される。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。</p> <p>本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の取締役及び従業員に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により交付する場合を除く。)調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p>

	<p>当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合</p> <p>調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利(但し、当社取締役会の決議に基づく当社の取締役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合を除く。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。但し、本 に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表の上本新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。</p> <p>取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。))に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、()上記交付の直前の本項第(3)号 に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の本項第(3)号 に定める既発行株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。</p> <p>取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下、本 において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合</p>
--	---

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号 に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3)

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日又は株主確定日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(当該30取引日のうち終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

	<p>当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。</p> <p>本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。</p> <p>(5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(6) 本項の規定により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。</p>
--	---

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金2,414,250,000円</p> <p>(注) 全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>2026年7月23日から2029年7月22日までの期間(以下「行使期間」という。)とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日については、本新株予約権を行使することができない。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 本郷支店、三井住友信託銀行株式会社 渋谷支店、楽天銀行株式会社 第三営業支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社代表取締役が定める取得日の2週間以上前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(2) 当社は、組織再編行為(以下に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。</p> <p>「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。</p> <p>「子会社」とは、当該時点において、発行体の議決権(疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。)の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上を発行体が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体をいう。</p>

	<p>(3) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東証においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義される。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。</p> <p>(5) 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等(以下に定義する。)が生じた場合、又は東証による監理銘柄への指定がなされた場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>「上場廃止事由等」とは、当社又はその関連会社又は子会社に、東証有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の当社以外の第三者に対する譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする旨が定められる。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本資金調達により資金調達をしようとする理由

(1) 本資金調達の目的

当社グループは、金融サービス事業、サイバーセキュリティ事業、空間プロデュース事業、ゲーム事業、ヘルスケア事業及びWeb3事業を主な事業領域として展開しております。当社は、不動産・金融事業を基盤としながら、上場企業等に対する資金調達支援、投融資、エクイティ投資、Web3領域における事業開発支援、暗号資産関連ビジネス等を推進しており、グループ全体として収益機会の拡大、財務基盤の強化及び中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。

当社グループの足元の業績につきましては、2026年8月期中間連結会計期間において、売上高1,172百万円、経常利益3,111百万円、親会社株主に帰属する中間純利益2,567百万円を計上しており、前連結会計年度に引き続き、経常利益及び親会社株主に帰属する純利益の黒字化を実現しております。また、純資産額は9,672百万円、自己資本比率は64.3%となり、財務基盤についても一定の改善が進んでおります。

特に、Web3事業につきましては、当中間連結会計期間より新たに報告セグメントとして追加されており、暗号資産ディーリング事業及びWeb3コンサルティング事業を中心に、当社グループの収益改善に寄与しております。当社としては、Web3技術を活用した新規事業開発、トークン設計、システム開発、コミュニティ運営支援等を一気通貫で提供するWeb3領域における企業向けコンサルティング事業を本格的に推進するとともに、当社グループが支援・保有する暗号資産、エンターテインメント領域におけるプロダクト開発、ブロックチェーン技術を活用したスポンサーシップモデル等を通じて、金融サービス事業及びエンターテインメント領域との相互連携による収益機会の創出を図っております。

なお、暗号資産ディーリング事業につきましては、金融サービス事業からWeb3事業へ区分変更を行っております。暗号資産ディーリング事業については、2026年7月6日付「暗号資産ディーリング事業の撤退に関するお知らせ」の適時開示にて公表しましたとおり、今後の事業性、収益性、リスク管理体制、および内部管理体制の維持・強化に係るコスト等を総合的に勘案した結果、中長期的な企業価値および株主価値の向上のためには、優先度の高い既存事業や成長分野へ集中させることが最善であると判断し、暗号資産ディーリング事業から撤退することを決定しております。

当社グループは、足元で経常利益及び親会社株主に帰属する純利益の黒字化を実現しているものの、既存

事業の一部においては引き続き収益改善の途上であり、また、複数の事業領域を並行して展開していることから、各事業の安定運営、財務体質の改善及び成長投資を継続するためには、一定規模の資金を機動的かつ確実に確保することが必要であります。

当社グループの各事業の状況に関して、サイバーセキュリティ事業につきましては、当社の連結子会社であるネクスト・セキュリティ株式会社が主力の製品に係る大型の新規複数年契約案件の受注、中小企業向けコンサルティング案件の開始、販売店向けエンドポイント製品の販売等により、受注拡大に向けた営業基盤の構築を進めておりますが、2026年7月1日付「連結子会社の異動（株式譲渡）に関する基本合意書締結のお知らせ」のとおり、ネクスト・セキュリティ株式会社の当社保有株式すべてを、ReYuu Japan株式会社に譲渡することに関し、今後実施されるDD（デューデリジェンス）の結果及び最終契約に向けた協議等を前提とする基本合意書を締結しております。ネクスト・セキュリティ株式会社が展開するサイバーセキュリティ事業の今後の成長戦略について慎重に検討を重ねた結果、同領域のサービス強化を企図し強固な法人顧客基盤を持つReYuu Japan社へ全株式を譲渡することが、同社の事業基盤の強化および今後の成長において最善の選択であると判断しております。

空間プロデュース事業につきましては、宿泊施設の運営、飲食店舗の運営、イベントスペースの利活用等を通じて、インバウンド需要の取り込み及び施設価値の向上に取り組んでおります。ナイトクラブの運営については、従来型の店舗運営に加え、店舗スペースの貸し出し等による施設活用を進めております。

ゲーム事業につきましては、当社子会社のクレーンゲームジャパン株式会社が運営するオンラインクレーンゲーム「クレマス」を中核として、YouTuberやインフルエンサーとのコラボレーション、限定商品の販売、オンラインクレーンゲーム事業のフランチャイズ展開に向けた施策を進めております。また、NFT景品に特化したオンラインクレーンゲームのBtoB販売や、デジタル景品の導入、ブロックチェーン技術の活用を通じて、提供商品の差別化を図っております。

ヘルスケア事業につきましては、当社子会社の株式会社エムワンが医療部外品の開発、卸売り、販売等を行っており、自社ECサイト、テレビショッピング、大手ショッピングチャンネル等を通じて、薬用育毛ローション「M-1シリーズ」の販売活動を行うとともに、代理店営業の強化による販路拡大に努めております。

金融サービス事業につきましては、上場企業等に対するファイナンシャル・アドバイザリー業務、資金調達支援、投融資及びエクイティファイナンスに関連する取引の構築を行っております。当社は、上場企業等の資金需要を捉え、自己資金を活用した投資・支援を機動的に実施することにより、アドバイザリー収益、投融資収益、キャピタルゲイン等の獲得機会を拡大できるものと考えております。

加えて、当社グループは、今後の成長領域として、AIデータセンター、フィジカルAIロボット事業等の新規事業領域への取り組みを強化していく方針です。生成AI、AIエージェント、ロボティクス、データセンター関連需要の拡大を背景として、AIインフラ及びAIを活用した実体経済領域における事業機会は今後も拡大していくものと考えております。

当社としては、金融サービス事業、Web3事業及び既存の事業開発ノウハウを活用し、AIデータセンター関連事業、フィジカルAIロボット事業その他のAI関連領域において、事業投資、業務提携、共同事業開発等を機動的に実行することで、新たな収益機会の創出を図ってまいります。

また、当社グループは、エンターテインメント領域における新規収益機会の創出にも取り組んでおります。特に、格闘技案件に関する特定プロジェクトについては、イベント興行、スポンサーシップ、コンテンツ展開、デジタルマーケティング、Web3・トークンエコノミーとの連携等により、リアルイベントとデジタル領域を組み合わせた新たな収益モデルの構築が期待されるものと考えております。当社としては、当該特定プロジェクトに対する投融資を通じて、金融サービス事業及びWeb3事業とのシナジーを創出し、投資収益の獲得及び当社グループの企業価値向上を目指してまいります。

このような状況のもと、当社は2026年2月10日付で、第三者割当による新株式及び第19回新株予約権の発行を決議し、第19回新株予約権については、発行価額総額136百万円、潜在株式数35,000,000株、行使価額1株当たり209円、行使による調達予定額8,200百万円を含む資金調達を企図しておりました。なお、第19回新株予約権は、行使価額及び対象株式数が固定された新株予約権であり、MSCB又はいわゆるMSワラントとは異なる設計として発行されたものであります。

しかしながら、第19回新株予約権は、割当先による行使が行われることにより資金調達が実現する仕組みであり、株価動向、市場環境及び割当先の投資判断に左右される性質を有しております。そのため、当社が当初想定していた調達予定額に対して行使が十分に進捗しておらず、今後の必要資金を確実に機動的に確保する手段としては不確実性が残る状況にあります。かかる状況を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、第19回新株予約権について、残存する第19回新株予約権の一部を取得し、取得後直ちに消却することを決議いたしました。これは、第19回新株予約権による資金調達の進捗状況及び今後の資金需要を総合的に勘案したうえで、既存の固定行使価額型新株予約権による資金調達スキームを整理し、当社の現状の資金ニーズにより適合した新たな資金調達手法へ移行することが適切であると判断したためであります。

当社としては、既存の第19回新株予約権による資金調達の進捗が限定的である状況を踏まえつつも、当社グループの運転資金、中長期的な成長に資する投資機会を機動的に捉えるため、国内外の成長企業、上場企業、AI関連企業、スペース関連企業その他の成長領域に属する企業・事業への新規事業強化資金、及び事業会社などに対する投融資資金を適時に確保する必要があります。特に、複数の事業領域を並行して展開する当社グループにおいては、既存事業の安定運営に必要な資金に加え、AI関連領域及びエンターテインメント領域における成長投資機会を機動的に捉えるための資金を確保することが、今後の収益基盤の強化及び企業価値向上に不可欠であると考えております。

そこで、当社は、今回の資金調達において、無担保普通社債及び行使価額修正条項付新株予約権、いわゆるMSワラントを組み合わせたスキームを採用することといたしました。本スキームは、無担保普通社債の発行により、発行時点において一定額の資金を確保できることに加え、MSワラントについては、株価動向に

じて行使価額が修正される設計とすることで、固定行使価額型の新株予約権と比較して、株価が当初行使価額を下回る局面においても行使が進む可能性を高めることができるものです。

また、本MSワラントについては、割当予定先による一定の行使コミットを付すことを予定しており、初期段階及び中間段階における行使数量及び行使時期を一定程度可視化することで、当社における資金調達の蓋然性を高める設計としております。さらに、割当予定先による行使を円滑に進めるため、一定数の貸株を前提とすることにより、割当予定先におけるリスクヘッジ及び流動性確保を可能とし、行使促進に資する仕組みとしております。

加えて、本スキームでは、MSワラントの行使に伴う払込金額の一部を、無担保普通社債の償還に充当する設計を予定しております。これにより、当社は普通社債により当初必要となる資金を確保しつつ、その後のMSワラントの行使進捗に応じて社債残高を段階的に圧縮することが可能となります。したがって、本スキームは、当初資金の確保と、株価動向に応じた段階的なエクイティ性資金の調達を組み合わせるものであり、固定行使価額型の第19回新株予約権のみに依拠する場合と比較して、資金調達の実現可能性及び機動性が高い手法であると判断しております。

当社グループの財政状態及び今後の資金需要を踏まえると、銀行借入等の間接金融については、与信枠、借入コスト、財務制限、既存借入との関係等の観点から、当社の必要とする規模及びタイミングでの資金調達が困難となる可能性があります。また、公募増資についても、当社の時価総額、株式流動性、市場環境、準備期間等を勘案すると、機動的かつ十分な資金調達手段としては適切ではないと考えております。これに対して、本スキームは、普通社債により一定額の資金を早期に確保しつつ、MSワラントの行使を通じて段階的に資本性資金を調達することが可能であり、当社の現在の資金ニーズ及び資本政策上の要請に合致するものです。

本資金調達により調達する資金の具体的な用途としては、運転資金、M & A、上場企業などへの投資資金、事業会社等に対する投融資資金、社債返済資金、借入金返済を想定しております。

当社は、2026年2月10日付で発行した第19回新株予約権について、当初予定していた資金用途への充当を企図しておりましたが、株価動向、市場環境及び割当先の投資判断等の影響により、現時点において行使による資金調達の進捗は限定的な状況にあります。このため、当社は、残存する第19回新株予約権を取得及び消却したうえで、当社グループの足元の資金需要及び成長投資機会に対応するため、改めて機動的かつ確実性の高い資金調達を行うことが必要であると判断いたしました。

運転資金につきましては、当社グループの既存事業を継続的かつ安定的に運営するための人件費、外注費、システム関連費用、販売促進費、専門家費用その他の一般管理費等に充当する予定です。第19回新株予約権の行使による資金調達が当初想定どおりに進捗していないことを踏まえ、既存事業の運営に必要な資金を確保し、当社グループの資金繰りの安定化及び事業基盤の維持・強化を図ってまいります。

M & A、上場企業などへの投資資金につきましては、当社グループの中長期的な成長に資する投資機会を機動的に捉えるため、国内外の成長企業、上場企業、AI関連企業、スペース関連企業その他の成長領域に属する企業・事業への出資、株式取得、業務提携、共同事業開発等に充当する予定です。当社は、金融サービス事業及び投資関連事業における知見を活用し、成長性の高い領域への投資を通じて、投資収益の獲得及び当社グループの企業価値向上を目指してまいります。

事業会社等に対する投融資資金につきましては、当社グループの既存事業とのシナジーが見込まれる事業会社、成長資金を必要とする企業、当社グループによる支援・連携が可能な企業等に対する貸付、出資、社債引受その他の投融資に充当する予定です。当社は、これらの投融資を通じて、金融サービス事業における収益機会の拡大、投融資先との事業連携、及び中長期的な収益基盤の強化を図ってまいります。

以上のとおり、本資金調達は、第19回新株予約権による資金調達の進捗が限定的である状況を踏まえ、残存する第19回新株予約権を取得及び消却したうえで、当社グループの既存事業の安定運営、成長領域への投資、並びに事業会社等に対する投融資を着実に実行するために行うものであります。当社は、調達資金を上記各用途に適切に充当することにより、資金繰りの安定化、収益機会の拡大及び中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

本資金調達は、既存の第19回新株予約権による資金調達の進捗が限定的である状況を踏まえ、当該第19回新株予約権を取得及び消却したうえで、当社グループの既存事業の安定運営、中長期的な成長に資する投資機会を機動的に捉えるための新規事業強化、並びに事業会社などに対する投融資資金を着実に実行するために行うものであります。今回採用する無担保普通社債及びMSワラントを組み合わせたスキームは、普通社債による当初資金の確保と、行使価額修正条項及び行使コミットを備えたMSワラントによる段階的な資金調達を組み合わせることで、従前の固定行使価額型新株予約権と比較して資金調達の蓋然性を高めるものであり、現時点において当社の資金ニーズを満たす適切な資金調達手法であると判断しております。

本資金調達は、既存株主の皆様に対して一定の希薄化を伴うものではありませんが、調達資金を上記各用途に適切に充当することにより、当社グループの資金繰りの安定化、既存事業の安定運営、新規事業領域における収益機会の拡大及び中長期的な企業価値の向上に資するものと考えております。

(2) 第19回新株予約権の取得消却

2026年2月10日付取締役会決議に基づき、第三者割当による新株式及び第19回新株予約権を発行しておりますが当社株価が行使価額を下回る状況が継続し、権利行使による資金調達が進捗していないことを踏まえ、残存する一部の第19回新株予約権を取得するとともに、取得後直ちに消却することを本日開催の取締役会にて決議しており、「第19回新株予約権の一部取得及び消却に関するお知らせ」にて開示しております。

< 第19回新株予約権の取得消却の内容 >

(1) 取得及び消却する新株予約権の名称	abc株式会社 第19回新株予約権
(2) 発行した新株予約権の数	392,347個
(3) 新株予約権の譲渡及び消却対象者	Seacastle Singapore Pte. Ltd : 128,181個 Wowoo Pte.Ltd. : 74,167個 Soul Ventures Holdings Limited : 71,771個
(4) 取得及び消却する新株予約権の数	274,119個（注）
(5) 新株予約権の取得及び消却日	2026年7月31日
(6) 新株予約権の取得価額	総額95,393,412円（新株予約権1個当たり348円）（注）
(7) 消却後に残存する新株予約権の数	82,000個 Wowoo Pte.Ltd. : 80,000個 株式会社日本金融経済リサーチ : 1,000個 竹村 滋幸 : 1,000個

（注）「取得及び消却する新株予約権の数」、「新株予約権の取得価額」は本日以降、本新株予約権が行使されなかったと仮定した場合の数値を記載しております。

(3) 本資金調達の概要及び選択理由

本資金調達の特徴として、割当予定先に対して、本新株予約権の発行と同時に本社債を発行するところ、本社債の発行により、本新株予約権の行使を待たずに当社が即時に一定の資金を調達することができることも、その後の本新株予約権の行使による払込代金により、追加での資金調達を行う仕組みとなっております。本社債の発行は本新株予約権の発行との組み合わせで機能するものであり、本社債の償還には、原則として割当予定先による本新株予約権の行使代金が充当され、割当予定先は、本新株予約権の行使代金の累計額が各本社債の額面金額(1,000万円)の整数倍に達することに繰上償還請求を行い、当社はそれに応じて償還を行う予定です。

本新株予約権及び本社債の概要は以下のとおりです。

< 本新株予約権 >

当社が割当予定先に対して行使期間を3年間とする本新株予約権261,000個を発行し、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は26,100,000株です。

本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。

また、当社が割当予定先との間で金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結予定の本新株予約権買取契約において、当社が不行使期間の指定を行うことができる旨が定められる予定であり、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲を超えての行使を行わせないようにすることが可能となる予定です。

本新株予約権の行使価額は、2026年7月22日以降、本新株予約権の行使期間の満了日(2029年7月22日)まで、各修正日の属する週の前週の最終取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額)に修正されます。但し、上記の計算により修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。なお、2026年7月23日に本新株予約権の行使請求の通知が行われた場合は、行使価額は当初行使価額である92円とします。なお、行使価額の修正日を行使期間開始日の翌日といたしましたのは、割当予定先の手続き上の理由によります。

本新株予約権を行使価額修正条項付としたのは、行使価額を固定とした場合、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できないリスクを回避するためであり、また株価下落時においても行使価額が下限行使価額を上回る限りにおいては、行使価額が修正された方が、割当予定先による本新株予約権の行使が期待され、当社の予定する資金調達を円滑に行うことが可能となると判断したためです。

本新株予約権の行使価額の修正頻度を日次ではなく週次としたのは、割当予定先による行使の蓋然性を一定程度確保するためであり、週次の行使価額修正にかかわる参照株価につきましては、特定の曜日の終値とするよりも一般的であり、行使連絡の取次にかかわる手続上最も平明であると考えられる各週の最終取引日の終値を修正基準日として設定しております。なお、修正基準日に係る修正後の価額が、行使請求日の直前取引日の東証における当社の普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額を下回る可能性があります。行使価額が下限行使価額を下回ることはありません。

< 本社債 >

当社は、割当予定先に対し、額面総額200百万円の無担保普通社債(本社債)を払込価額総額190百万円で発行いたします。本社債の発行は本新株予約権の発行と同時に行われるもので本新株予約権の発行との組み合わせで機能する設計となっており、本社債の償還には、原則として割当予定先による本新株予約権の行使代金が充当され、割当予定先は、本新株予約権の行使代金の累計額が各本社債の額面金額(1,000万円)又はその整数倍に達することに繰上償還請求を行い、当社はそれに応じて償還を行う予定です。

本社債の概要

(1) 名称	abc株式会社 第1回無担保普通社債
(2) 社債の総額	金200,000,000円
(3) 各社債の金額	金10,000,000円
(4) 払込期日	2026年7月22日
(5) 償還期日	2027年7月21日
(6) 利率	年率0%
(7) 発行価額	額面100円につき金95円
(8) 償還価額	額面100円につき金100円
(9) 償還方法	<p>満期一括償還の他、以下の繰上償還条項が規定されています。</p> <p>(1) 組織再編行為による繰上償還</p> <p>組織再編行為(以下に定義します。)が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合、当社は本社債の保有者(以下「本社債権者」といいます。)に対して償還日(当該組織再編行為の効力発生日前の日とします。)の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部(一部は不可)を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとします。</p> <p>「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいいます。</p> <p>「子会社」とは、当該時点において、発行体の議決権(疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含みます。)の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上を発行体が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体をいいます。</p> <p>(2) 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還</p> <p>当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、東京証券取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除きます。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに本社債権者に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、公開買付者の当社普通株式取得による当社普通株式の東証からの上場廃止の日以前のいずれかの日とします。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとします。</p>

	<p>(3) スクイズアウト事由による繰上償還 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義されます。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイズアウト事由」といいます。)、当社は、本社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに社債権者に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前の日のいずれかの日とします。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとします。</p> <p>(4) 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還 本社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等(以下に定義します。)が生じた場合又は東証による監理銘柄への指定がなされた場合は、その選択により、当社に対して、償還すべき日の5日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。 「上場廃止事由等」とは以下の事由をいいます。 当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいいます。)又は子会社に、東証有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合</p> <p>(5) 当社の選択による繰上償還 当社は、その選択により、本社債権者に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とします。)の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。</p> <p>(6) 社債権者による繰上償還 本社債権者は、その選択により、当社に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とします。)の3営業日(東京における銀行の営業日(土曜日、日曜日、東京における法定の休日若しくは東京の銀行が法令若しくは行政規則により休業することが義務づけられ、又は許可されている日を除きます。))前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。但し、本社債権者は、本新株予約権の行使によって当社に払い込まれた金額の累計額が1,000万円の整数倍に達するごとに本(6)に基づく繰上償還を請求できるものとし、それ以外の場合に本(6)に基づく繰上償還を請求することはできません。</p>
(10) 引受人	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 15個 MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC 2個 BEMAP Master Fund Ltd. 3個

(4) 本資金調達の特徴

本資金調達のうち、本社債及び本新株予約権による資金調達のスキーム(以下「本スキーム」といいます。)による資金調達方法は、割当予定先に対して本社債を発行することで、本新株予約権の行使を待たずに当社が即時に一定の資金を調達するものです。また、本社債と同時に割当予定先に対して発行される本新株予約権が行使されることにより、追加的に、資本性の資金が調達されます。

本スキームは以下の特徴を有しております。当社は、現状の株式市場の状況及び資金使途に鑑み、社債による一定の資金の確保と新株予約権行使による資金調達を組み合わせた本スキームが当社に適した調達手法であると考え、本スキームによる資金調達を実施することを決定いたしました。

<メリット>

当初における一定の資金の調達

本社債の発行により、本社債の発行時に一定の資金を調達することが可能となっております。

対象株式数の固定

修正条項付転換社債型新株予約権付社債を発行した場合、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しませんが、本資金調達においては、修正条項付転換社債型新株予約権付社債は発行せず、株式への転換による希薄化が生じない本社債を発行いたします。本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される26,100,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項にしたがって調整されることがあります。

取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本社債が全て償還された日以降、1か月前までに本新株予約権者に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合等、本新株予約権を取得することにより、希薄化を防止できるほか、資本政策の柔軟性が確保できます。

行使停止条項

本新株予約権買取契約において、行使停止条項が定められる予定です。当社は、本社債が全て償還された日以降、1週間前までに本新株予約権者に通知することによって、当社の裁量により、本新株予約権の行使を停止し、その後、当社の裁量により、停止を解除し行使の再開を許可することが可能であるため、株式発行による需給悪化懸念に一定の配慮をした設計となっております。なお、本新株予約権の行使を停止すること及びその後停止を解除し行使の再開を許可することを決定した場合は適時適切に開示いたします。

譲渡制限

本新株予約権買取契約において、譲渡制限が定められる予定です。本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権買取契約において譲渡制限が付される予定であり、事前に当社の書面による承諾を得ない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

株価上昇時の資金調達額増加の可能性があると

本新株予約権は、株価に連動して行使価額が修正され、また、行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には当社の資金調達額が増加する可能性があります。

割当予定先による市場売却の制限

本新株予約権買取契約において、割当予定先は、割当予定先又はその関係会社が、その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家(以下「海外機関投資家」といいます。)であると合理的に認識している海外機関投資家に対して、本新株予約権の行使により取得した当社株式を市場外で売却していく意向である旨を表明する予定であり、割当予定先が当社株式を証券取引所市場内で売却するには、当社が契約違反の状態にある場合等一定の例外的な場合を除き、当社の事前の承諾が必要となります。

本新株予約権の行使により負債負担が軽減されること

本社債の発行は本新株予約権の発行との組み合わせで機能するものであり、割当予定先は、本新株予約権の行使代金の累計額が各本社債の額面金額(1,000万円)の整数倍に達するごとに繰上償還請求を行う権利を有し、割当予定先から繰上償還請求がなされた場合に、当社はそれに応じて償還を行う予定です。本新株予約権が行使された場合、本社債の繰上償還によって本社債の償還が行われるため、本社債発行によって増加した負債は減少することになります。

<デメリット>

本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される26,100,000株で一定であり、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため議決権行使に係る希薄化が生じます。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に行使価額の下限を下回る場合等では、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

また、株価が当初行使価額を下回る状況では、仮に行使がなされたとしても、資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

本社債については、本新株予約権の行使が進まない場合でも償還期日までに償還を行う必要があります、その場合当該償還に係る資金が必要となります。

<他の資金調達方法との比較>

当社が本スキームによる資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は、主に以下のとおりです。

公募増資

公募増資では、一時に資金を調達できる反面、同時に将来の1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右され、当社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではないため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。

第三者割当による新株式発行

第三者割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、必要資金の全額を新株式の発行で調達することは、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

金融機関からの借入れ

当社の現在の財務状況を踏まえると、金額の多寡にかかわらず、融資を引受け可能な金融機関を見つけることは困難です。そのため、当社は、金融機関からの借入れを資金調達の選択肢とすることはできません。また、仮に実現したとしても、金利の負担が生じることや調達資金額が全額負債となることに鑑みると、財務の健全性維持の観点から、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

修正条項付転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は一時に資金を調達できる反面、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなりますが、転換を促進するため修正条項を付した場合、修正条項付転換社債型新株予約権付社債は相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が懸念されます。

第三者割当による行使価額固定型新株予約権の発行

行使価額固定型新株予約権については、株価が行使価額を下回っている場合は原則行使が行われず、資金調達が実現しないリスクがあります。そのため、現在の財務状況を勘案すると、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、社債と同時に行使価額固定型新株予約権を発行した場合、市場環境によって株価が下落した際には社債の償還原資の調達目的が付なくなり、財務健全性が著しく損なわれます。したがって、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

これらに対し、本スキームによる資金調達方法は、資金の一部が即座に調達可能となること、本新株予約権行使により資本性資金が調達可能となること、本新株予約権の行使が進めば、追加の資金調達が可能となり得ること、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはないこと等の特徴を有しています。

当社が割当先に対して本社債及び本新株予約権を発行することにより、本社債及び本新株予約権の発行時において即時に、予定する金額の一部を確実に調達することが可能となります。なお、本新株予約権が行使されることにより、資本性資金が調達されるとともに、当該行使による金額を本社債の償還に充当することで、負債が減少します。さらに、本新株予約権の行使が進めば、追加の資本性資金調達が可能となり、社債償還以外の資金使途に使用可能となり得ます。

以上の検討の結果、割当予定先から提案を受けた本スキームによる資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも当社の希望する資金調達を達成し得る望ましいものであり、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

- 2 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
- 3 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
本新株予約権買取契約には、上記「(注) 1. 本資金調達により資金調達をしようとする理由 (3) 本資金調達の概要及び選択理由」に記載した内容が含まれます。
また、当社と割当予定先は、本新株予約権について、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じる予定です。
- 4 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
- 5 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、当社株主であるWowooPte. Ltd. は、その保有する当社普通株式の一部についてLCAO、MAP246及びBEMAPへの貸株を行う予定です(契約期間：2026年7月6日～2029年7月22日、貸借株数(上限)：それぞれ2,220,000株、240,000株及び540,000株、貸借料：年率0%、担保：無し)。
- 6 その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
- 7 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、新株予約権行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとします。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとします。
- 8 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。
- 9 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
該当事項はありません。
- 10 株券の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、株主名簿管理人をして当社の株主名簿に本新株予約権者を株主とする株式の発行を記録させることにより株式を交付します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
2,414,250,000円	141,887,500円	2,272,362,500円

- (注) 1. 払込金額の総額は、第20回新株予約権証券の発行価額の総額13,050,000円、第20回新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の総額2,401,200,000円を加えた額です。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、発行諸費用の概算額の内訳は、資本金の増加の登記にかかる登録免許税等約15,525千円、株式会社渋谷国際会計事務所(東京都渋谷区富ヶ谷2丁目1番1号、代表取締役 安部 啓史)(以下「渋谷国際会計」といいます。)に対する新株予約権の算定費用1,500千円。同社への有価証券届出書等作成支援費用3,500千円、外部調査機関に対する割当先の信用調査費用として650千円、永田町リーガルアドバイザー株式会社(所在地：東京都千代田区平河町二丁目16番2号、代表者：加陽麻里布 以下「永田町リーガルアドバイザー」といいます。)に対する割当予定先の紹介手数料及びファイナンシャル・アドバイザー費120,712千円を見込んでおります。紹介手数料及びファイナンシャル・アドバイザー費は新株予約権による調達額が手数料の算出に含まれることから、調達金額に応じて、その費用も変動いたします。なお、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。なお、永田町リーガルアドバイザーは、M&A案件のDD(デューデリジェンス)業務を委託するなど以前から案件ベースに取引関係もあった経緯から先般の資金調達に関する状況も相談しており、直近の当社株価が第19回新株予約権の行使価額を下回る状況が継続しており、同新株予約権による資金調達が当初想定どおりに進捗していないことについて協議を行っておりました。協議の中で、永田町リーガルアドバイザーより、当社の経営環境及び今後の事業方針等を十分理解し、投資検討できる投資家の紹介の可能性も示唆いただき、ファイナンシャル・アドバイザー契約を締結しています。当該契約内容に関しては、永田町リーガルアドバイザーの紹介先投資家が当社の増資の引き受けを行い、当社側の調達が成約したのちに成功報酬を支払う手数料体系となっており、永田町リーガルアドバイザーより契約締結時に条件提示を受けて、相互に合意しております。
3. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。その際には投資対象事業のリスケジュール及び手元資金又は別途第三者割当等による調達による充当を想定しております。

(2) 【手取金の具体的な使途】

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
運転資金	300	2026年7月～2027年7月
M & A、上場企業などへの投資資金	800	2026年7月～2029年7月
事業会社などに対する投融資資金	552	2026年7月～2029年7月
社債返済資金	200	2026年7月～2027年7月
借入金返済	420	2026年7月～2026年11月
計	2,272	

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。
2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。
3. 資金使途は、記載の優先順位にて充当する予定です。なお、新株予約権の行使が思うように進まず充当が進まない場合には、資金使途の見直し及び別途の資金調達の可能性がございます。

本第三者割当により調達される手取金の使途のより具体的な内容につきましては、以下のとおりです。

運転資金

運転資金につきましては、当社グループの既存事業を継続的に運営するための人件費、外注費、システム関連費用、販売促進費、専門家費用、支払手数料、地代家賃、その他一般管理費等に充当する予定です。

当社連結グループにおける2025年8月期の連結業績は、売上高1,109,625千円、営業損失 922,394千円、経常利益781,288千円、親会社株主に帰属する当期純利益526,527千円(営業活動によるキャッシュ・フロー 232,549千円、投資活動によるキャッシュ・フロー 131,815千円、財務活動によるキャッシュ・フロー668,134千円)となり、また、2026年8月期中間連結会計期間においても、売上高1,172,789千円、営業損失 1,053,200千円、経常利益3,111,389千円、親会社株主に帰属する中間純利益2,567,902千円(営業活動によるキャッシュ・フロー 1,123,559千円、投資活動によるキャッシュ・フロー473,084千円、財務活動によるキャッシュ・フロー718,149千円)を計上しており、損益面では一定の収益改善が進捗しております。

一方で、当社グループの収益は、暗号資産や有価証券の売却益等を含む金融・投資関連収益の影響を受ける部分があり、安定的かつ継続的な営業キャッシュ・フローの確立については、現在も各事業の収益基盤強化と並行して取り組んでいる段階にあります。また、2025年8月期においては、暗号資産の取得による支出654,250千円、有価証券の取得による支出1,827,766千円、短期借入金の返済による支出4,336,558千円など、事業推進、投資活動及び財務活動に伴う相応の資金支出が発生しております。

さらに、2026年8月期中間連結会計期間においては、経常利益及び親会社株主に帰属する中間純利益は大きく改善しているものの、当社グループは複数の事業領域を並行して展開しており、金融サービス事業、Web3事業、サイバーセキュリティ事業、空間プロデュース事業、ゲーム事業及びヘルスケア事業において、事業運営に必要な人件費、外注費、システム関連費用、販売促進費、専門家費用その他の固定的・継続的な支出が発生しております。キャッシュ・フローの継続的な黒字を目指してはおりますが、安定的かつ継続的なキャッシュ・フローの確立については現在も事業の推進と並行して従事しているところであり、暗号資産ディーリング運用による大口の暗号資産売却益は、2つの暗号資産を相対取引でスワップ取引することで発生しており、現金化してキャッシュインしている状況ではなく、そのため、現状の資金繰りの状況に加えて、既存借入金の返済、子会社における給与支払及び諸経費の支払等も継続して発生するため、短期的な資金繰りの安定性を確保する必要があります。

このような状況を踏まえ、当社としては、損益面での黒字化及び財務基盤の改善が進捗している一方で、各事業の安定運営及び収益基盤の強化を継続するためには、手元流動性を確保し、運転資金を適時に補填することが不可欠であると判断しております。そのため、本資金調達により調達する資金のうち普通社債による調達分を含め500百万円を、当社グループの人件費、外注費、システム関連費用、販売促進費、専門家費用、子会社への給与支払及び諸経費等の運転資金に充当する予定です。

M & A、上場企業などへの投資資金

当社は、当社グループの事業領域においてシナジーが見込める企業等に対するM & A、資本業務提携及び投融資を実施することにより、グループ全体の収益基盤の拡大及び企業価値の向上を目指しております。

M & A、資本業務提携又は投融資の対象としては、上場企業を含む国内外の企業を想定しており、当社の企業規模、対象会社の事業内容、企業規模、売上規模、成長可能性、当社の財務状況及び投資計画、並びに当社グループの既存事業又は今後注力する事業領域とのシナジー等を総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される案件については、積極的に検討していく方針です。

本第三者割当により調達した資金のうち、本新株予約権の発行及び行使により調達した資金のうち800百万円を本資金使途に充当する予定です。

現在、当社は、上場企業、その他の成長分野に属する企業を中心に、複数の投資候補案件について継続的に情報収集、初期的検討及び協議を行っております。投資候補案件としては、上場企業における第三者割当増資、成長企業への資本参加、事業提携を前提とした出資、又は将来的なM & Aを見据えた投融資案件等を想定しており、1件当たりの投資金額は概ね1億円から5億円程度、案件の規模及び戦略的重要性によっては最大で約10億円程度を想定しております。投資額に関しては、本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を実行の前提にしており、それに合わせて投資金額も減額あるいは別の協業先との共同投資など適切にスキームなども調整しながら、投資実行を行っていく予定です。

なお、現時点において、当社は2025年12月29日付PR情報「第13回新株予約権(行使価額修正条項付)の引き受けに関するお知らせ」にて公表のとおり、ウイテスト株式会社(証券コード：6721)が発行した第13回新株予約権(調達資金額：約7億円)の引き受け、また株式会社倉元製作所(証券コード：5216)が発行した新株式及び新株予約権を引き受けております。

上場企業における第三者割当増資に関しては、同様のケースとして、株式及び新株予約権の引き受けをベースとした案件での交渉が進行しています。進捗状況としては、協議中の案件が7～8件あり、すでに対象先との協議がほぼ終了し、当社としては実行待機の段階である案件が1社あたり2～5億円規模で5件、5～10億円規模で1件が現在は進行しております。投資額に関しては、本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を実行の前提にしており、それに合わせて投資金額も減額あるいは別の協業先との共同投資など適切にスキームなども調整しながら、投資実行を行っていく予定です。

今後、具体的な資金使途、投資対象、投資金額その他開示すべき事項が確定した場合には、法令及び金融商品取引所の規則に従い、適時適切に開示してまいります。

事業会社などに対する投融資資金

当社は、当社グループの事業領域においてシナジーが見込める企業等に対するM & A、資本業務提携及び投融資を通じて、グループ全体の収益基盤の拡大及び企業価値の向上を目指しております。

今回、第三者割当により調達する資金の具体的な使途として、上記「M & A、上場企業への投資資金」に充当することを予定しておりますが、当社が検討する案件の中には、株式取得、第三者割当増資の引受け、資本業務提携又はM & Aを前提とするものに加え、案件の内容、対象会社の資金需要、資本政策、当社との事業上の連携可能性及び投資リターン等を総合的に勘案した結果、エクイティファイナンスではなく、デットファイナンスによる支援型のスキームがより効果的であると判断される案件も含まれております。

具体的には、上場企業又は未上場企業に対する事業資金、成長投資資金、資本政策上の資金需要等に対応するための融資、上場株式等を担保とする融資、又は将来的な資本業務提携、株式取得、M & Aその他の投資機会につながることを見据えた先行的な投融資等を想定しております。これらのデットファイナンスによる支援については、単なる資金提供にとどまらず、当社グループとの事業連携、将来的な出資又はM & Aの可能性、投資回収可能性、担保・保証その他の保全措置、対象会社の財務状況及び信用力等を慎重に検討したうえで実行する方針です。

当該投融資対象案件については、上場企業を含む国内外の企業を対象として検討しており、当社の企業規模、対象会社の事業内容、企業規模、売上規模、成長可能性、当社の財務状況及び投資計画、当社グループの既存事業又は今後注力する事業領域とのシナジー、並びに投資リターン及びリスク等を総合的に勘案し、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される案件については、積極的に取り組んでいく方針です。

本第三者割当により調達した資金のうち、本新株予約権の発行及び行使により調達した資金のうち552百万円を本資金使途に充当する予定です。

なお、現時点において、融資候補案件としては、約5件の案件を継続的に対象として検討及び協議を行っております。案件の進捗状況としては、協議が相当程度進捗し実行前の段階にある案件、又は主要な条件面の協議が概ね終了し実行可能性が高まっている案件が1件から3件程度あります。融資候補先については、当社グループ事業との連携可能性が見込まれる上場企業及び未上場企業を想定しており、1件当たりの融資金額は概ね3億円から5億円程度、案件の規模、担保・保全状況、事業上の重要性及び期待リターンによっては最大で約10億円程度を想定しております。融資対象先との協議がほぼ終了し、当社としては実行待機の段階である案件については、本件の調達状況や融資対象先との関係性も踏まえて実行を行ってまいります。融資額に関しては、本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を融資の前提にしており、それに合わせて融資金額を減額あるいは融資案件の実行を最終するの否かの選択も図りながら、融資実行を行っていく予定です。

今後、具体的な資金使途、融資対象、融資金額その他開示すべき事項が確定した場合には、法令及び金融商品取引所の規則に従い、適時適切に開示してまいります。

社債返済資金

当社は、割当予定先に対し、額面総額200百万円の無担保普通社債(本社債)を発行いたします。払込期日を2026年7月22日とし、償還期日を2027年7月21日と設定しており、本社債の発行は本新株予約権の発行と同時に行われるもので本新株予約権の発行との組み合わせで機能する設計となっております。本資金調達により調達する資金のうち、運転資金の300百万円、普通社債による調達分200百万円を含め500百万円を、当社グループの人件費、外注費、システム関連費用、販売促進費、専門家費用、子会社への給与支払及び諸経費等の運転資金に充当する予定です。本社債の償還には、原則として割当予定先による本新株予約権の行使代金が充当され、割当予定先は、本新株予約権の行使代金の累計額が各本社債の額面金額(1,000万円)又はその整数倍に達するごとに繰上償還請求を行い、当社はそれに応じて償還を行っていく予定です。

借入金返済

本第三者割当により調達する資金のうち420百万円については、当社の資金繰りを鑑み、金融機関などによる借入れによる返済やまた現状における事業収益等からの捻出による当社自身の自己資金による借入金の返済は困難であると予測し、本第三者割当により調達する資金による返済期限が到来する下表の借入先に対する借入金の返済に充当いたします。なお、当該借入金の資金使途は運転資金の名目で借入しており、期日前返済も検討し、利息による出費を抑える方針で返済を予定しております。金融機関以外の第三者からの借入については、前年度よりのエクイティファイナンスの実施によって資金調達もしながら、今後における事業展開のための運転資金確保に機動的かつ確実な資金調達手段を適宜検討しているなか、当社ともビジネス上の関係がある先、また以前から当社と懇意先に資金の借入を相談し、当社の事業に対する理解もあり、借入れについて承諾いただき、借入れを行っております経緯です。今回、借入金返済資金として返済する対象先3社については、現状における事業収益等からの捻出による当社自身の返済が困難である予測と借入先と当社の関係上で、返済期日までの返済優先であることを増資資金(本新株予約権の行使により調達する資金)で充当することで、借入先からの信用の担保にもなることから返済対象先として挙げております。なお、返済の順序につきましては、本新株予約権の行使により調達する資金から返済に充当先で分けており、一部の期日延長予定で調整中も勘案して、最終返済日の早い順位に予定しております。予定する返済先に関して返済期日から新たに借り換えを行うなどの場合には、借り換えた先の返済に充当してまいります。下記、借入金の「利息残高」に関しては、2026年5月31日時点での借入残高に2026年5月31日時点の利率を掛けて算出した金額になります。

1) 借入金(300百万円)

借入先	相手先のご意向により非開示とさせていただきます。
借入実行日	2025年12月11日
最終返済期日	2026年6月10日 期日延長予定で調整中
当初借入金額	300百万円
利率	15%
2026年5月31日利息残高	1百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2026年5月31日借入残高	300百万円

2) 借入金(40百万円)

借入先	T&P税理士法人(代表社員 税理士 豊崎 修)
借入実行日	2025年1月29日
最終返済期日	2026年10月28日
当初借入金額	40百万円
利率	10%
2026年5月31日利息残高	5百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2026年5月31日借入残高	40百万円

(注) 借入先のT&P税理士法人は、当社の監査役が代表社員を務めております。

3) 借入金(80百万円)

借入先	相手先のご意向により非開示とさせていただきます。
借入実行日	2026年6月2日
最終返済期日	2026年11月30日
当初借入金額	80百万円
利率	12%
2026年5月31日利息残高	0百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2026年5月31日借入残高	0百万円

当社は、当該における第三者割当増資資金の活用によって、収益構造の改革、事業基盤の安定化を図ると同時に、現在の戦略に基づく事業構築の動きを確実にを行うことで、当社の将来的な企業価値向上を確実にしていくことで、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの方々のご期待に応えていけるものと考えております。

また、前回の資金調達における現在までの調達金額及び充当状況は以下のとおりです。

(2026年2月10日付取締役会決議に係る第三者割当による新株式、第19回新株予約権の発行により調達した資金の充当状況)

< 本新株式の発行により調達する資金の充当状況 >

具体的な用途	資金使途 (百万円)	調達額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出時期
運転資金	150	150	150	2026年2月～2026年4月
借入金返済資金	350	350	350	2026年2月～2026年3月
合計	500	500	500	

< 第19回新株予約権の発行により調達する資金の充当状況 >

具体的な用途	資金使途 (百万円)	調達額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出時期
借入金返済資金	500	200	200	2026年2月～2026年9月
M & A、上場企業などへの投資資金	2,500	256	256	2026年2月～2030年2月
暗号資産の投資運用資金	2,991	92	92	2026年2月～2030年2月
事業会社などに対する投融資資金	2,000	90	90	2026年2月～2030年2月
運転資金	200	0	0	2026年5月～2026年11月
合計	8,191	706	706	

注1：2026年7月6日付「第三者割当による第1回無担保社債（私募債）及び新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び第19回新株予約権の一部取得及び消却に関するお知らせ」の開示にて、第19回新株予約権について残存する本新株予約権の一部を取得するとともに、取得後直ちに消却いたします。

注2：2026年5月29日付「資金使途の変更に関するお知らせ」の開示にて、第19回新株予約権の発行により調達する資金使途のうち「M & A、上場企業・米国 AI ベンチャー、スペース銘柄などへの投資資金」に充当する予定であった3,000百万円のうち200百万円を「運転資金」に振り替えを行いまして、300百万円を「借入金返済資金」に追加し、資金使途の変更を行いました。なお、上表の資金使途は使途変更後を記載しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

LCAO

名称	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	
所在地	P.O. Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
出資額	約668百万米ドル(2025年12月31日時点) (注) 1	
組成目的	投資	
主たる出資者及び出資比率	Long Corridor Alpha Opportunities Feeder Fund, 100%	
業務執行組合員等に関する事項	名称	Long Corridor Asset Management Limited
	本店の所在地	26th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング9階 Long Corridor Global Asset Management 山本 かおり 03-4520-5710
	代表者の役職・氏名	ディレクター : James Xinjun Tu
	事業内容	投資運用業
	資本金	8,427,100香港ドル(157百万円)
	主たる出資者及び出資比率	James Xinjun Tu 100%

MAP246

名称	MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC	
所在地	190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
出資額	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。 (注) 2	
組成目的	投資	
主たる出資者及び出資比率	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。 (注) 2	
業務執行組合員等に関する事項	名称	Long Corridor Asset Management Limited
	本店の所在地	26th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング9階 Long Corridor Global Asset Management 山本 かおり 03-4520-5710
	代表者の役職・氏名	ディレクター : James Xinjun Tu
	事業内容	投資運用業
	資本金	8,427,100香港ドル(157百万円)
	主たる出資者及び出資比率	James Xinjun Tu 100%

BEMAP

名称	BEMAP Master Fund Ltd.	
所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
出資額	開示の同意を得られていないため、記載していません。 (注) 2	
組成目的	投資	
主たる出資者及び出資比率	開示の同意を得られていないため、記載していません。 (注) 2	
業務執行組合員等に関する事項	名称	Long Corridor Asset Management Limited
	本店の所在地	26th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング9階 Long Corridor Global Asset Management 山本 かおり 03-4520-5710
	代表者の役職・氏名	ディレクター：James Xinjun Tu
	事業内容	投資運用業
	資本金	8,427,100香港ドル(157百万円)
	主たる出資者及び出資比率	James Xinjun Tu 100%

(注) 1 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年7月6日現在におけるものです。

- 2 割当予定先であるMAP246及びBEMAPの出資額、主たる出資者及びその出資比率については、LCAO、MAP246及びBEMAPと一任契約を締結し、その運用を行っている香港に所在する機関投資家であるLong Corridor Asset Management Limited(以下「LCAM」といいます。)のInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載していません。開示の同意を行わない理由につきましては、MAP246とLCAM及びBEMAPとの間で締結した秘密保持契約に基づき守秘義務を負っているためと聞いております。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

LCAO

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社株式の数	該当事項はありません。
人事関係	記載すべき人事関係はありません。	
資金関係	記載すべき資金関係はありません。	
技術又は取引関係	記載すべき技術又は取引関係はありません。	

MAP246

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社株式の数	該当事項はありません。
人事関係	記載すべき人事関係はありません。	
資金関係	記載すべき資金関係はありません。	
技術又は取引関係	記載すべき技術又は取引関係はありません。	

BEMAP

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社株式の数	該当事項はありません。
人事関係		記載すべき人事関係はありません。
資金関係		記載すべき資金関係はありません。
技術又は取引関係		記載すべき技術又は取引関係はありません。

LCAM(上記、及びの業務執行組合員)

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社株式の数	該当事項はありません。
人事関係		記載すべき人事関係はありません。
資金関係		記載すべき資金関係はありません。
技術又は取引関係		記載すべき技術又は取引関係はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、上記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

そのような中で、当社は、クレーンゲームジャパン株式会社の株式取得におけるM&A案件のDD(デューデリジェンス)業務を委託するなど以前から案件ベースに取引関係もあった経緯から資金調達に関する状況も当社FAである永田町リーガルアドバイザーに相談しており、同社との間で、当社株価が第19回新株予約権の行使価額を下回る状況が継続しているため、同新株予約権による資金調達が当初想定どおりに進捗していないことについて協議を行ってまいりました。

当該協議の中で、当社は、資本政策の機動性および資金調達手段の実効性を確保する観点から、第19回新株予約権を取得・消却したうえで、現在の株価水準および当社の資金需要に即した新たな資金調達手段へ切り替えることについて検討を進めることとなりました。

その検討の過程において、2026年5月上旬、永田町リーガルアドバイザーより、当社の経営環境及び今後の事業方針等を十分理解する分析能力を有し、かつ当社が必要とする金額を調達する上で、当社にとって資金調達ができる可能性が高く、かつ短期間で投資の意思決定をすることが可能な条件を提示できる可能性が高い機関投資家としてLCAMの紹介を受け、LCAMから具体的な提案として、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCAO、MAP246及びBEMAPに対する第三者割当による本新株予約権発行及び本社債発行の提案を受けました。

なお、永田町リーガルアドバイザーは、当社の先般の資金調達に関する状況も承知しており、直近の当社株価が第19回新株予約権の行使価額を下回る状況が継続しており、同新株予約権による資金調達が当初想定どおりに進捗していないこと、また現在、当社が監査法人不在の状況にあることもLCAM及びLCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCAO、MAP246及びBEMAPの対しても説明をいただいております。永田町リーガルアドバイザーより、その状況下にあることも説明いただいたうえで、引き受けリスクも勘案して、引き受けることが可能な条件、具体的な提案として、当社は説明を受けております。

LCAO

LCAOは、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているケイマン籍の免税有限責任資産運用会社であり、当社が必要とする調達金額に対応可能な資金力を有しております。LCAMからの提案の中で、LCAOは株式等への投資実績も豊富であり、当社の事業内容に対する理解やファンダメンタルズ分析に基づいた投資判断を行う姿勢が示されており、当社の経営には一切関与しない友好的な純投資家であることから、割当先として適切と判断いたしました。

MAP246

MAP246は、LCAMが一任運用するケイマン籍の分離ポートフォリオ会社(Segregated Portfolio Company)の分離ポートフォリオの一つであり、柔軟な投資スタイルを特徴としています。MAP246に関しても日本企業への投資経験があり、当社の経営には一切関与しない友好的な純投資家であることから、MAP246は当社のファイナンス方針に沿った協調的な投資家であり、割当先として適切と判断いたしました。

BEMAP

BEMAPもLCAO及びMAP246と同様に、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているケイマン籍の免税有限責任資産運用会社であり、株式を含む複数アセットへの投資経験を有しています。BEMAPについては、特に中長期的視点からの資本性資金の提供を重視しており、当社に対しても経営に関与しない純投資スタンスを明確にしていることから、安定的かつ友好的な株主として適切な割当先であると判断いたしました。

上記判断の前提として、当社がLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏に対するヒアリングを行ったところ、LCAMは、香港本拠のマルチストラテジーファンドであり、その運用資金の主体は世界的大手機関投資家を含む機関投資家からのものであること、本拠地の香港に加え、東京に拠点を持ち、アジアの主要マーケットをカバーした投資プラットフォームを有しており、株式等を中心に様々なアセットクラスに投資し、事業会社に対するファンダメンタルズ分析に基づき投資を検討していること、投資形態は柔軟であり、経営には一切関与しない友好的な純投資家であるとの説明を受けております。

d．割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数
LCAO	第20回新株予約権 193,140個 (その目的となる株式 19,314,000株)
MAP246	第20回新株予約権 20,880個 (その目的となる株式 2,088,000株)
BEMAP	第20回新株予約権 46,980個 (その目的となる株式 4,698,000株)

e．株券等の保有

本新株予約権買取契約において、本新株予約権について、その譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨、並びに、本新株予約権の行使により交付される当社株式について、本新株予約権買取契約で定める解除権が発生している場合を除き、当社の事前の書面による承諾を受けることなく、取引所金融商品市場で売却することができない旨が定められる予定です(本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。)。上記解除権は、本新株予約権の全部又は一部が残存している間に、当社に、()支払の停止、破産手続開始等、()手形交換所の取引停止処分、()当社と割当予定先との間の取引に関し重大な違反があったこと、のいずれかの事由が発生したこと、並びに、本新株予約権の全部又は一部が残存している間に、()本新株予約権買取契約に定める表明及び保証(反社会的勢力に係るものを除く。)に虚偽があること、()本新株予約権買取契約に定める表明及び保証(反社会的勢力に係るもの)に虚偽があるか若しくは真実に反する合理的な疑いがあること又は重大な影響を与えるような変更が生じたこと若しくは変更が生じた合理的な疑いがあること、()本新株予約権の行使に重大な影響を与える国内外の金融、為替、政治又は経済上の変動が生じ又は生じるおそれがあること、()不可抗力により本新株予約権買取契約が履行不能又は履行困難となる事態が生じ又は生じるおそれがあること、のいずれかの事由が発生したと割当予定先が合理的に判断したことを行使可能事由としています。なお、本新株予約権の行使により交付される当社株式について、当社が取引所金融商品市場での売却を承諾する場合、都度適時適切に開示いたします。また、本新株予約権買取契約において、割当予定先は、割当予定先又はその関係会社が、海外機関投資家であると合理的に認識している海外機関投資家に対して売却していく意向である旨を表明する予定です。なお、割当予定先が取引所金融商品市場外で当社株式を海外機関投資家に対して売却した後に、当該海外機関投資家によって取引所金融商品市場内で当社株式が売却される可能性があります。

また、当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有します。以下同じです。))の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点(2026年7月22日)における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置(割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る行使を制限する内容を約する旨定めること)を含みます。)を講じる予定です。

なお、株券等の保有方針について割当予定先であるLCAO、MAP246及びBEMAPIは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨をLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏から口頭にて確認しております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先のうちLCAOについて、2025年12月期のErnst & Youngによる監査済み財務書類及びLCAOの保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーであるGoldman Sachs（ゴールドマン・サックス）が発行しました2026年5月27日及び2026年5月28日現在の残高サマリー資料を確認いたしました。現在までにおける残高サマリー資料を確認するとともに、LCAOより資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。当社は、LCAOの財務書類に記載されるキャッシュ・フロー上の入出金の金額及びLCAOが現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降LCAOの保有財産に重大な変更がないことを上記書類の確認と併せて割当予定先の資産運用を一任されているLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表者西健一郎氏からのヒアリングにより確認いたしました。LCAOの2025年12月期の監査済み財務書類における「キャッシュ・フロー計算書において、投資活動および財務活動による現金流入・流出の規模を確認し、その上で、当該キャッシュ・フローによってもたらされた期末資金残高が、上記のとおり残高資料との整合を確認し、ファンドとして実態のある資金運用が行われていること（ペーパーカンパニーや実体のない口座ではないこと）を客観的に確認しております。財務書類に記載の現預金を網羅する全プライム・ブローカーからの残高サマリー資料は入手できなかったが、1プライム・ブローカーであるGoldman Sachs（ゴールドマン・サックス）の直近残高サマリー資料を確認することで原資を確認しています。

同様に、当社は、割当予定先のうちMAP246について、2025年12月期のGrant Thorntonによる監査済み財務書類及びMAP246の保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーであるGoldman Sachs（ゴールドマン・サックス）が発行しました2026年5月27日及び2026年5月28日現在までにおける残高サマリー資料を確認するとともに、MAP246より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。MAP246の2025年12月期の監査済み財務書類におけるキャッシュ・フロー計算書において、ファンドの投資・財務活動に伴う入出金の実績（流動性）を確認しております。財務書類に記載の現預金を網羅する全プライム・ブローカーからの残高サマリー資料は入手できなかったが、1プライム・ブローカーであるGoldman Sachs（ゴールドマン・サックス）の直近残高サマリー資料を確認することで原資を確認しています。

当社は、割当予定先のうちBEMAPについては直近監査済み財務書類を入手・確認できませんでしたが、その代替として、BEMAPの保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーであるGoldman Sachs（ゴールドマン・サックス）が発行しました2026年5月27日及び2026年5月28日までにおけるカस्टディ口座に係る現金残高資料を確認するとともに、BEMAPより資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。

また、当社はLCAO、MAP246及びBEMAPから入手した上記残高証明書の日付以降、LCAO、MAP246及びBEMAPの保有資産に重大な変更がないことをLCAO、MAP246及びBEMAPと一任契約を締結し、その運用を行っている、香港に所在する機関投資家であるLCAMのInvestor AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏に確認しております。

したがって、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、各割当予定先から、各割当予定先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、割当予定先の資産運用を一任されているInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementを含む各割当予定先の関係者、役員又は議決権を持つ出資者その他の関係者に反社会的勢力との一切の関係がないことを確認いたしております。なお、LCAMは、LCAO、MAP246及びBEMAPが保有する株券について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有しております。

また、当社は、上記とは別に各割当予定先が反社会的勢力の影響を受けているか否かについて、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(所在地：東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表取締役：小坂橋 仁)に調査を依頼しました。その結果、割当予定先関係者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、

当社は割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に事前に当社取締役会の承認を得る必要である旨が定められる予定です。なお、当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、承諾の前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力と関わりがないことの確認、行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、本新株予約権買取契約に係る行使制限等の権利義務について譲受人が引継ぐことを条件に、承認の可否を判断する予定です。また、当社取締役会において本新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められる諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である渋谷国際会計に依頼しました。渋谷国際会計は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2026年7月3日)の市場環境を考慮し、当社の株価(発行決議日直前取引日の東証終値)、ボラティリティ(81.27%)、予定配当額(0円/株)、無リスク利率(1.553%)等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高(流動性)を反映して、本新株予約権の評価を実施しました。当社は、当該評価機関が上記前提条件を基に算定した評価額(新株予約権1個当たり50円)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該評価額と同額の本新株予約権の1個の払込金額を50円としています。

また、割当予定先と協議の上、本新株予約権の行使蓋然性を確保するため、本新株予約権の当初行使価額は発行決議日の直前取引日の終値であります。その後の行使価額は、本新株予約権の修正日の属する週の前週の最終取引日の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額である46円を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日直前取引日の当社普通株式の終値の50%に相当する金額で設定されております。当社は、かかる行使価額は、本新株予約権の発行規模や当社株式の流動性等を踏まえて割当予定先と協議を行った結果、合意に至ったものであり、合理的な条件であると考えております。また、当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されていることに照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、渋谷国際会計が、公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額と同額で決定されている本新株予約権の払込価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役3名全員(うち社外監査役の数:3名)からTFAは、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の発行に伴い増加する潜在株式数は、26,100,000株(議決権数261,000個)となり、2026年2月28日現在の発行済株式総数37,281,119株(議決権数370,462個)に対して、70.01%(議決権比率70.45%)の希薄化が生じます。さらに2026年2月10日付で提出された有価証券届出書に基づく株式数及び第19回新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ2,392,400株及び39,234,700株の合計41,627,100株を合算した希薄化率は181.67%(議決権比率182.82%)の希薄化が生じます。

したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、独立した第三者からの意見の入手又は株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなります。しかしながら、当社は、本資金調達により調達した資金を上記「5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」の資金使途に充てることにより、まず当社における運転資金の充実及び事業資金の確保及び財務基盤の安定化を図っていくことで既存事業における更なる強化と新規事業への挑戦にもつながらることから、当社企業価値の向上に資するものと考えており、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、本資金調達に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数26,100,000株を行使期間である3年間(245日/年営業日で計算)で売却するとした場合の1日当たりの数量35,510株となり、当社株式の過去6ヵ月間における1日当たりの平均出来高688,220株の5.16%であり、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを書面にて確認していることから、本資金調達が及ぼす株価への影響は限定的となるよう引受先からも配慮されているものと考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

これらを踏まえ、当社は、本第三者割当によって、当社グループの事業拡大を推進していくことが、早期に収益を拡大するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考えており、流通株式数の増加が見込まれるものと判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の発行に伴い増加する潜在株式数は、26,100,000株(議決権数は261,000個)となり、2026年2月28日現在の発行済株式総数37,281,119株(議決権数370,462個)に占める割合が70.45%、さらに2026年2月10日付で提出された有価証券届出書に基づく株式数及び新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ2,392,400株及び39,234,700株の合計41,627,100株を合算した希薄化率は181.67%(議決権比率182.82%)と25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。なお、資金調達により発行される本新株予約権の目的である株式26,100,000株に係る議決権の数は261,000個であり、今回の第三者割当による希薄化率が25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	P.O. Box 309, Uglan House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands	-	-	19,314,000	30.59
BEMAP Master Fund Ltd.	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Uglan House, Grand Cayman, KY1-1104 Cayman Islands	-	-	4,698,000	7.44
PHILLIP SECURITIES(HONG KONG) LIMITED (常任代理人 フィリップ証 券株式会社)	UNITED CTR 11/F, QUEENSWAY95, ADMIRALTY, HONGKONG (東京都中央区日本橋兜 町4-2)	4,686,859	12.65	4,686,859	7.42
SEACASTLE SINGAPORE PTE. LTD. (常任代理人 松尾 聖海)	60 PAYA LEBAR ROAD, #11-37 PAYA LEBAR SQUARE, SINGAPORE (東京都港区)	2,550,400	6.88	2,550,400	4.04
MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC	190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008 Cayman Islands	-	-	2,088,000	3.31
東京短資株式会社	東京都中央区日本橋室町 4-4-10	800,000	2.16	800,000	1.27
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2-6-21	623,200	1.68	623,200	0.99
GCMホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻 町2-11-3	500,000	1.35	500,000	0.79
大和証券株式会社	東京都千代田丸の内1-9-1	404,010	1.09	404,010	0.64
木村 雄幸	東京都渋谷区	293,610	0.79	293,610	0.46
計	-	9,858,079	26.61	35,958,079	56.94

(注) 1. 2025年8月31日現在の株主名簿を基準とし、本届出書提出日(2026年7月6日)までに提出された大量保有報告書並びに変更報告書の内容を反映させ、記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当て交付される本新株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数の合計26,100,000株(議決権数は261,000個)を加算して計算しております。

3. 上記の割合は、所有議決権数の小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

a . 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、前記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、運転資金等へ充当する予定であります。これらは早期に持続的な経営の安定化を行い、財務体質の改善を行うため、資金調達は必要不可欠であると考えております。

本第三者割当増資以外の方法による資金調達手法のうち、前記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途(2) 手取金の使途 本資金調達方法を選択した理由 」記載のとおり、他の資金調達方法について検討した結果、他の手法と比較しても本第三者割当増資による資金調達は、現時点においては、当社として最適な資金調達方法であると判断しております。

また、本第三者割当増資は、自己資本の充実に伴う財務体質の健全化を図ることも可能となることから、持続的な経営の安定化を行い、自己資本比率の改善が期待できることから、本第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

b . 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株予約権の発行に伴い増加する潜在株式数は、26,100,000株(議決権数は261,000個)となり、2026年2月28日現在の発行済株式総数37,281,119株(議決権数370,462個)に占める割合が70.45%、さらに2026年2月10日付で提出された有価証券届出書に基づく株式数及び新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ2,392,400株及び39,234,700株の合計41,627,100株を合算した希薄化率は181.67%(議決権比率182.82%)の希薄化が生じます。

しかしながら、当社は、大規模な希薄化を伴ってでも、前記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途(2) 手取金の使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、当社グループの事業資金並びに運転資金に充当する予定であり、これらは持続的な経営の安定化を行い、財務体質の改善を実現するためには、必要不可欠であると考えていることから、既存株主の皆様にとっても有益であり、発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると当社取締役会においても判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上述のとおり、本第三者割当増資に係る希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の規定に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は 当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行を伴うものの、現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることを鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手することといたしました。

当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である大谷龍生氏(日比谷見附法律事務所 東京都千代田区有楽町1丁目6番4号、弁護士：大谷 龍生)、日笠真木哉氏(当社社外監査役)、豊崎修氏(当社社外監査役)の3名によって構成される第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)に、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年7月6日に入手しております。

なお、本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

第1 本意見書の目的

- 1 本意見書は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場の上場会社であるabc株式会社(以下「貴社」という。)が実施を予定する、後記の第三者割当てによる第20回新株予約権の発行(以下「本第三者割当」という。)につき、本第三者割当によって生じる潜在株式に係る議決権の希薄化率が25%を超えることから、東京証券取引所所有価証券上場規程第432条第1号、同施行規則第435条の2の定めに従い、当職らが第三者委員会(以下「当委員会」という。)を組成し、「経営者から一定程度独立した者」として、本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を述べるものである。
- 2 なお、本意見書は、貴社から開示された資料及びヒアリング対象者に対して行った質疑応答に基づき作成されたものであり、貴社から提供された資料、情報がすべて正確であり、資料等の提供日以降も変更されていないことを前提とするものであること、及び、本意見書は、貴社における本第三者割当増資の意思決定をするための参

考資料として作成されたものであり、他の目的のためにこれを利用することは、いずれも適当ではないことを貴社は了解することを前提とする。

第2 前提事項

1 当委員会の構成及び独立性

大谷 龍生 (弁護士)

豊崎 修 (貴社社外監査役、税理士)

日笠 真木哉(貴社社外監査役、弁護士)

上記構成委員の大谷龍生は貴社及び貴社経営者との取引はなく、貴社経営者から一定の独立性を有する。また、上記構成委員の豊崎修及び日笠真木哉は社外監査役であることから、いずれも貴社経営者から一定の独立性を有する。

2 本第三者割当(第20回新株予約権の発行)の概要

取締役会決議予定日 2026年7月6日

割当日 2026年7月22日

割当先

- ・ Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund : 193,140個
- ・ MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC : 20,880個
- ・ BEMAP Master Fund Ltd. : 46,980個

新株予約権の総数 261,000個(新株予約権1個につき100株)

発行価額 総額13,050,000円(新株予約権1個当たり50円)

行使価額 当初92円(以下「当初行使価額」という。)

ただし、2026年7月22日(同日を含む。)以後、新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の属する週の前週の最終取引日(以下「修正基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における貴社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正基準日価額」という。)が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が46円(以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

行使価額の総額 2,414,250,000円。

ただし、全ての新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が修正等された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。

行使期間 2026年7月23日から2029年7月22日まで

3 本第三者割当による希薄化率

本第三者割当に係る潜在株式数は、26,100,000株(議決権数261,000個)となり、2026年3月31日現在の発行済株式総数37,818,819株(議決権数375,839個)に対して、議決権比率69.44%の希薄化となる。

4 結論要旨

本第三者割当には必要性及び相当性いずれも認められる。

第3 結論に至る理由

1 資金調達の必要性

(1) 貴社の状況

貴社は、不動産・金融事業を基盤としながら、上場企業等に対する資金調達支援、投融資、エクイティ投資、Web3領域における事業開発支援、暗号資産関連ビジネス等を推進しており、金融サービス事業、サイバーセキュリティ事業、空間プロデュース事業、ゲーム事業、ヘルスケア事業及びWeb3事業を主な事業領域として展開している貴社グループ全体としての収益機会の拡大、財務基盤の強化及び中長期的な企業価値の向上に取り組んでいる。

その結果、貴社グループの連結業績は、2026年8月期中間連結会計期間において、売上高1,172百万円、経常利益3,111百万円、親会社株主に帰属する中間純利益2,567百万円を計上しており、売上高1,109百万円、経常利

益781百万円、親会社株主に帰属する当期純利益526百万円を計上した2025年8月期に引き続き、経常利益及び親会社株主に帰属する純利益の黒字化を実現した。また、純資産額は9,672百万円、自己資本比率は64.3%となり、財務基盤についても一定の改善が進んでいる。

しかし、2025年8月期は決算期変更により5ヶ月間の変則決算であり、上記黒字化は11ヶ月間という短期的な状況である。その上、その黒字に含まれる暗号資産ディーリング運用による大口の暗号資産売却益は、2つの暗号資産を相対取引でスワップ取引することで発生しており、現金化してキャッシュインしている状況ではない。そのため、いまだ貴社の収益力が安定化する状況に至っていないとはいえない状況にある。

また、貴社グループの既存事業の一部においては、引き続き収益改善の途上であり、また、複数の事業領域を並行して展開していることから、各事業の安定運営、財務体質の改善及び成長投資を継続するためには、一定規模の資金を機動的かつ確実に確保することが必要とのことである。

さらに、貴社は、2026年2月10日付で、第三者割当による新株式及び第19回新株予約権の発行を決議したが、第19回新株予約権については、貴社株価が行使価額を下回る状況が継続し、貴社が当初想定していた調達予定額に対して権利行使による資金調達が十分に進捗していないことを踏まえ、残存する第19回新株予約権356,119個のうち274,119個を取得するとともに、取得後直ちに消却することを2026年7月6日開催の取締役会にて決議する予定とのことであり、そうだとすれば、これに対応する資金調達ができないこととなる。また、当該消却後も残存する第19回新株予約権82,000個についても、貴社株価が行使価額を下回る状況が継続していることからすれば、その行使による資金調達の見込みは乏しい。

このように、複数の事業領域を並行して展開する貴社グループにおいては、既存事業の安定運営に必要な運転資金に加え、中長期的な成長に資する成長投資機会を機動的に捉えるための資金を確保することが、今後の収益基盤の強化及び企業価値向上に必要な状況にある。

(2) 小括

したがって、貴社は、運転資金を確保しつつ、今後の収益基盤の強化及び企業価値向上を実現させるための成長投資資金を確保するために新たな資金調達を行う必要性が極めて高いというべきである。

よって、当委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当の必要性に関する貴社の説明に不合理な点は見当たらず、本第三者割当による資金調達は、貴社にとって必要であると認められる。

2 本第三者割当の相当性

(1) 他の手法との比較

ア まず、銀行借入等の間接金融による資金調達については、貴社の現在の財務状況を踏まえると、金額の多寡にかかわらず、融資を引受け可能な金融機関を見つけることは困難であり、金融機関からの借入れを資金調達の選択肢とすることはできない。

また、仮に選択肢とし得るとしても、金利の負担が生じる上、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性指標が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があることから、財務の健全性維持の観点から、現状の貴社としては相当ではないと思われる。

イ 次に、直接金融による資金調達に関し、株主割当及び公募増資の各方法については、参加率が不透明であり、調達金額が不透明となるおそれがある。

また、公募増資の方法については、主幹事証券の引受を得ることが困難であるという事情もある。

さらに、株主割当、公募増資及び第三者割当の各方法のいずれにおいても、新株式の方法については、1株当たりの利益及び資産の希薄化が一度に発生して株価への影響が大きくなる可能性がある。

また、社債のみの方法については、貴社の債務として財務基盤を損なうとともに、償還時点で必要となる多額の資金を確保できるかどうかの不透明であるという懸念がある。転換社債型新株予約権付社債の場合も、株価の下落等により転換が進まない場合には同様の懸念があり、転換価額修正条項付きとしても、転換の完了まで交付される株式総数が確定せず、希薄化が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きくなる懸念がある。

そのため、株主割当、公募増資、新株式の発行、転換社債型新株予約権付社債その他の社債のみの各方法では、現状の貴社による資金調達の方法として相当ではないものと思われる。

一方で、第三者割当による新株予約権の発行の方法については、上記「1(1)」で述べたとおり、貴社は、第19回新株予約権について、貴社株価が行使価額を下回る状況が継続し、貴社が当初想定していた調達予定額に対して権利行使による資金調達が十分に進捗していないことを踏まえ、残存する第19回新株予約権356,119個のうち274,119個を取得するとともに、取得後直ちに消却することを2026年7月6日開催の取締役会にて決議する予定とのことであり、そうだとすれば、これに対応する資金調達ができないこととなる。また、当該消却後も残存する第19回新株予約権82,000個についても、貴社株価が行使価額を下回る状況が継続

していることからすれば、その行使による資金調達の見込みは乏しい。

ウ 以上を前提として、本第三者割当は、第三者割当のうち新株予約権の発行の方法によるものであり、第1回無担保普通社債総額200百万円の発行と同時にされるものである。

このように本第三者割当と同時に社債を発行することにより、迅速かつ確実に運転資金等を確保することができる。

その上で実施する第三者割当は、特定の第三者との間で協議を経たものであるため、資金調達の実現性が比較的高い。

また、新株予約権の行使は段階的に行われることが期待されるため、貴社が継続的に資金を調達できることが期待される一方、希薄化が段階的に進み、株価への影響を一定程度抑えられる点で配慮がなされているといえる。

エ 以上から、本第三者割当による資金調達は、他の手法と比較しても、相当であると認められる。

(2) 資金使途の合理性（増資金額の妥当性）

ア 運転資金について

上記「1(1)」で述べたとおり、貴社の黒字化は11ヶ月間という短期的な状況である上、その黒字に含まれる暗号資産ディーリング運用による大口の暗号資産売却益は、2つの暗号資産を相対取引でスワップ取引することで発生しており、現金化してキャッシュインしている状況ではないため、いまだ貴社の収益力が安定化する状況に至っていないとはいえない状況にある。

このような状況において、貴社の説明によれば、貴社グループは複数の事業領域を並行して展開しており、金融サービス事業、Web3事業、サイバーセキュリティ事業、空間プロデュース事業、ゲーム事業及びヘルスケア事業において、事業運営に必要な人件費、外注費、システム関連費用、販売促進費、専門家費用その他の固定的・継続的な支出が発生しているとのことである。また、キャッシュ・フローの継続的な黒字を目指してはいるが、安定的かつ継続的なキャッシュ・フローの確立については現在も事業の推進と併行して従事しているところであり、暗号資産ディーリング運用による大口の暗号資産売却益は、2つの暗号資産を相対取引でスワップ取引することで発生しており、現金化してキャッシュインしている状況ではなく、そのため、現状の資金繰りの状況に加えて、既存借入金の返済、子会社における給与支払及び諸経費の支払等も継続して発生するため、短期的な資金繰りの安定性を確保する必要があるとのことである。

当該各説明について不自然、不合理な点は見当たらない。

したがって、本第三者割当により調達する資金のうち300百万円を、当該運転資金に充当することは合理的であると認められる。

イ M & A、上場企業などへの投資資金について

貴社は、貴社グループの事業領域においてシナジーが見込める企業等に対するM & A、資本業務提携及び投融資を実施することにより、グループ全体の収益基盤の拡大及び企業価値の向上を目指しており、M & A、資本業務提携又は投融資の対象としては、上場企業を含む国内外の企業を想定しており、貴社の企業規模、対象会社の事業内容、企業規模、売上規模、成長可能性、貴社の財務状況及び投資計画、並びに貴社グループの既存事業又は今後注力する事業領域とのシナジー等を総合的に勘案し、貴社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される案件については、積極的に検討していく方針とのことである。

そこで、現在、貴社は、上場企業、その他の成長分野に属する企業を中心に、複数の投資候補案件について継続的に情報収集、初期的検討及び協議を行っており、投資候補案件としては、上場企業における第三者割当増資、成長企業への資本参加、事業提携を前提とした出資、又は将来的なM & Aを見据えた投融資案件等を想定しており、1件当たりの投資金額は概ね1億円から5億円程度、案件の規模及び戦略的重要性によっては最大で約10億円程度を想定しているとのことである。その投資額に関しては、本第三者割当に係る新株予約権の発行及び行使により調達した資金を実行の前提にしており、それに合わせて投資金額も減額あるいは別の協業先との共同投資など適切にスキームなども調整しながら、投資実行を行っていく予定とのことである。

現時点において、貴社は、ウインテスト株式会社（証券コード：6721）が発行した第13回新株予約権（調達資金額：約7億円）の引き受け、また株式会社倉元製作所（証券コード：5216）が発行した新株式及び新株予約権を引き受けている。また、上場企業における第三者割当増資に関しては、同様のケースとして、株式及び新株予約権の引き受けをベースとした案件での交渉が進行しており、進捗状況としては、協議中の案件が7～8件あり、すでに対象先との協議がほぼ終了し、貴社としては実行待機の段階である案件が1社あたり2～5億円規模で5件、5～10億円規模で1件が現在は進行しているとのことである。

当該各説明について不自然、不合理な点は見当たらない上、上記案件として対象企業と具体的に協議等が

進行していることが確認できている。

したがって、本第三者割当により調達する資金のうち800百万円を、当該M & A、上場企業などへの投資資金に充当することは合理的であると認められる。

ウ 事業会社などに対する投融資資金について

貴社の説明によれば、上記「イ」のM & A、上場企業などへの投資資金に関連して、案件によっては、エクイティファイナンスではなく、デットファイナンスによる支援型のスキームがより効果的であると判断される案件も含まれており、そのデットファイナンスによる支援については、単なる資金提供にとどまらず、貴社グループとの事業連携、将来的な出資又はM & Aの可能性、投資回収可能性、担保・保証その他の保全措置、対象会社の財務状況及び信用力等を慎重に検討したうえで実行する方針とのことである。

当該投融資対象案件については、上場企業を含む国内外の企業を対象として検討しており、貴社の企業規模、対象会社の事業内容、企業規模、売上規模、成長可能性、貴社の財務状況及び投資計画、貴社グループの既存事業又は今後注力する事業領域とのシナジー、並びに投資リターン及びリスク等を総合的に勘案し、貴社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される案件については、積極的に取り組んでいく方針とのことである。

現時点において、貴社は、約5件の案件を継続的に対象として検討及び協議を行っているところ、案件の進捗状況としては、協議が相当程度進捗し実行前の段階にある案件、又は主要な条件面の協議が概ね終了し実行可能性が高まっている案件が1件から3件程度あり、融資候補先については、貴社グループ事業との連携可能性が見込まれる上場企業及び未上場企業を想定しており、1件当たりの融資金額については、概ね3億円から5億円程度、案件の規模、担保・保全状況、事業上の重要性及び期待リターンによっては最大で約10億円程度を想定しているとのことである。その融資金額に関しては、本第三者割当に係る新株予約権の発行及び行使により調達した資金を融資の前提にしており、それに合わせて融資金額を減額あるいは融資案件の実行を最終するのか否かの選択も図りながら、融資実行を行っていく予定とのことである。

当該各説明について不自然、不合理な点は見当たらない上、上記案件として対象企業と具体的に協議等が進行していることが確認できている。

したがって、本第三者割当により調達する資金のうち552百万円を、当該事業会社などに対する投融資資金に充当することは合理的であると認められる。

エ 社債返済資金について

上記「2(1)ウ」で述べたとおり、本第三者割当は、第1回無担保普通社債総額200百万円の発行と同時に行われるところ、その償還期日は2027年7月12日と設定される予定である。

当該社債の償還には、原則として本第三者割当に係る新株予約権の行使代金が充当され、割当予定先は、新株予約権の行使代金の累計額が当該各社債の額面金額(1,000万円)又はその整数倍に達することに繰上償還請求を行い、貴社はそれに応じて償還を行っていく予定とのことである。

当該各説明について不自然、不合理な点は見当たらない。

したがって、本第三者割当により調達する資金のうち200百万円を、当該社債返済資金に充当することは合理的であると認められる。

オ 借入金返済について

貴社の説明によれば、貴社の資金繰りを鑑み、金融機関などによる借り入れによる返済やまた現状における事業収益等からの捻出による貴社自身の借入金返済は困難であると予測しているとのことであり、当該各説明について不自然、不合理な点は見当たらない。

また、貴社が三社から合計420百万円を借り入れており、当該各借入金の返済期限が一社につき過ぎており、二社につき半年以内に迫っていることが確認できている。

したがって、本第三者割当により調達する資金のうち420百万円を、当該借入金返済資金に充当することは合理的であると認められる。

カ 小括

よって、各資金使途は合理的なものであると認められる。

なお、本第三者割当により調達する資金のうちその余の141,887,500円は、その発行に要する諸費用に充当されるとのことであり、この点で不合理であるとは認められない。

(3) 割当予定先の相当性

ア Long Corridor Alpha Opportunities Master Fundについて

本第三者割当の割当予定先であるLong Corridor Alpha Opportunities Master Fund(以下「LCAO」という。)は、香港に所在する機関投資家であるLong Corridor Asset Management Limited(以下「LCAM」とい

う。)が一任契約に基づき運用を行っているケイマン籍の免税有限責任資産運用会社である。そのため、LCAMは、LCAOが保有する株について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有している。

LCAOを割当予定先として選定した経緯については、貴社は、FAである永田町リーガルアドバイザー株式会社に対し、クレーンゲームジャパン株式会社の株式取得におけるM&A案件のDD(デューデリジェンス)業務を委託するなど以前から案件ベースに取引関係もあった経緯から、資金調達に関する状況を相談している過程において、2026年5月上旬、同社より、貴社の経営環境及び今後の事業方針等を十分理解する分析能力を有し、かつ貴社が必要とする金額を調達する上で、貴社にとって資金調達ができる可能性が高く、かつ短期間で投資の意思決定をすることが可能な条件を提示できる可能性が高い機関投資家としてLCAMの紹介を受け、LCAMから、具体的な提案として、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCAO、MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC(以下「MAP246」という。)及びBEMAP Master Fund Ltd.(以下「BEMAP」という。)による本第三者割当及び第1回無担保普通社債総額200百万円の発行の提案を受けたところ、その提案の中で、LCAOは株式等への投資実績も豊富であり、貴社の事業内容に対する理解やファンダメンタルズ分析に基づいた投資判断を行う姿勢が示されており、貴社の経営には一切関与しない友好的な純投資家であることから、割当先として適切と判断したとのことである。このような割当先の選定理由に不自然な点は見当たらない。

LCAOの保有方針については、LCAOは、純投資を目的としており、本第三者割当に係る新株予約権の行使により取得する貴社普通株式について、原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、株価推移により適宜判断の上、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針であり、その旨をLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏(以下「西氏」という。)から確認しているとのことである。また、東証有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条の定めに従い、貴社とLCAOとは、単一暦月中に新株予約権を行使することにより取得される株式数が新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、貴社が当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使を行わせない内容を含む買取契約を締結する予定とのことである。そのため、LCAOを割当予定先とすることが不合理であるとは認められない。

LCAOが反社会的勢力に該当するか等については、貴社は、LCAOから、反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、また、Long Corridor Global Asset Managementを含むLCAOの関係者、役員又は議決権を持つ出資者その他の関係者に反社会的勢力との一切の関係がないことを確認するとともに、第三者調査機関である第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(所在地:東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表取締役:小坂橋 仁)に調査を依頼し、同社から、LCAO及び関係企業、関係人物について、反社会的勢力との関連性を確定する情報は確認されず、また、これまでの投資実績において反市場行為等は見られなかった旨の調査報告書を受領している。

以上から、LCAOは、本第三者割当の割当予定先として相当であると認められる。

イ MAP246について

本第三者割当の割当予定先であるMAP246は、LCAMが一任運用するケイマン籍の分離ポートフォリオ会社(Segregated Portfolio Company)の分離ポートフォリオの一つである。そのため、LCAMは、MAP246が保有する株について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有している。

MAP246を割当予定先として選定した経緯については、上記「ア」で述べたとおりLCAMから具体的な提案を受けたところ、MAP246は日本企業への投資経験があり、貴社の経営には一切関与しない友好的な純投資家であることから、割当先として適切と判断したとのことである。このような割当先の選定理由に不自然な点は見当たらない。

MAP246の保有方針については、上記「ア」で述べたLCAOと同様とのことである。そのため、MAP246を割当予定先とすることが不合理であるとは認められない。

MAP246が反社会的勢力に該当するか等については、上記「ア」で述べたLCAOと同様である。

以上から、MAP246は、本第三者割当の割当予定先として相当であると認められる。

ウ BEMAPについて

本第三者割当の割当予定先であるBEMAPIは、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているケイマン籍の免税有限責任資産運用会社である。そのため、LCAMは、BEMAPが保有する株について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有している。

BEMAP を割当予定先として選定した経緯については、上記「ア」で述べたとおりLCAMから具体的な提案を受けたところ、BEMAP は株式を含む複数アセットへの投資経験を有しており、特に中長期的視点からの資本性資金の提供を重視しており、貴社に対しても経営に関与しない純投資スタンスを明確にしていることから、割当先として適切と判断したとのことである。このような割当先の選定理由に不自然な点は見当たらない。

BEMAPの保有方針については、上記「ア」で述べたLCAOと同様とのことである。そのため、BEMAP を割当予定先とすることが不合理であるとは認められない。

BEMAPが反社会的勢力に該当するか等については、上記「ア」で述べたLCAOと同様である。

以上から、BEMAPは、本第三者割当の割当予定先として相当であると認められる。

(4) 払込みの確実性

ア LCAOについて

LCAOから提出を受けた2026年5月28日時点のLCAO名義の証券口座情報によれば、LCAO は3,045百万円（日本円換算）の預金を保有しており、また、貴社は、同日以降のLCAOの保有財産に重大な変更がないことを西氏からのヒアリングにより確認したとのことである。

さらに、これらの前提として、LCAOより、2025年12月期のErnst & Youngによる監査済み財務書類及び資金拠出を確約するコミットメントレターを受領できている。

そのため、本第三者割当と同時に行われる第1回無担保普通社債の払込に要する150百万円、本第三者割当に係る新株予約権の発行に要する9,657,000円、及び全ての当該新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合にその行使に要する1,776,888,000円の合計1,936,545,000円全額の資金が確保されている。

イ MAP246について

MAP246から提出を受けた2026年5月28日時点のMAP246の証券口座情報によれば、MAP246は5,600百万円（日本円換算）の預託金を保有しており、また、貴社は、同日以降のMAP246の保有財産に重大な変更がないことを西氏からのヒアリングにより確認したとのことである。

さらに、これらの前提として、MAP246より、2025年12月期のGrant Thorntonによる監査済み財務書類及び資金拠出を確約するコミットメントレターを受領できている。

そのため、本第三者割当と同時に行われる第1回無担保普通社債の払込に要する20百万円、本第三者割当に係る新株予約権の発行に要する1,044,000円、及び全ての当該新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合にその行使に要する192,096,000円の合計213,140,000円全額の資金が確保されている。

ウ BEMAPについて

BEMAPから提出を受けた2026年5月28日時点のBEMAPのカストディ口座情報によれば、BEMAPは17,382百万円（日本円換算）の預金を保有しており、また、貴社は、同日以降のBEMAPの保有財産に重大な変更がないことを西氏からのヒアリングにより確認したとのことである。

さらに、これらの前提として、BEMAPより、2025年12月期のDeloitte & Touche LLPによる監査済み財務書類及び資金拠出を確約するコミットメントレターを受領できている。

そのため、本第三者割当と同時に行われる第1回無担保普通社債の払込に要する30百万円、本第三者割当に係る新株予約権の発行に要する2,349,000円、及び全ての当該新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合にその行使に要する432,216,000円の合計464,565,000円全額の資金が確保されている。

エ 小括

したがって、各割当予定先から提出された資料、及び貴社が西氏からのヒアリングにより確認した内容により、本第三者割当における払込みに必要な資金を拠出できる十分な資産が存することが確認されているものであり、当該払込みの確実性については問題ないものと認められる。

(5) 発行条件の相当性

ア 新株予約権の発行価額について

本第三者割当に係る新株予約権の発行価額（新株予約権1個当たり50円。なお、新株予約権1個につき100株。）について、貴社は、第三者評価機関である株式会社渋谷国際会計事務（東京都渋谷区富ヶ谷2丁目1番11号、代表取締役 安部 啓史）（以下「渋谷国際会計」という。）に依頼し、当該新株予約権の価値算定報告書を取得したところ、渋谷国際会計は、貴社の株価（92円（2026年7月3日の終値））、当初行使価格（92円）、配当率（0%）、リスクフリーレート（1.553%）、市場リスクプレミアム（9.3%）、ボラティリティ（81.27%）及び対指数（0.68）等の変数を採用するとともに、短期金利の一定、ボラティリティの一定、取引コストの不発生、1営業日当たりの売却可能株式数26,349株（2023年6月14日から2026年7月3日までの日々売買高の中央値263,490株の10%）等の仮定を採用して、権利行使期間（2026年7月23日から

2029年7月22日まで)その他の発行条件の下、モンテカルロ・シミュレーションを用いた結果、2026年7月3日を算定基準日とする当該新株予約権1個当たりの合理的な公正価値評価額を50円(1株当たり0.50円)と算定した。当該算定は、貴社との取引関係のない独立した外部の第三者評価機関である渋谷国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある上記変数等を考慮して、新株予約権の公正価値評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いたものであることから、当該算定の結果は合理的な公正価格と考えられる。なお、渋谷国際会計は、貴社と継続的な取引関係は無く、貴社経営陣からの一定程度独立していると認められる。

イ 新株予約権の行使価額について

本第三者割当に係る新株予約権の当初行使価額(1株当たり92円)については、割当予定先と協議の上、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日(2026年7月3日)の東証における貴社普通株式の終値92円と同額であり、同日までの1か月間の終値平均値92.95円に対して1.02%のディスカウント、同3か月間の終値平均値139.23円に対して33.92%のディスカウント、同6か月間の終値平均値186.82円に対して50.75%のディスカウントとなっている。

この点に関し、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(以下「日証協指針」という。)によれば、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額・・・に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6か月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされているところ、当初行使価額は、取締役会決議日の直前日の終値と同額とされており、日証協指針に適合している。また、同日までの適当な期間における各平均値との関係では、上記3つのうち2つが10%を超えるディスカウントとなっているが、上記「1(1)」で述べたとおり、いまだ貴社の収益力が安定化する状況に至っていないとはいえない状況にあり、また、貴社の第19回新株予約権について、貴社株価が行使価額を下回る状況が継続し、貴社が当初想定していた調達予定額に対して権利行使による資金調達が十分に進捗していないことからすれば、相応の率をディスカウントすることはやむを得ない面がある。そのため、当初行使価額が不合理であるとは認められない。

本第三者割当に係る新株予約権の修正後行使価額については、修正日以降、修正基準日又はその直前の東証における貴社普通株式の終値の90%に相当する修正基準日価額に修正されること、この修正基準日は修正日の属する週の前週の最終取引日であるため、修正基準日から修正日までの期間に価格変動が生じる可能性を否定できないが、その期間が最大でも8日間と短く定められることにより、その可能性が相当程度低くなるように設計されている。また、東証有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条の定めに従い、貴社と割当予定先とは、単一暦月中に新株予約権を行使することにより取得される株式数が新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、貴社が当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使を行わせない内容を含む買取契約を締結する予定とのことであるため、行使が当該最大8日間を含む短期間に過度に集中することを一定程度抑制できるように設計されている。さらに、修正後行使価額の算出結果が下限行使価額46円を下回る場合には、下限行使価額が修正後行使価額となること、これは、新株予約権発行決議日の直前取引日の東証における貴社普通株式の終値の50%であり、かつ、修正基準日又はその直前の東証における貴社普通株式の終値の90%相当額を上回る価額となるように設計されている。そのため、修正後行使価額が不合理であるとは認められない。

以上から、本第三者割当に係る新株予約権の発行価額及び行使価額は発行条件として相当であると認められる。

(6) 既存株主への影響

上記「第2 3」で述べたとおり、本第三者割当に係る潜在株式数は、26,100,000株(議決権数261,000個)となり、2026年3月31日現在の発行済株式総数37,818,819株(議決権数375,839個)に対して、議決権比率69.44%の希薄化となる。

このように株式が希薄化すること自体は、既存株主の保有する株式の価値を低下させる面があることは否定できない。

しかしながら、上記「(5)」で述べたとおり、本第三者割当は、いずれも相当な発行価額及び行使価額で行われるものであるため、既存株主への経済的な損失を伴うものではない。

また、本第三者割当により調達した資金を上記「(2)」で述べた用途に充てることにより、上記「(1)」で述べたとおり、貴社の収益基盤の強化及び企業価値の向上に資する可能性があるものといえる。

さらに、第三者割当による新株予約権の全てが行使された場合の最大交付株式の合計26,100,000株を行使期間である3年間(245日/年営業日で計算)で売却するとした場合の1日当たりの数量は35,510株となり、東証

における本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日(2026年7月3日)までの6か月間における貴社普通株式の1日当たりの平均出来高688,220株の5.16%に留まる。仮に当該売却が市場内にて短期間で行われた場合には、貴社の株価に影響を与えるおそれがあるが、各割当予定先は、市場動向を勘案しながら売却する旨を表明しているとのことである。そうであるとすれば、当該売却が株価へ及ぼす影響は限定的となるよう配慮されているものといえる。また、当該株式が適時適切に市場で売却されることにより、貴社株式の流動性向上に資することが期待される。

そのため、本第三者割当に係る株式の発行数量及び希薄化は、その規模が不合理なものであるとまではいえない。

(7) 小括

よって、当委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当という資金調達手段は、その方法、資金使途、割当予定先及び発行条件等において相当といえ、株式の希薄化による既存株主への影響を考慮しても不合理とはいえず、相当であると認められる。

3 結語

よって、当委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当による資金調達は、必要性、相当性のいずれも認められる。

以上

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2025年8月
売上高 (千円)	2,652,804	1,196,710	2,353,302	4,174,719	3,311,839	1,109,625
経常利益又は 経常損失() (千円)	1,347,281	721,491	2,068,191	2,397,523	3,400,725	781,288
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 当期純損失() (千円)	1,693,774	1,160,201	2,254,363	2,459,132	4,411,879	526,527
包括利益 (千円)	1,688,694	1,160,459	2,261,772	2,455,114	4,433,285	431,891
純資産額 (千円)	67,251	456,625	1,313,694	184,919	2,795,390	4,430,463
総資産額 (千円)	1,460,957	1,482,010	5,683,018	4,512,622	7,785,459	9,031,927
1株当たり純資産額 (円)	3.05	15.46	236.80	9.14	101.41	148.00
1株当たり当期純利 益又は当期純損失 (円) ()	127.93	58.66	633.71	426.36	337.58	18.99
潜在株式調整後 1株当たり当期純利 (円) 益	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	2.9	27.2	21.8	1.6	33.7	47.4
自己資本利益率 (%)	223.1	519.1	274.1	374.4	326.5	15.2
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	19.05
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	41,740	965,208	3,314,695	1,472,146	2,420,379	232,549
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	205,922	235,955	895,786	625,092	3,425,069	131,815
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	178,248	1,191,338	4,828,339	1,506,388	5,944,325	668,134
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	263,878	254,053	871,910	281,061	379,937	683,707
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	60 (108)	50 (89)	343 (109)	331 (186)	88 (137)	79 (131)

- (注) 1. 第20期、第21期、第22期、第23期及び第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 第20期、第21期、第22期、第23期及び第24期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期の期首から適用しており、第21期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 当社は、2024年5月1日付で普通株式10株につき1株の比率をもって株式併合を行っております。第22期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
5. 2025年6月30日開催の第24回定時株主総会決議により、決算期を3月31日から8月31日に変更しました。従って、第25期は2025年4月1日から2025年8月31日の5か月間となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2025年8月
売上高 (千円)	2,022,657	286,576	520,367	675,528	743,250	189,326
経常利益又は 経常損失() (千円)	1,182,863	780,593	1,851,806	2,534,431	3,419,613	855,212
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	1,195,881	1,112,189	2,185,958	3,117,286	4,541,386	535,240
資本金 (千円)	1,341,321	1,070,818	2,058,533	1,702,224	5,048,768	731,887
発行済株式総数 (株)	14,348,300	26,432,000	52,668,800	80,259,358	25,970,219	29,061,719
純資産額 (千円)	657,732	1,084,268	2,008,658	209,808	2,679,925	4,301,590
総資産額 (千円)	1,138,837	1,234,888	4,725,571	3,375,732	6,462,994	7,738,859
1株当たり純資産額 (円)	45.36	39.77	370.65	13.89	98.40	145.60
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	90.32	56.23	614.48	540.47	347.49	19.31
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	55.9	84.1	41.0	3.2	39.4	54.4
自己資本利益率 (%)	111.0	132.6	146.6	303.8	341.2	15.8
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	18.74
配当性向 (%)	-	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	18 (-)	12 (1)	24 (2)	23 (3)	31 (3)	31 (2)
株主総利回り (比較指標TOPIX) (%)	177.6 (139.2)	137.6 (138.7)	129.4 (142.7)	72.9 (197.3)	597.6 (189.4)	425.8 (219.1)
最高株価 (円)	308	230	157	107	780	465
最低株価 (円)	75	82	102	35	56	241

- (注) 1. 第20期、第21期、第22期、第23期及び24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 第20期、第21期、第22期、第23期及び第24期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期の期首から適用しており、第21期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 第21期まで、株主総利回りの比較指標にJASDAQ INDEXを用いておりましたが、2022年4月4日の東京証券取引所の市場再編に伴い廃止されました。このため第22期から比較指標を、継続して比較することが可能なTOPIXに変更しております。
5. 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所JASDAQにおけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場によるものであります。
6. 当社は、2024年5月1日付で普通株式10株につき1株の比率をもって株式併合を行っております。第22期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
7. 2025年6月30日開催の第24回定時株主総会決議により、決算期を3月31日から8月31日に変更しました。従って、第25期は2025年4月1日から2025年8月31日の5か月間となっております。

2 【沿革】

年月	事項
2002年1月	東京都世田谷区駒沢三丁目7番5号に株式会社グラウンドを設立(資本金10百万円)
2002年5月	東京都港区西新橋一丁目6番14号に本社を移転 グラウンド・ファイナンシャル・アドバイザー株式会社に商号変更
2002年12月	小口不動産ノンリコース・ローンプログラム(マルチアセットスキーム)第1号案件を実行
2003年7月	東京都港区西新橋一丁目10番2号に本社を移転
2006年2月	ジャスダック証券取引所に株式を上場
2009年10月	21世紀アセットマネジメント株式会社を子会社化
2010年4月	21世紀アセットマネジメント株式会社 全株式をネオラインホールディングス株式会社へ譲渡 ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ(現 東京証券取引所JASDAQ(スタンダード))に上場
2011年3月	不動産担保ローン事業を開始
2011年8月	東京都港区西新橋一丁目15番5号に本社を移転
2012年7月	GFA株式会社に商号変更
2013年7月	東京都港区南青山二丁目2番15号に本社を移転
2017年9月	GFA Capital株式会社(連結子会社)を設立
2018年9月	ネクスト・セキュリティ株式会社を子会社化
2018年11月	GFA Management株式会社(連結子会社)を設立
2020年2月	アトリエブックアンドベッド株式会社及び株式会社CAMELOTを子会社化
2020年10月	株式会社SDGs technology(連結子会社)を設立
2021年5月	ガルヒ就労支援サービス株式会社(連結子会社)を設立
2021年7月	プレソフィア株式会社(連結子会社)を設立
2021年8月	GFA FOODS株式会社(連結子会社)を設立
2022年4月	東京証券取引所の市場区分見直しにより、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)から東京証券取引所スタンダード市場に移行
2022年11月	株式会社フィフティワン及び株式会社エピソワを子会社化
2022年12月	株式会社ULUOI(連結子会社)を設立
2023年4月	クレーンゲームジャパン株式会社(連結子会社)を子会社化
2023年9月	株式会社ULUOIの全株式を売却し、連結の範囲より除外
2024年4月	GFA Management株式会社を連結の範囲より除外
2024年4月	ガルヒ就労支援サービス株式会社の全株式を売却し、連結の範囲より除外
2024年7月	株式会社フィフティワンの株式を一部譲渡し、連結の範囲より除外
2024年7月	株式会社エピソワの全株式を譲渡し、連結の範囲より除外
2024年10月	GCM S1証券株式会社(非連結子会社)を子会社化
2024年12月	株式会社フィフティワンの全株式を売却
2025年1月	株式会社エムワン(連結子会社)を子会社化
2025年2月	ハワイソーラー株式会社(非連結子会社)及びその子会社Hawaii Sora LLC(非連結子会社)を設立
2025年2月	GFA International株式会社(非連結子会社)を設立
2025年6月	決算期を3月31日から8月31日に変更
2025年7月	AI Nyan株式会社(非連結子会社)を設立
2025年10月	Metabit株式会社(連結子会社)及びその子会社Metabit.SDN.BHD.(連結子会社)を子会社化
2025年12月	BandG株式会社(非連結子会社)を設立
2026年2月	非連結子会社であったAI Nyan株式会社について、事業の重要性増大に伴い連結子会社化

(注)1. 2025年9月に当社GFA株式会社はabc株式会社に、連結子会社であるGFA Capital株式会社はabc CAPITAL株式会社に、GFA FOODS株式会社はTotal Foods株式会社にそれぞれ社名変更しております。

2. 当社GFA株式会社は、2025年9月に東京都港区赤坂四丁目9番17号に本社を移転しております。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社12社（孫会社1社含む）、持分法適用会社3社の計16社で構成されており、金融サービス事業（ファイナンシャル・アドバイザー事業、投融資事業、不動産投資事業）、サイバーセキュリティ事業、空間プロデュース事業、ゲーム事業、ヘルスケア事業、Web3事業を主な事業として取り組んでおります。

以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

(1) 金融サービス事業

ファイナンシャル・アドバイザー事業

ファイナンシャル・アドバイザー事業は、顧客企業に対して次のような助言業務を行います。

・企業の資金調達支援

資金調達が計画している上場企業などに対してそのニーズを収集し、助言及び資金調達支援を行います。資金調達先のアレンジ及び自己資金等での資金提供も提案します。

・事業拡大等に関するコンサルティング

将来性のある中堅・中小企業に対して、事業拡大や経営管理に関するアライアンスの提案等、M&Aに関する仲介事業含む、コンサルティング業務を行います。

投融資事業

投融資事業は企業投融資と不動産担保融資に分かれています。

・企業投融資

当社グループでは、潜在性、事業性、将来性のある様々な投融資機会を発掘して、当該企業、当該事業の成長発展を支援し、企業価値を高めます。企業投融資は、直接投融資する場合と外部連携機関などを通して間接的に投資する場合とがあります。

・不動産担保融資

建売販売、戸建て用地及び区分マンション等の販売用不動産売買を手掛ける不動産事業者を対象として、当該販売用不動産の仕入資金の貸付を行います。

不動産投資事業

不動産投資事業は、不動産仲介、不動産販売、不動産賃貸の3つの業務を行います。

・不動産仲介：住宅、住宅用の土地の売買仲介から収益、事業用土地等、大型物件の売買仲介を行います。

・不動産販売：中古マンションを取得して改装後に販売、及び収益、事業用土地等の大型物件の販売をします。

・不動産賃貸：取得した不動産を賃貸する他、不動産開発による収益物件の賃貸、ホステル運営による賃貸等を行います。

(2) サイバーセキュリティ事業

サイバーセキュリティ事業は、当社の連結子会社ネクスト・セキュリティ株式会社がサイバーセキュリティソリューションの販売、サイバーセキュリティコンサルティング、サイバーセキュリティ環境の構築・導入・運用支援の3つの事業を行っておりますが、2026年7月1日付「連結子会社の異動（株式譲渡）に関する基本合意書締結のお知らせ」とおり、ネクスト・セキュリティ株式会社の当社保有株式すべてを、ReYuu Japan株式会社に譲渡することに関し、今後実施されるDD（デューデリジェンス）の結果及び最終契約に向けた協議等を前提とする基本合意書を締結しております。

ネクスト・セキュリティ株式会社が展開するサイバーセキュリティ事業の今後の成長戦略について慎重に検討を重ねた結果、同領域のサービス強化を企図し強固な法人顧客基盤を持つReYuu Japan社へ全株式を譲渡することが、同社の事業基盤の強化および今後の成長において最善の選択であると判断しております。

(3) 空間プロデュース事業

空間プロデュース事業は、店舗空間のプロデュースを行い飲食及び宿泊施設の運営を行っております。

(4) ゲーム事業

ゲーム事業は、ゲームの開発及びeスポーツ大会の開催・運営及びオンラインクレーンゲームの運営を行っております。

(5) ヘルスケア事業

ヘルスケア事業は、主に医療部外品の開発、卸売り、販売などの営業活動を行っております。

(6) Web3事業

Web3事業は、Web3技術を活用した新規事業開発およびエコシステム設計を支援するWeb3領域における企業向けコンサルティング事業を行います。なお、暗号資産ディーリング事業につきましては、金融サービス事業からWeb3事業へ区分変更を行っております。暗号資産ディーリング事業については、2026年7月6日付「暗号資産ディーリング事業の撤退に関するお知らせ」の適時開示にて公表しましたとおり、暗号資産ディーリング事業から撤退することを決定しております。

事業系統図

金融サービス事業	(当社) abc株	(連結子会社) 株式会社SDGs technology	<ファイナンシャル・アドバイザー事業> ・不動産証券化に関するコンサルティング ・資金調達支援 ・事業拡大等に関するコンサルティング	
ファイナンシャル・アドバイザー事業			<投融資事業> ・企業投融資 ・不動産担保融資	
投融資事業		(連結子会社) abc CAPITAL株	<不動産投資事業> ・不動産仲介 ・不動産販売 ・不動産賃貸 ・建物管理	
不動産投資事業			<Web3事業> ・ブロックチェーンプロトコル開発 ・NFT・トークン発行運用支援 ・Web3コンサルティング	
Web3事業		(連結子会社) Metabit株		
		(連結子会社) METABIT SDN, BHD.		
		(連結子会社) AI Nyan株		
ゲーム事業		(連結子会社) クレーンゲーム ジャパン株	<ゲーム事業> ・ゲームアプリの開発 ・eスポーツ大会の開催・運営 ・オンラインクレーンゲームの運営	
サイバーセキュリティ事業		(連結子会社) ネクスト・ セキュリティ株	<サイバーセキュリティ事業> ・サイバーセキュリティソリューション の販売 ・サイバーセキュリティコンサルティング ・サイバーセキュリティ環境の構築等	
		(連結子会社) プレソフィア株		
空間プロデュース事業	(連結子会社) アトリエブック アンドベッド株	<空間プロデュース事業> ・店舗空間のプロデュース ・店舗運営		
	(連結子会社) 株CAMELOT			
	(連結子会社) Total Foods株			
ヘルスケア事業	(連結子会社) 株エムワン	<ヘルスケア事業> ・医療部外品の開発、卸売り、販売		

(注) 持分法適用関連会社3社については、「4 関係会社の状況」をご参照ください。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 内容	議決権の 所有割合 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) GFA Capital株式会社 (注) 2	東京都港区	80,000	企業・ファンド等への投資及び投資先支援、並びに投資運用に関するアドバイザー事業	(直接)100.0	役員の兼任 3名
(連結子会社) ネクスト・セキュリティ株式会社 (注) 3	東京都港区	20,000	サイバーセキュリティ商品の販売及び導入運用支援事業	(直接)49.0	役員の兼任 1名
(連結子会社) アトリエブックアンドベッド株式会社 (注) 2	東京都港区	27,500	宿泊施設運営業	(直接)100.0	役員の兼任 2名
(連結子会社) 株式会社CAMELOT (注) 2	東京都渋谷区	10,000	飲食店舗運営業	(直接)100.0	役員の兼任 2名
(連結子会社) 株式会社SDGs technology (注) 2	東京都港区	10,000	SDGsに関するコンサルティング事業	(直接)70.0	役員の兼任 2名
(連結子会社) プレソフィア株式会社 (注) 2	東京都港区	9,000	BPOサービスに関する事業	(直接)88.8	役員の兼任 1名
(連結子会社) GFA FOODS株式会社 (注) 2、3	東京都港区	10,000	飲食店及び居酒屋の経営、企画及び管理業務	(直接)49.0	役員の兼任 1名
(連結子会社) クレーンゲームジャパン株式会社 (注) 2	東京都港区	10,000	オンラインエンターテインメントサービスの企画、開発及び運営	(直接)100.0	役員の兼任 2名
(連結子会社) 株式会社エムワン	東京都港区	5,000	医薬部外品の開発、卸売、販売	(直接)100.0	役員の兼任 2名
(連結子会社) Metabit株式会社 (注) 2	東京都港区	1	コンピュータコンサルティング、コンピュータプログラミング業務、その他の情報技術サービス業務	(直接)51.0	役員の兼任 3名
(連結子会社) METABIT SDN. BHD.	マレーシア ジョホール州	20,900	コンピュータコンサルティング、コンピュータプログラミング業務、その他の情報技術サービス業務	(直接)100.0	役員の兼任 3名

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 内容	議決権の 所有割合 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) AI Nyan株式会社	東京都港区	1,000	ラーニングコミュニ ニティの企画・運 営	(直接)100.0	-
(持分法適用関連会社) セブンスター株式会社	東京都港区	160,550	宅地建物取引事業	(直接)21.3	-
(持分法適用関連会社) 株式会社TOE	東京都港区	1,000	飲食店及び居酒屋 の経営、企画及び 管理業務	(間接)21.0	-
(持分法適用関連会社) AI Data Partners株式会社	東京都港区	30,000	AI特化型高性能 データセンターの 企画、設計、開 発、建設、保有、 管理及び保守運営	(直接)30.0	役員の兼任 1名

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. これらは債務超過会社であり、2026年2月末時点の債務超過額はabc CAPITAL株式会社は1,784,298千円、アトリエブックアンドベッド株式会社は516,788千円、株式会社CAMELOTは1,056,593千円、株式会社SDGs technologyは17,487千円、プレソフィア株式会社は117,114千円、Total Foods株式会社は189,553千円、クレーンゲームジャパン株式会社は189,553千円、Metabit株式会社は474千円であります。

3. 持分は、100分の50以下であります。が、実質的に支配しているため子会社としております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
金融サービス事業	32 (0)
サイバーセキュリティ事業	12 (6)
空間プロデュース事業	19 (76)
ゲーム事業	9 (33)
ヘルスケア事業	0 (0)
合計	72 (115)

(注) 従業員数は就業人員数であり、パート、嘱託社員及び派遣社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2026年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
32 (0)	38.13	3.07	6,024

(注) 1. 従業員数は当社から他社への出向者を除く就業人員数であり、パート、嘱託社員及び派遣社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社の従業員はすべて金融サービス事業に含まれるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループには労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

当社グループは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「多様性を通貨にする」を経営理念とし、ファイナンシャル・アドバイザー事業、投融資事業、不動産投資事業、サイバーセキュリティ事業、空間プロデュース事業、ゲーム事業及びヘルスケア事業を主たる事業としております。

当社グループは、単に事業規模の拡大を目指すのではなく、常に顧客にとって最良の金融サービスを提供していくことで、従来の金融システムの枠組みに捉われない「善いことをした人が得をする世界」を目指しております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、今後一層の経営基盤の強化を進めていくためにまずは財務基盤等の安定化の必要があります。そのために当社グループは、着実な利益の成長を追求し、事業の選択と集中を経営戦略としながら、親会社株主に帰属する当期純利益の伸長を目指しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、金融サービス事業・サイバーセキュリティ事業・空間プロデュース事業・ゲーム事業・ヘルスケア事業の5事業の調和のとれた拡大を目指します。

金融サービス事業は、ファイナンシャル・アドバイザー事業・経営投融資事業・不動産投資事業を中心に行ってまいりました。上場企業などに対して資金調達の支援を行い、上場企業へのエクイティ投資を自己で行うなど、トレーディングを含める売買利益の積み上げを実現していきます。

サイバーセキュリティ事業は、当社の連結子会社ネクスト・セキュリティ株式会社が主力の製品に係る大型の新規複数年契約案件の受注、中小企業向けコンサルティング案件の開始、販売店向けエンドポイント製品の販売等により、受注拡大に向けた営業基盤の構築を進めておりますが、2026年7月1日付「連結子会社の異動（株式譲渡）に関する基本合意書締結のお知らせ」のとおり、ネクスト・セキュリティ株式会社の当社保有株式すべてを、ReYuu Japan株式会社に譲渡することに関し、今後実施されるDD（デューデリジェンス）の結果及び最終契約に向けた協議等を前提とする基本合意書を締結しております。ネクスト・セキュリティ株式会社が展開するサイバーセキュリティ事業の今後の成長戦略について慎重に検討を重ねた結果、同領域のサービス強化を企図し強固な法人顧客基盤を持つReYuu Japan社へ全株式を譲渡することが、同社の事業基盤の強化および今後の成長において最善の選択であると判断しております

空間プロデュース事業は、ナイトクラブの運営については、通常の店舗運営に加えて、CLUB CAMELOTの空間をメタバース化したMETA CAMELOTの最新アップデートを継続し、新たな空間開発やリアルなDJイベントを定期的に行っています。また店舗スペースの貸し出しなどを実施し、店舗の利活用も図っています。

宿泊施設の運営につきましては、特にインバウンド観光客の増加による客層の取り込みの拡大による宿泊客が増加しています。インバウンド需要に関しては継続して好調であり、連泊による宿泊も増加しているため、施設運営の充実を図るイベント企画なども今後の施策としています。

ゲーム事業は、クレーンゲームジャパン株式会社が運営するオンラインクレーンゲーム「クレマス」の事業展開を図っております。「クレマス」を中核に様々なYoutuberやインフルエンサーとコラボレーションを実施し、限定商品の販売を「クレマス」と連動させるなど、企画・マーケティングの強化を図り、オンラインクレーンゲーム事業のフランチャイズ事業に向けた施策にも従事しております。特に大型の集客イベントへの参加、NFT（ノン・ファンジブル・トークン）景品に特化したオンラインクレーンゲームをB2Bにて販売するなど、デジタル景品の導入やブロックチェーン技術の活用を通じた提供商品の差別化を図っています。

ヘルスケア事業は、2025年1月に髪と頭皮に悩みを持つすべての人に届ける薬用育毛ローション「M-1（エムワン）シリーズ」の提供を行う、医薬部外品の開発、卸売り、販売事業を展開しているベンチャー企業の株式会社エムワンを子会社化しています。株式会社エムワンが取り扱う「M-1（エムワン）シリーズ」の加えて、「M-1育毛ローションN」の販売も開始し、商品のラインナップ拡充をしながら、代理店開拓などによる販路拡大にも注力していきます。代理店の開拓を進めることで、同様の販路を複数展開し、更なる売上の上昇を図っていきます。

Web3事業は、当社の掲げるパーパス「多様性を通貨にする」を体現する次なる成長の柱として、上場企業をはじめ

めとする多様なクライアントに対し、Web3戦略の策定からトークン設計、システム開発、コミュニティ運営支援までを一気通貫で提供していきます。なお、暗号資産ディーリング事業につきましては、金融サービス事業からWeb3事業へ区分変更を行っております。暗号資産ディーリング事業については、2026年7月6日付「暗号資産ディーリング事業の撤退に関するお知らせ」の適時開示にて公表しましたとおり、今後の事業性、収益性、リスク管理体制、および内部管理体制の維持・強化に係るコスト等を総合的に勘案した結果、中長期的な企業価値および株主価値の向上のためには、優先度の高い既存事業や成長分野へ集中させることが最善であると判断し、暗号資産ディーリング事業から撤退することを決定しております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループが優先的に対処すべき課題は、新たな事業の収益化を図りながら、グループ全体における事業の収益基盤安定化および財務状態の健全化です。当連結会計年度においては、526,527千円の親会社株主に帰属する当期純利益を計上したものの、誠に遺憾ながら重要な営業損失を計上するに至っております。

ただ、当社グループでは、前連結会計年度に第三者割当増資による資金調達を行い、2025年1月にも第三者割当による資金調達を実施し、財務状況の改善に努めております。増資で調達した資金によって、M & Aによりグループの主軸となる事業の育成を企図し、優良な法人や事業の取得を進めることも企図しております。

当社グループ事業の再編として、事業の選択と集中を意識して本業である金融サービス業をはじめとした中核となる既存事業に経営資源を集中させながら、事業価値を高めていくために当社グループ事業から派生する新たな収益化の模索も行っていきます。

(5) その他、会社の経営上重要な事項

該当事項はありません。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループは、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、SDGsを軸とした事業戦略に積極的・能動的に取り組むことで、中長期的な企業価値の向上とサステナビリティ課題の解決の両立を目指しています。

ガバナンス

当社グループは、持続可能な環境や社会への貢献と持続的な企業価値の向上が重要な経営課題であること、子会社である株式会社SDGs technologyにおいて取組を実施していることから、親会社である当社の環境・社会・ガバナンスへの取組をより一層強化するため「サステナビリティ委員会」を設置しております。

本委員会は、代表取締役社長を委員長とし、委員は、子会社取締役などで構成され、グループ全体のサステナビリティに関する方針を策定し、重要課題を把握するとともに各課題について全社的なサステナビリティへの取組を推進し、その施策の推進状況のモニタリング及び管理等を行います。特に、サステナビリティ関連のリスク及び機会を適切に監視・管理するためのガバナンス体制の構築に努めております。また、これらの審議の結果は定期的に取締役会へ報告され、取締役会は重要な課題やリスク及び機会に対する施策実施の監督及び提言を行います。

戦略

当社グループは、株式市場から中長期的に求められる企業であるよう継続的な黒字化経営を目指します。

企業の持続可能性として利益の追求を前提としながらも、製品開発の際には、地球環境の持続可能性を常に検討することで持続的な企業活動の継続を企図します。

加えて、当社が企業活動を通じて人材育成を継続的に行い、自社社員の確保のみならず社員1人ひとりのライフプランに寄与することを目指します。

また、社会から信頼され続けることをベースとした経済活動を持続する観点からビジネスパートナーの選定を慎重にし、良好な取引先及び株主から選ばれうる事業活動を行います。

子会社に株式会社SDGs technologyを傘下に持つ当社は、企業のESGに配慮した経営とSDGsを軸とした事業戦略をもとに、様々な分野において持続可能な社会の発展に貢献してまいります。

人材の育成及び社内環境の整備に関する方針

当社グループは、持続的成長と企業価値向上にあたり、人材の成長と事業成長が継続的に連動すると考え、サステナビリティ関連の項目の中で、特に人的資本を重視しております。人事評価に関しては、360度評価を採用し、上司のみならず、同僚や部下を含めた多角的な視点から、社員一人ひとりの適切な評価を行っています。

また人事考課規定及び人事考課実施内規に基づいた考課表を用いた能力評価及び実績評価を実施することにより、本人の能力や適性に基づいた処遇とすることを基本方針としており、性別・国籍等を問わず、働きやすい職場作りを行うことで、多様な人材を受け入れる体制を確保しております。

サステナビリティ経営重点テーマ

	サステナビリティ経営重点テーマ	社会課題	具体的な取組み	SDGsとの関わり
環境	カーボンニュートラル	脱炭素社会への移行	太陽光発電 自然エネルギーを活用した発電を行い、社会のCO2排出量削減に貢献しています。	  
		資源の枯渇	地雷除去事業への出資 地雷除去ロボットを開発し、カンボジアへ配備計画を進めて、IOS(株)への第三者割当増資を行うと共に、同社が企画する地雷除去後の有効な土地活用事業へ参画し、途上国の産業および経済の発展に貢献しています。	  
		資源循環	渋谷の清掃活動 (渋谷海さくらとの合同ゴミ拾い) 渋谷近隣の皆さんや街へ感謝の気持ちを込めて、路上のゴミやタバコの吸い殻の清掃、壁の落書きの消去など、渋谷の街を綺麗にする活動に取り組んでいます。	 
	資源循環	廃棄物の増加	ワークフローシステム導入（ペーパーレス化） ワークフローをWEB上で完結するシステムを導入。社内稟議や決裁手続き等のペーパーレス化を積極的に行っています。	 
			電子サイン(印鑑)導入（ペーパーレス化） 社外への契約書送付や雇用契約書のサインをWEB上で行い、業務における紙の使用量削減に努めています。	 
		イノベーションによる経済成長	紙の再利用 社内資料の作成に、一度利用した紙の裏面を優先的に使用するなど、紙の消費を極力減らす取り組みを会社全体で行っています。	 
			WEB3の活用 ミームコインを中心としたWEB3エンタメ経済圏を作っています。	
	イノベーションによる経済成長	育毛よる心の豊かさの提供 髪と頭皮に悩みを持つ全ての人に、驚きと希望をお届けする薬用育毛ローションの販売		
		社会	人材育成	多様な人材の活用 大学の課外活動への協力 (学)桜美林学園・桜美林大学ビジネスマネジメント学群と業務提携し、講義・学外活動・イベント等において、CLUB CAMELOTの実店舗とメタバース空間を活用した共同事業に取り組んでいます。
	コーポレートガバナンス	社員エンゲージメントの持続的向上	多様なコミュニケーション 寺院のメタバース化事業 光明寺(京都府京都市東山区)と業務提携を結び、納骨堂の共同販売並びに寺院のDX化およびメタバース化を視野に入れた新たな寺院経営の事業モデルの構築に取り組んでいます。	
働きがいのある風土 360度評価の実施 当社の社員評価法に360度評価を採用。上司のみならず、同僚や部下も含めた多角的な視点から社員一人ひとり適切な評価を行っています。				
人権尊重 ノーボーダーな採用 性別や国籍を問わずフラットな目線で採用を行い、昇進も平等な条件のもとで決めています。			  	
働きやすい環境 テレワーク推奨 育児と仕事を両立したワークスタイルなど、社員一人ひとりの働き方に寄り添った形のテレワークを実現しています。				
			人材の活用による働きがい 働き方改革の推進や多様な働き方の実現を通じて、従業員の労働環境改善に貢献しています。	

リスク及び機会の管理

当社グループは、当社グループの経営活動に潜在するリスクを特定し、平常時より、リスクの低減、危機の未然防止に努めるとともに、当社グループの経営活動に重大な影響を及ぼすおそれのある危機発生時の体制を定め、迅速かつ的確な対応をとり、事態の拡大防止及び速やかな収拾・正常化を図ることを目的として、コンプライアンス・リスクマネジメント基本規程を定め、運用しております。また、サステナビリティに関するリスクと機会は、サステナビリティ委員会で識別・分析され、対応策を検討・実施し、その施策の推進状況のモニタリング及び管理等を行います。また、これらの審議の結果は定期的に取り締役会へ報告され、取締役会は重要なリスク及び機会の管理（識別、評価及び管理のプロセス）に対する施策実施の監督及び提言を行います。

人材の確保に関するリスクの内容については「3 事業等のリスク (12)組織及び人材について」をご参照ください。

指標及び目標

当社グループは上記において記載した、人材の育成及び社内環境の整備に関する方針として、従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることにより、その能力を十分に発揮できるようにすることが重要であると認識しております。

当社及び連結子会社は女性活躍推進法及び育児介護休業法の規定による公表義務の対象ではありませんが、当社では指標として女性活躍推進法の公表項目である「管理職に占める女性労働者の割合」において30%の目標を定めており、実績は33.3%となっております。当社グループでは、多様な人材が活躍の場を広げられる環境整備とともに、女性のリーダーシップ開発を推進してまいります。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日において当社グループが判断したものであります。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況について

当社グループは、当連結会計年度（決算期変更による5ヶ月決算）においては、営業外収益及び特別利益の計上により、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は黒字化したものの、営業損益に関しては前連結会計年度に続き、当連結会計年度についても重要な営業損失を計上しており、資金繰りの懸念は継続しております。

こうした状況から、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況を解消するために、グループ内の既存事業を適切に推進することにより継続的に利益を獲得できる体制の構築を目指しております。

また資金繰りに関しては、早期に持続的な経営安定化を図るため、財務体質の改善及び運転資金並びに事業資金の確保が肝要であると判断し、2025年1月に第三者割当による資金調達を実施するなど、財務状況の改善に努めております。

現在、当社は当社グループ事業の再編として、事業の選択と集中を意識しており、本業である金融サービス事業及び現在注力しているWeb3関連の強化、推進をはじめとした中核となる既存事業に経営資源を集中させながら、事業価値を高めていくために当社グループ事業から派生する新たな収益化の模索も行っております。

しかしながら、これらの施策は計画実施途上もしくは計画検討中であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。

(2) 経済情勢の動向

当社グループ業務の対象とする不動産への需要は景気の動向に左右されることから、国内外の経済情勢が悪化した場合には、当社の事業に影響を及ぼし、また所有資産の価値の低下につながる可能性があります。また、貸出金の担保対象となる不動産価値が低下した場合には、当社グループの財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 金利の変動

将来において、金利が急激に上昇した場合には、資金調達コストの増加や不動産への投資期待利回りの上昇、また住宅購入顧客の購買意欲の減退等により、当社グループの事業に影響を及ぼし、また所有資産の価値の低下につながる可能性があります。

(4) 不動産及び金融関連税制の変更

将来において、不動産及び金融関連税制が変更された場合には、資産保有および取得・売却時のコストの増加、また住宅購入顧客の購買意欲の減退等により、当社グループの事業に影響を及ぼし、また所有資産の価値の低下につながる可能性があります。

(5) 不動産及び金融関連法制の変更

不動産流動化・証券化関連業務及び不動産投資事業においては、「金融商品取引法」「宅地建物取引業法」「不動産特定共同事業法」等、投融資事業においては「貸金業法」等の法律が関係してまいります。将来これらの法律が改廃された場合や新たに制定される場合、又は外部環境の変化等に伴う現行法の解釈の変化が生じた場合には、当該事業が影響を受ける可能性があるほか、所有資産の価値の低下につながる可能性があります。

(6) 天変地異等の災害・環境問題等

将来において、天変地異・環境問題・土壌汚染や不動産の瑕疵が判明した等の場合には、所有資産の毀損や仲介・売主責任による補償の義務履行等により、当社グループの事業に影響を及ぼし、また所有資産の価値の低下につながる可能性があります。

(7) 不動産開発等

当社グループが不動産開発等を行う場合、当社役員・従業員が直接業務を行う場合を除き、建設会社等、一定の技術を有する第三者に業務を委託するほか、地価や開発コストの上昇や工事等の不備等を含む多くの外部要因に左右され、想定外の多額の費用の発生または開発計画の遅延もしくは中止を余儀なくされる場合があり、その結果、当該事業に影響を受ける可能性があります。

(8) 第三者からのライセンス提供

当社グループが提供する製品やサービスの中には、第三者からのライセンスや知的財産権のライセンスを受けて販売しているものもあり、これを更新する必要があります。しかし必要とするライセンスが取得または更新できない可能性があります。

(9) 競合

当社グループが提供する商品やサービスの中には、競合会社に対して製品やサービスを販売することがあります。例えば競合会社が主契約者となり、当社グループのソリューションを組み込みまたは利用して納品される場合です。この場合、競合会社が競合等により当社グループのソリューションを利用しないこともあります。

(10) 製品及びサービスの欠陥や瑕疵

当社グループが提供する商品やサービスには、欠陥や瑕疵により顧客に深刻な損失を及ぼす可能性があり、その責任を追及される可能性があります。

(11) 少数大口の売上で構成されていることについて

当社グループの事業特性上、各業務の1案件あたりの金額が全売上高に占める割合が高く、各案件の受注状況並びに業務完了の時期により当社業績が大きく変動する可能性があります。

(12) 組織及び人材について

当社グループは連結子会社が増加しましたが、それぞれの会社を見ればまだ小規模組織であり、内部管理体制についても組織の規模に応じたものとなっております。連結子会社が増大することに応じて、組織及び人材の見直しを図っていく方針ではありますが、適時・適切に体制構築が進まなかった場合には、当社グループの事業展開に影響を及ぼす可能性があります。また、現状の人的資源に限りがある中、一人一人の役職員の能力に依存している面があり、役職員に何らかの業務遂行上の支障が生じた場合、あるいは役職員が社外へ流出した場合には、当社業務に支障を来すおそれがあります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりです。

なお、2025年8月期は、決算期変更により2025年4月1日から2025年8月31日までの5ヶ月決算となっております。このため、前年同期との比較分析は行っていません。

財政状態及び経営成績の状況

第25期連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2025年8月31日）

当連結会計年度における我が国経済の業況判断につきましては、総務省（2025年9月19日発表）消費者物価指数によりますと、変動の大きい生鮮食品を除く総合が111.6となり、前年同月と比べて2.7%上昇となりました。電気・ガス料金の補助は3ヶ月連続で伸び率は低下となりました。前年比の押し下げ要因は光熱・水道がマイナス0.29ポイントとなっております。食糧エネルギーを除く米国型コアで見ると前年比+1.6%とほぼ横ばいとなっております。

国内不動産業界につきましては、三鬼商事株式会社によりますと、2025年8月時点の都心5区（千代田、中央、港、新宿、渋谷区）のオフィス平均空室率は2.85%となり、2025年7月より0.31ポイント下がりました。8月は大規模ビルで大型成約が多く見られたことから、この1ヶ月間で東京ビジネス地区全体の空室面積は約2万5千坪減少しました。

このような環境のもと、当社グループは収益獲得の強化に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は1,109,625千円、経常利益は781,288千円、親会社株主に帰属する当期純利益は526,527千円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

金融サービス事業

金融サービス事業につきましては、主としてファイナンシャル・アドバイザー事業、投融資事業の営業活動を行ってまいりました。

ファイナンシャル・アドバイザー事業につきましては、資金調達を計画している上場企業などに対して、そのニーズを収集し、助言及び資金調達の支援を行っております。また投融資事業につきましては、様々な事業者の資金需要に応える事業融資を継続的に実行しており、中小規模法人への融資に加えて、利息を含めたストック収益、またエクイティファイナンスに関連する取引実行の構築を図るためのバックファイナンスなども実施しております。

この結果、売上高は202,360千円、セグメント損失は890,411千円となりました。

サイバーセキュリティ事業

サイバーセキュリティ事業につきましては、主力製品など、大型の新規複数年契約案件を計画的に受注し、売上大きく寄与しております。また、中小企業向け新規のコンサル案件も開始し、販売店へエンドポイント製品を販売していくことで受注増加へのフローの展開を広げています。

また、当社の投資先の上場企業などとの協業を含めて、新規商品のラインアップを拡充し、拡販商品の提供サービスを顧客へのニーズにあわせた提案型のソリューションを行うことで、セキュリティコンサルティング案件の増加に繋げています。

この結果、売上高は381,750千円、セグメント利益は55,544千円となりました。

空間プロデュース事業

空間プロデュース事業につきましては、宿泊施設の運営及び飲食店舗の運営による営業活動に従事しています。ナイトクラブの運営については、通常の店舗運営から店舗スペースの貸し出しなどに方向転換しており、店舗の利活用を展開しております。CLUB CAMELOTの空間をメタバース化したMETA CAMELOTの最新アップデートを継続し、新たな空間開発やリアルなイベント開催できる場所の提供を図っており、META CAMELOTで利活用できるミームを初めとした暗号通貨の社会実装並びにWEB3.0事業との統合・リストラクチャリング化を行っております。当社が展開するBaaSならびにオンラインミートアップでも利活用できるよう鋭意尽力しております。

また、宿泊施設の運営につきましては、インバウンド観光客の増加による客層の取り込みの拡大による宿泊客が継続して増加しています。インバウンド需要も継続して好調であり、連泊による宿泊も増加しているため、施設運営の充実を図るイベント企画、ポップアップ、オリジナルのグッズ展開なども今後の施策としています。

この結果、売上高は271,842千円、セグメント損失は37,913千円となりました。

ゲーム事業

ゲーム事業につきましては、クレーンゲームジャパン株式会社が運営するオンラインクレーンゲーム「クレマス」の事業展開を図っております。「クレマス」を中核に限定商品の販売を「クレマス」と連動させるなど、企画・マーケティングの強化を図り、オンラインクレーンゲーム事業のフランチャイズ事業に向けた施策にも従事しております。

特に大型の集客イベントへの参加、NFT（ノン・ファンジブル・トークン）景品に特化したオンラインクレーンゲームをBtoBにて販売するなど、デジタル景品の導入やブロックチェーン技術の活用を通じた提供商品の差別化を図っています。

この結果、売上高は162,455千円、セグメント損失は67,772千円となりました。

ヘルスケア事業

ヘルスケア事業につきましては、前連結会計年度末日をみなし取得日として株式会社エムワンを当連結会計年度から同社の業績を連結損益計算書に取り込んでおります。当該事実を鑑み、前連結会計年度から「ヘルスケア事業」を新たに追加しております。

医療部外品の開発、卸売り、販売などの営業活動に従事しております。自社ECサイト、テレビショッピング、大手ショッピングチャンネルにおいて、薬用育毛ローション「M-1シリーズ」の販売活動を行っております。また、リニューアルした「M-1 育毛ローション N」の販売も開始しており、商品ラインナップ拡充、代理店開拓による販路拡大を進めています。

この結果、売上高は91,217千円、セグメント利益は18,159千円となりました。

また、運送事業は、株式会社フィフティーワンの全株式売却により連結の範囲から除外されたことにより、当連結会計年度より報告セグメントから除外しております。なお、前連結会計年度の運送事業は、売上高263,031千円、セグメント損失は3,998千円でした。

なお、2025年3月期より開始している暗号資産ディーリングにおいて、営業外収益に暗号資産売却益1,631,999千円、営業外費用に暗号資産評価損295,031千円及び特別利益に暗号資産受贈益294,599千円が発生し、連結業績に大きく寄与しております。

当社グループにおける、当連結会計年度末の財政状態につきましては、次のとおりであります。

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末比1,246,468千円の増加となる9,031,927千円となりました。

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末比388,604千円の減少となる4,601,464千円となりました。

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末比1,635,072千円の増加となる4,430,463千円となりました。

第26期中間連結会計年度（自 2025年9月1日 至 2026年2月28日）

当中間連結会計期間（2025年9月1日～2026年2月28日）における我が国経済の業況判断につきましては、総務省（2026年3月24日発表）消費者物価指数によりますと、変動の大きい生鮮食品を除く総合が111.4となり、前年同月と比べて1.6%上昇となりました。電気・ガス料金の補助は3ヶ月連続で伸び率は低下となりました。前年比の押し下げ要因は光熱・水道がマイナス0.28ポイントとなっております。コストプッシュ以外の要素を見るうえで重要

な食料・エネルギーを除く米国型コアを見ると、前年比+1.4%となっております。また、サービス業の賃金動向と関連される一般サービスの伸びも、前年比+2.0%となっております。

国内不動産業界につきましては、三鬼商事株式会社によりますと、2026年2月時点の都心5区（千代田・中央・港・新宿・渋谷）のオフィス平均空室率は2.20%となり、2026年1月より0.05ポイント下がりました。2月は既存ビルで中小規模の成約の動きが見られた一方、グループ集約に伴う解約や大規模新築ビル1棟が一部空室を残して竣工した影響もあり、東京ビジネス地区全体の空室面積はこの1ヶ月間で約4千7百坪増加しました。

このような環境のもと、当社グループは、収益獲得のさらなる強化に努めてまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高1,172,789千円となり、経常利益3,111,389千円、親会社株主に帰属する中間純利益2,567,902千円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

金融サービス事業

金融サービス事業につきましては、主としてファイナンシャル・アドバイザー事業、投融資事業の営業活動を行ってまいりました。

ファイナンシャル・アドバイザー事業につきましては、資金調達を計画している上場企業などに対して、そのニーズを収集し、助言及び資金調達の支援を行っております。また投融資事業につきましては、様々な事業者の資金需要に応える事業融資を継続的に実行しており、中小規模法人への融資に加えて、利息を含めたストック収益、またエクイティファイナンスに関連する取引実行の構築を図るためのバックファイナンスなども実施しております。

この結果、売上高は182,752千円、セグメント損失は967,046千円となりました。

サイバーセキュリティ事業

サイバーセキュリティ事業につきましては、主力のOPSWAT製品について、大型の新規複数年契約案件を計画的に受注しております。また、中小企業向け新規のコンサル案件も開始し、販売店へエンドポイント製品を販売していくことで、受注増加へのフローの展開を広げています。

また、新規商品のラインアップ、拡販商品の提供サービスを顧客へのニーズにあわせて提案のソリューションを都度行うことで、セキュリティコンサルティング案件も増加させています。

この結果、売上高は443,525千円、セグメント利益は62,658千円となりました。

空間プロデュース事業

空間プロデュース事業につきましては、宿泊施設の運営及び飲食店舗の運営による営業活動に従事しています。ナイトクラブの運営については、通常の店舗運営から店舗スペースの貸し出しなどに方向転換しており、店舗の利活用に事業の展開を図り、新たな空間開発やリアルなイベント開催できる場所の提供を推進しています。

また、宿泊施設の運営につきましては、インバウンド観光客の増加による客層の取り込みが継続しており、宿泊客が増加しています。また、施設運営の充実を図るイベント企画、ポップアップ、オリジナルのグッズ展開なども今後の施策としています。

この結果、売上高は301,027千円、セグメント損失は13,751千円となりました。

ゲーム事業

ゲーム事業につきましては、クレーンゲームジャパン株式会社が運営するオンラインクレーンゲーム「クレマス」の事業展開を図っております。「クレマス」を中核に様々なYoutuberやインフルエンサーとコラボレーションを実施し、限定商品の販売を「クレマス」と連動させるなど、企画・マーケティングの強化を図っております。特に大型の集客イベントへの参加、NFT（ノン・ファンジブル・トークン）景品に特化したオンラインクレーンゲームをBtoBにて販売するなど、デジタル景品の導入やブロックチェーン技術の活用を通じた提供商品の差別化を図っております。

この結果、売上高は171,035千円、セグメント損失は64,205千円となりました。

ヘルスケア事業

医薬部外品の開発、卸売り、販売などの営業活動に従事しております。自社ECサイト、テレビショッピング、大手ショッピングチャンネルにおいて、薬用育毛ローション「M-1シリーズ」の販売活動を行うと共に、販路拡大のために代理店営業の強化に努めています。

この結果、売上高は55,192千円、セグメント損失は17,214千円となりました。

Web3事業

第1四半期連結会計期間末日をみなし取得日として、Web3事業を行うMetabit株式会社及びMetabit SDN BHD.を連結範囲に含めております。当該事実を鑑み、当中間連結会計期間から報告セグメントとして「Web3事業」を新たに追加し、暗号資産リーディング事業につきましては、金融サービス事業からWeb3事業へ区分変更を行っております。

Web3事業につきましては、Web3技術を活用した新規事業開発およびエコシステム設計を支援するWeb3領域における企業向けコンサルティング事業として本格的な始動となることから、「Web3コンサルティング事業」を新たに追加しております。

Web3コンサルティング事業は、当社の掲げるパーパス「多様性を通貨にする」を体現する次なる成長の柱として、上場企業をはじめとする多様なクライアントに対し、Web3戦略の策定からトークン設計、システム開発、コミュニティ運営支援までを一気通貫で提供していきます。

この結果、売上高は19,255千円、セグメント利益は4,110,949千円となりました。

財政状態は、次のとおりであります。

(資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は9,968,442千円となり、前連結会計年度末に比べ3,715,638千円増加しました。これは主に、現金及び預金が83,730千円、受取手形及び売掛金が33,771千円、暗号資産が4,345,974千円増加したことなどによるものであります。固定資産は4,593,307千円となり、前連結会計年度末に比べ1,814,184千円増加しました。これは主に、のれんが1,578,678千円、出資金が410,000千円増加したことなどによるものであります。

この結果、総資産は14,561,749千円となり、前連結会計年度末に比べ、5,529,822千円増加しました。

(負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は4,588,283千円となり、前連結会計年度末に比べ300,287千円増加しました。これは主に、契約負債が63,242千円、未払法人税等が416,785千円増加した一方で、未払金が35,452千円、前受収益が27,825千円減少したことなどによるものであります。固定負債は301,045千円となり、前連結会計年度末に比べ12,423千円減少しました。これは主に、長期借入金が10,294千円減少したなどによるものであります。

この結果、負債合計は4,889,328千円となり、前連結会計年度末に比べ、287,864千円増加しました。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は9,672,421千円となり、前連結会計年度末と比べ5,241,958千円増加しました。これは主に、新株予約権の行使等により資本金が424,817千円、資本剰余金が1,899,148千円増加したことに加え、親会社株主に帰属する中間純利益2,567,902千円を計上したことなどによるものであります。

この結果、自己資本比率は64.3%（前連結会計年度末は47.4%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

第25期連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2025年8月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は683,707千円となり、前連結会計年度比303,769千円の増加となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は232,549千円となりました。これは主に営業貸付金の回収による増加415,500千円、貸倒引当金の計上による増加245,139千円や、税金等調整前当期純利益を587,443千円計上した一方で、当社と当社の連結子会社であるabc CAPITAL株式会社において暗号資産を売買したことにより暗号資産売却益を1,631,999千円、売買目的有価証券運用益を586,128千円計上したことによる減少があったことなどによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は131,815千円となりました。これは主に有価証券の売却による収入2,401,729千円、出資金の払戻による収入400,000千円があった一方で、出資金の払込による支出247,317千円、暗号資産の取得による支出654,250千円、有価証券の取得による支出1,827,766千円があったことなどによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は668,134千円となりました。これは主に、株式の発行による収入1,168,172千円、短期借入による収入3,926,558千円があった一方で、短期借入金の返済による支出4,336,558千円があったことなどによるものであります。

第26期中間連結会計年度（自 2025年9月1日 至 2026年2月28日）

当中間連結会計期間の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ70,213千円増加し、767,437千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は1,123,559千円となりました。これは主に、営業貸付金の減少による収入482,150千円及び税金等調整前中間純利益3,156,290千円、暗号資産評価損1,962,420千円の計上あった一方で、暗号資産売却益6,293,198千円の計上があったことなどによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は473,084千円となりました。これは主に、有価証券の売却による収入1,281,024千円及び投資有価証券の売却による収入349,667千円があった一方で、出資金の払込による支出700,000千円があったことなどによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、718,149千円となりました。これは主に、株式の発行による収入662,437千円及び短期借入れによる収入2,987,000千円があった一方で、短期借入金の返済による支出3,012,000千円があったことなどによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

生産実績

当社グループは金融サービス事業、サイバーセキュリティ事業、空間プロデュース事業、ゲーム事業、ヘルスケア事業を主たる事業としており、生産活動を行っていないため該当事項はありません。

受注実績

該当事項はありません。

販売実績

セグメントの名称	第25期連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)		第26期中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)	
	金額(千円)	前年同期比 (%)	金額(千円)	前年同期比 (%)
金融サービス事業	202,360	-	182,752	-
サイバーセキュリティ事業	381,750	-	443,525	-
空間プロデュース事業	271,842	-	301,027	-
ゲーム事業	162,455	-	171,035	-
ヘルスケア事業	91,217	-	55,192	-
Web3事業	-	-	19,255	-
合計	1,109,625	-	1,172,789	-

(注) 1. 2025年8月期は、決算期変更により2025年4月1日から2025年8月31日までの5ヶ月決算となっており、前年同期比(%)の記載は行っていません。

2. 主な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第24期連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		第25期連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)		第26期中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社インテリジェントウェイブ	-	-	223,767	20.1	-	-
株式会社両備システム	-	-	-	-	126,195	10.7

(注) 第24期連結会計年度の主要な販売先については、総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。当社グループはこの連結財務諸表の作成に当たりまして、貸倒引当金や繰延税金資産の計上、投資その他の資産の評価及び偶発債務の認識等に関して、過去の実績や取引の状況に照らし合理的と考えられる見積り及び判断を行っております。当該見積り及び判断について当社は継続的に評価を行っておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループは、着実な利益の成長を追求し、親会社株主に帰属する当期純利益の伸長を目標とする経営指標として掲げております。当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は526,527千円（前連結会計年度は4,411,879千円の当期純損失）となり、前連結会計年度からの黒字転換および目標とする利益の伸長を達成いたしました。当該指標の達成につきましては、主に金融サービス事業におけるWeb3エンタメ経済圏の構築等の施策に伴い、営業外収益において暗号資産売却益1,631,999千円を計上したことなどの一過性の要因によるものであります。経営者としたしましては、財務基盤の安定化に向けた利益の確保を評価しつつも、本業の収益力を示す営業損益段階においては誠に遺憾ながら922,394千円の営業損失を計上していることから、依然として本質的な収益基盤の確立には課題が残されていると認識しております。今後は、目標とする当期純利益の持続的かつ安定的な伸長および成長サイクルを確実なものとするため、「事業の選択と集中」の経営戦略のもと、中核となる金融サービス事業への経営資源の集中、サイバーセキュリティ事業やヘルスケア事業などの既存事業におけるストック型収益・新規販路の拡大、およびグループ全体のコスト構造の適正化を迅速に進め、一過性の利益に依存しない安定的な収益構造への転換を図ってまいります。

財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は6,252,804千円となり、前連結会計年度末に比べ1,837,616千円増加しました。これは主に、貸付金の回収により営業貸付金が700,105千円減少した一方で、売買目的有価証券が217,765千円、現金及び預金が303,769千円、当社と当社の連結子会社であるGFA Capital株式会社において暗号資産を購入したことにより暗号資産が1,740,279千円増加したことによるものです。固定資産は2,779,123千円となり、前連結会計年度末に比べ591,147千円減少しました。これは主に、敷金及び保証金が16,741千円増加した一方で、投資有価証券が437,956千円、出資金が152,682千円減少したことなどによるものであります。

この結果、総資産は9,031,927千円となり、前連結会計年度末に比べ、1,246,468千円増加しました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は4,287,995千円となり、前連結会計年度末に比べ353,600千円減少しました。これは主に、未払金が142,279千円増加した一方で、短期借入金が132,873千円、受贈益及び債権譲渡益の計上により前受収益が361,369千円減少したことなどによるものであります。固定負債は313,469千円となり、前連結会計年度末に比べ35,004千円減少しました。これは主に、長期借入金が33,875千円減少したことなどによるものであります。

この結果、負債合計は4,601,464千円となり、前連結会計年度末に比べ、388,604千円減少しました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は4,430,463千円となり、前連結会計年度末と比べ1,635,072千円増加しました。これは主に、その他有価証券差額金が116,757千円減少した一方で、親会社株主に帰属する当期純利益526,527千円を計上し、新株予約権の行使により資本金および資本剰余金がそれぞれ631,887千円増加したことなどによるものであります。

この結果、自己資本比率は47.4%（前連結会計年度末は33.7%）となりました。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金運営は、事業活動にかかる資金については営業キャッシュ・フローで獲得した資金を主

な財源としておりますが、不動産及び株式の取得については金融機関等からの借入の利用などにより流動性を保持しております。しかしながら、当社グループにおける資金繰りの懸念は現状も解消されておらず、財務状態の健全化を図ることが経営上の最優先課題と認識しております。このため、株式・新株予約権の発行によるエクイティによる資金調達の実施をしています。また今後もエクイティに限らず、金融機関等からの借入によるデットによる資金調達など、他調達方法も含めて検討予定であります。

経営成績の分析

経営成績の分析につきましては「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」をご参照下さい。

5 【重要な契約等】

（株式交付の方法による子会社の買収）

当社は、2025年10月3日開催の取締役会において、Metabit株式会社（以下「Metabit社」といいます。）の株式の一部取得及び当社を株式交付親会社とし、Metabit社を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行うことを決議いたしました。なお、当社は、会社法第816条の4第1項の規定に基づき、簡易株式交付の手続により株主総会の決議による承認を受けずに本株式交付を行っております。

買収の目的	<p>当社の策定した「長期ビジョン・中期経営計画」に従い、当社はWEB3.0コングロマリット企業への変貌に向けて、（1）BTC21,000枚の保有、（2）WEB3.0支援先企業500社の確保、（3）C-PBRベースで1兆円の暗号資産の保有（Book valueベース）を最重要KPIとして掲げており、本件の実現に向けて開発リソースの確保は必須となっている状況です。</p> <p>買収対象であるMetabit社は、同社の子会社であるMetabit.SDN.BHD.（マレーシア）を有する持株会社であり、Metabit.SDN.BHD.はブロックチェーン及びメタパースエコシステムの開発に特化したソリューションを提供しており、その開発ノウハウやリソースを持ち合わせています。</p> <p>Metabit.SDN.BHD.の保有するブロックチェーン及びメタパースエコシステムの開発ノウハウやリソースを当社グループに取り込むことは包括的にも今後の当社の目指す事業との親和性が非常に高いと判断しております。</p>
株式取得及び株式交付の相手先の名称	Wowoo Pte. Ltd.
買収会社の名称・事業内容・規模	<p>名称：Metabit株式会社</p> <p>事業内容：ソフトウェア、ハードウェアの開発、販売等 マーケティング・リサーチ業務 情報通信関連業務</p> <p>事業規模：Metabit社は2025年7月11日設立のため、経営成績及び財政状態の実績はありません。</p>
株式取得及び株式交付の時期	2025年10月30日
取得株数、取得価額、取得後持分	<p>取得株数：94株</p> <p>取得価額：150百万円</p> <p>取得後持分：9.4%（株式交付と合算して51.0%）</p>
株式交付の条件及び交付内容	<p>交付株式数：4,700,000株</p> <p>交付比率：Metabit社の普通株式1株に対して当社の普通株式11,298.08株を交付いたします。なお、当社が本株式交付によりMetabit社の株式に係る割当てとして交付する当社の普通株式は、全て当社が新規に発行する株式です。</p> <p>本株式交付は、会社法第816条の4第1項の規定に基づく簡易株式交付の手続により実施する予定であり、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件としております。</p>
株式交付比率の算定根拠	<p>当社及びMetabit株式会社から独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による株式価値算定結果を参考に、Metabit株式会社の財務状況、資産の状況及び将来見通し等を総合的に勘案し、両社協議の上で株式交付比率を決定しております。なお、当社株式については市場株価法、Metabit株式会社についてはDCF法を採用しております。</p>

株式交付後の当社の概要	商号：abc株式会社 資本金：5,660百万円 事業内容：金融サービス事業、サイバーセキュリティ事業、空間プロデュース事業、ゲーム事業、ヘルスケア事業及びWeb3事業 なお、本株式交付による当社の商号、所在地、代表者、事業内容及び資本金の変更はありません。
-------------	---

6 【研究開発活動】

最近連結会計年度および最近中間連結会計期間において該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第25期連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2025年8月31日）

当連結会計年度は、総額59,650千円の設備投資を行っており、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

金融サービス事業では附属設備17,009千円、器具備品360千円、一括償却資産4,826千円、ソフトウェア30,017千円ソフトウェア仮勘定5,454千円の投資を実施しました。その主なものは、事務所の設備費用、アプリ等のシステム開発やライセンスの取得などによるものであります。

空間プロデュース事業では器具備品329千円、一括償却資産153千円の投資を実施しました。その主なものは、飲食店の備品購入によるものであります。

ゲーム事業ではソフトウェア1,500千円の投資を実施しました。その主なものは、オンラインクレーンゲームのシステム開発などによるものであります。

重要な設備の除却、売却等はありません。

第26期中間連結会計期間（自 2025年9月1日 至 2026年2月28日）

当中間連結会計期間は、総額154,253千円の設備投資を行っており、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

金融サービス事業では器具備品528千円、一括償却資産412千円の投資を実施しました。その主なものは、事務所の設備取得によるものであります。

Web3事業ではのれん818千円、ソフトウェア18,680千円、ソフトウェア仮勘定127,905千円の投資を実施しました。その主なものは、事業拡大のためにcomcom Analytics事業の取得やアプリ等のシステム開発やライセンスの取得によるものです。

空間プロデュース事業では附属設備2,923千円、器具備品290千円、一括償却資産2,265千円の投資を実施しました。その主なものは、飲食店のトイレ工事及びコインロッカー設置などによるものであります。

ゲーム事業では器具備品430千円の投資を実施しました。その主なものは、オンラインクレーンゲームの看板設置などによるものであります。

重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2026年2月28日現在

事業所名	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数（人）	
			建物附属設備	工具器具備品	一括償却資産	ソフトウェア	その他		合計
本社 （東京都港区）	金融サービス事業	事務所	-	484	361	-	-	845	32 (1)
	Web3	システム開発	-	-	-	49,667	118,857	168,524	

(注) 1. 「その他」はソフトウェア仮勘定であります。

2. 従業員数の（ ）内は臨時従業員数を外数で記載しております。

3. 帳簿価額は減損計上後の金額であります。

4. 本社の建物は賃借しており、第26期中間連結会計期間における賃借料は88,622千円、年間の本社賃借料の金額が22,894千円であります。

(2) 国内子会社

2026年2月28日現在

会社名	事業所名	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数（人）
				建物附属設備	工具器具備品	一括償却資産	ソフトウェア	合計	
Total Foods(株)	上石神井店 （東京都練馬区） 他2店	空間プロデュース事業	厨房機器	3,129	251	486	-	3,866	8 (47)
クレーンゲームジャパン(株)	大阪支部 （大阪府柏原市） 他1店	ゲーム事業	看板	-	430	-	-	430	11 (34)
(株)CAMELOT	店舗（東京都渋谷区）	空間プロデュース業	給湯器・コインロッカー	-	257	2,013	-	2,270	2 (13)

(注) 1. 従業員数の（ ）内は臨時従業員数を外数で記載しております。

2. 帳簿価額は減損計上後の金額であります。

3. 当中間連結会計期間において主要な設備に著しい変動はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2026年5月31日現在

会社名	事業所名	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
			総額（千円）	既支払額（千円）			
ネクスト・セキュリティ(株)	本社 （東京都港区）	車両運搬具	10,363	10,363	自己資金	2026年4月	2026年4月
アトリエブックアンドベッド(株)	新宿店 （東京都新宿区）他1店	リース資産	2,798	2,799	自己資金	2026年5月	2026年5月

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株) (2026年5月31日)	発行数(株) (2026年7月6日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	40,152,219	41,618,119	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数100株
計	40,152,219	41,618,119		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第5回新株予約権

決議年月日	2020年7月31日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社従業員 18 完全子会社従業員 40
新株予約権の数(個)	3,055(注) 1
新株予約権の目的となる株式の 種類、内容及び数(株)	普通株式 30,550(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	2,370(注) 2
新株予約権の行使期間	2022年8月1日～2030年5月31日
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	発行価格 3,771.40(注) 4 資本組入額 1,885.70
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役又は、 従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他 これに準ずる正当な理由のある場合(死亡の場合を除く)はこの限りでない。 新株予約権者のうち当社または当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある 者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。 なお、新株予約権を相続した権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権 を行使することができない。 この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新 株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事 項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項	(注) 5

最近事業年度末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。なお、最近事業年度の末日から提出日
の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項はありません。また、2024年5月1日付で実施した普
通株式10株を1株とする株式併合により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使により株
式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新株予約権1個につき目的となる株式数」が調整さ
れております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調
整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整
により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の
算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転
(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新
株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社
(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。た
だし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収
分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を助案のうえ、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする

4. 発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
5. 組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

第11回新株予約権

決議年月日	2023年4月12日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 3 当社執行役員 2 完全子会社取締役 8
新株予約権の数(個)	43,515(注)1
新株予約権の目的となる株式の 種類、内容及び数(株)	普通株式 435,150(注)1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1,030((注)2)
新株予約権の行使期間	2023年4月29日～2026年4月28日
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	発行価格 1,039.90 資本組入額 519.95
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社及び子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に当社株価の終値が10営業日連続して行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(b)その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>(c)当社が上場廃止、倒産及びその他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合また、上記事由は客観的な意見が含まれる可能性があるため、該当事由の発生の都度、当社取締役会の決議によって判断を行う。</p> <p>本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り本新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項	(注)3

最近事業年度末日（2025年8月31日）における内容を記載しております。なお、最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項は、2026年4月28日に行使期間満了により消却しております。また、2024年5月1日付で実施した普通株式10株を1株とする株式併合により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新株予約権1個につき目的となる株式数」が調整されております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注) 1. に準じて決定する。

第14回新株予約権

決議年月日	2024年3月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社執行役員 1
新株予約権の数(個)	44,136 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 441,360 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	440(注) 2
新株予約権の行使期間	2024年3月18日～2026年3月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 444.30 資本組入額 222.15

新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または執行役員いずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に当社株価の終値が10営業日連続して行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(b)その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>(c)当社が上場廃止、倒産及びその他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合また、上記事由は客観的な意見が含まれる可能性があるため、該当事由の発生の都度、当社取締役会の決議によって判断を行う。</p> <p>本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り本新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

最近事業年度末日（2025年8月31日）における内容を記載しております。なお、最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、2026年3月17日に行使期間満了により消却しております。提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。また、2024年5月1日付で実施した普通株式10株を1株とする株式併合により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新株予約権1個につき目的となる株式数」が調整されております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を助案のうえ、上記(注) 1. に準じて決定する。

決議年月日	2025年12月1日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 5 完全子会社取締役 7 当社執行役員 4 当社従業員 19
新株予約権の数(個)	25,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の 種類、内容及び数(株)	普通株式 2,500,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	280(注)2
新株予約権の行使期間	2025年12月16日～2029年12月15日
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	発行価格 280.30 資本組入額 140.15
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間中のいずれかの期において、当社が提出した半期報告書における中間連結損益計算書（中間連結損益計算書を作成していない場合には中間損益計算書）に記載される連結経常利益、または有価証券報告書における連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載される連結経常利益が、以下の(a)から(d)に掲げる各水準を超過した場合に、割当てられた本新株予約権のうち、それぞれに対応した行使可能割合の本新株予約権の個数を限度として行使することができる。</p> <p>(a)連結経常利益が9,606百万円の25%（2,402百万円）を超過した場合 行使可能割合：25%</p> <p>(b)連結経常利益が9,606百万円の50%（4,803百万円）を超過した場合 行使可能割合：50%</p> <p>(c)連結経常利益が9,606百万円の75%（7,205百万円）を超過した場合 行使可能割合：75%</p> <p>(d)連結経常利益が9,606百万円の100%（9,606百万円）を超過した場合 行使可能割合：100%</p> <p>但し、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。</p> <p>また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、執行役員及び従業員、子会社の取締役のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の(a)、(c)の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。</p> <p>(a)禁錮刑以上の刑に処せられた場合 (b)当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。） (c)法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 (d)差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 (e)支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合 (f)破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合 (g)就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 (h)役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合</p> <p>本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り本新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

最近中間会計期間の末日（2026年2月28日）における内容を記載しております。なお、最近中間会計期間の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1. に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は会社法に基づき新株予約権を次の通り発行しております。

第16回新株予約権（2025年1月24日発行）	
決議年月日	2025年1月8日
新株予約権の数(個)	35,485[31,665]（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	該当事項はありません。
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,548,500[3,166,500](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400(注)2
新株予約権の行使期間	2025年1月24日～2028年1月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 408.79 資本組入額 204.398
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

最近事業年度の末日（2025年8月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1.(1)本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は14,890,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、注記1.(2)及び(3)により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2)当社が注記2.(2)の規定に従って行使価額（注記2.(1)に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、注記2.(2)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる注記2.(2)及びによる行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2.(1)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、金400円とする。

(2)行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、注記2.(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a. 注記2.(2) b.に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- b. 株式分割により当社普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- c. 注記2.(2) b.に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は注記2.(2) b.に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- d. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに注記2.(2) b.に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- e. 注記2.(2) a.乃至c.までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、注記2.(2) a.乃至c.にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

その他

- a. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- b. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、注記2.(2) e.の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- c. 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、注記2.(2) b.の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

注記2.(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- a. 株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- b. その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- c. 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

第17回新株予約権 (2025年1月24日発行)	
決議年月日	2025年1月8日
新株予約権の数(個)	5,800(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	該当事項はありません。
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 580,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	450(注)2
新株予約権の行使期間	2025年1月24日～2028年1月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 458.62 資本組入額 229.31
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

最近事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。なお、最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、2026年2月27日に取得により消却しております。その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1.(1)本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は4,064,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株とする。)。但し、注記1.(2)及び(3)により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2)当社が注記2.(2)の規定に従って行使価額(注記2.(1)に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、注記2.(2)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
- $$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
- (3)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる注記2.(2)及びによる行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 2.(1)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、金450円とする。

(2)行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、注記2.(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a. 注記2.(2) b.に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- b. 株式分割により当社普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- c. 注記2.(2) b.に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は注記2.(2) b.に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- d. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに注記2.(2) b.に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- e. 注記2.(2) a.乃至c.までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、注記2.(2) a.乃至c.にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

その他

- a. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- b. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、注記2.(2) e.の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- c. 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、注記2.(2) b.の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

注記2.(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- a. 株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- b. その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- c. 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

第19回新株予約権（2026年2月26日発行）	
決議年月日	2026年2月10日
新株予約権の数(個)	392,347 [356,119] (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	該当事項はありません。
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 39,234,700 [35,611,900] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	209(注) 2
新株予約権の行使期間	2026年2月26日～2030年2月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 212.48 資本組入額 106.24
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

最近中間会計期間の末日（2026年2月28日）における内容を記載しております。なお、最近中間会計期間の末日から提出日の前月末現在（2026年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近中間会計期間の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1.(1)本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は39,234,700株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、注記1.(2)及び(3)により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2)当社が注記2.(2)の規定に従って行使価額（注記2.(1)に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、注記2.(2)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
- $$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
- (3)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる注記2.(2)及びによる行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- 2.(1)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、金209円とする。
- (2)行使価額の調整
当社は、本新株予約権の発行後、注記2.(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a. 注記2.(2) b.に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- b. 株式分割により当社普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- c. 注記2.(2) b.に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は注記2.(2) b.に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- d. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに注記2.(2) b.に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- e. 注記2.(2) a.乃至c.までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、注記2.(2) a.乃至c.にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

その他

- a. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- b. 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、注記2.(2) e.の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- c. 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、注記2.(2) b.の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
注記2.(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- a. 株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- b. その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- c. 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その

他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年4月1日～ 2021年6月6日	-	14,348,300	-	1,341,321	-	1,376,121
2021年6月7日 (注)2	1,329,400	15,677,700	114,993	1,456,314	114,993	1,491,114
2021年6月14日～ 2021年7月31日 (注)1	2,082,600	17,760,300	161,942	1,618,256	161,942	1,653,056
2021年8月1日 (注)3	-	17,760,300	1,027,650	590,606	1,027,650	625,406
2021年8月12日～ 2022年3月31日 (注)1	8,671,700	26,432,000	480,212	1,070,818	480,212	1,105,618
2022年4月1日～ 2022年8月18日 (注)1	884,700	27,316,700	45,372	1,116,190	45,372	1,150,990
2022年8月19日 (注)4	1,695,000	29,011,700	100,005	1,216,195	100,005	1,250,995
2022年8月19日～ 2022年11月3日 (注)1	9,132,100	38,143,800	539,671	1,755,866	539,671	1,790,666
2022年11月4日 (注)5	880,000	39,023,800	55,000	1,810,866	55,000	1,845,666
2022年11月5日～ 2023年3月31日 (注)1	13,645,000	52,668,800	803,762	2,614,628	803,762	2,649,428
2023年3月31日 (注)6	-	52,668,800	556,094	2,058,533	556,094	2,093,333
2023年4月1日～ 2023年7月31日 (注)1	919,900	53,588,700	55,822	2,114,356	55,822	2,149,156
2023年8月1日 (注)7	-	53,588,700	1,000,000	1,114,356	1,000,000	1,149,156
2023年8月1日～ 2023年8月30日 (注)1	847,500	54,436,200	50,769	1,165,125	50,769	1,199,925
2023年8月31日 (注)8	1,470,500	55,906,700	49,997	1,215,122	49,997	1,249,922
2023年9月1日～ 2024年3月31日 (注)1	24,352,658	80,259,358	487,101	1,702,224	487,101	1,737,024
2024年4月1日～ 2024年4月30日 (注)1	6,017,977	86,277,335	170,857	1,873,081	170,857	1,907,881
2024年5月1日 (注)9	77,649,602	8,627,733	-	1,873,081	-	1,907,881
2024年5月1日～ 2024年10月9日 (注)1	2,390,436	11,018,169	482,357	2,355,439	482,357	2,390,239

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年10月10日 (注)10	1,365,000	12,383,169	-	2,355,439	349,440	2,739,679
2024年10月11日～ 2025年1月23日 (注)1	2,286,640	14,669,809	349,871	2,705,310	349,871	3,089,550
2025年1月24日 (注)11	1,000,000	15,669,809	200,000	2,905,310	200,000	3,289,550
2025年1月24日 (注)11	500,000	16,169,809	100,000	3,005,310	100,000	3,389,550
2025年1月24日～ 2025年3月31日 (注)1	9,800,410	25,970,219	2,043,457	5,048,768	2,043,457	5,433,008
2025年4月1日～ 2025年7月31日 (注)1	3,091,500	29,061,719	631,887	5,680,655	631,887	6,064,895
2025年8月1日 (注)12	-	29,061,719	4,948,768	731,887	5,433,008	631,887
2025年9月1日～ 2025年10月29日 (注)1	427,000	29,488,719	88,362	820,249	88,362	720,249
2025年10月30日 (注)16	4,700,000	34,188,719	-	820,249	1,508,700	2,228,949
2026年1月15日 (注)17	700,000	34,888,719	86,450	906,699	86,450	2,315,399
2026年2月26日 (注)18	2,392,400	37,281,119	250,005	1,156,704	250,005	2,565,404
2026年3月19日～ 2026年7月6日 (注)1	4,337,000	41,618,119	424,881	1,581,586	424,881	2,990,286

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2021年6月7日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により発行済株式総数が1,329,400株増加しております。

発行価額 1株につき173円

発行価額の総額 229,986千円

資本組入額 114,993千円

割当先 株式会社 TK コーポレーション

株式会社ウツミ屋

景祥針織有限公司

令和キャピタル有限責任事業組合

3. 2021年6月19日開催の第20期定時株主総会決議に基づく減資の効力発生により、2021年8月1日付で資本金の額1,027,650千円並びに資本準備金の額が1,027,650千円減少しております。

4. 2022年8月19日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により発行済株式総数が1,695,000株増加しております。

発行価額 1株につき118円

発行価額の総額 200,010千円

資本組入額 59円

割当先 景祥針織有限公司

5. 当社を株式交付親会社とし、株式会社フィフティーンを株式交付子会社とする株式交付による増加であります。

6. 2023年2月24日開催の臨時株主総会決議に基づき、繰越利益剰余金の欠損店舗、の財務体質の健全化及び今後の資本政策の柔軟性及び機動性の確保を目的として、2023年3月31日付で資本金の額556,094千円（減資割合21.27%）並びに資本準備金の額が556,094千円（減資割合20.99%）減少しております。

7. 2023年6月27日開催の第22期定時株主総会決議に基づき、繰越利益剰余金の欠損店舗、の財務体質の健全化及び今後の資本政策の柔軟性及び機動性の確保を目的として、2023年8月1日付で資本金の額1,000,000千円（減資割合47.29%）並びに資本準備金の額が1,000,000千円（減資割合46.52%）減少しております。

8. 2023年8月31日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により発行済株式総数が1,470,500株増加しております。

発行価額 1株につき68円

発行価額の総額 99,994千円

資本組入額 34円

割当先 合同会社Happy horse

9. 2024年3月22日開催の臨時株主総会決議に基づき、株式併合を行っております。

株式併合を行う理由

東京証券取引所の有価証券上場規程においては望ましいとされる投資単位の水準を「5万円以上50万円未満（注）」としておりますが、当社の株価は2023年12月28日現在で42円となっており、極めて低水準となっております。これは当社がこれまで株式分割や無計画な増資を繰り返してきた結果であり、増資による資金調達で企業価値の向上・株価の上昇に寄与することも無く、いたずらに発行可能株式総数を増加させることでダイリューションによる株価の下落を引き起こし、既存株主の資産価値を大きく毀損させる結果となっております。

加えて、投資単位が少額であることから小口株主を大量に発生させることとなり、オンライン証券を通じた少額の売買が繰り返される一方で取引額は伸びないという悪循環を招いております。一種のマネーゲームを引き起こす結果ともなっていると一言ざるを得ません。また、投資家の数が大幅に増加したことによる当社の事務負担が増加していることが予想され、管理コストの増加につながっていることは容易に推察されます。

これらの事項に鑑み、当社の発展と企業価値の向上、ひいては株価の堅実な上昇を実現していくためにも、株式の併合を実施することで真に当社のサポーターとなり得る株主を中心とする体制に修正していくことが求められていると思ひ、この度、株式併合を提案するものであります。

株式併合の割合

普通株式について10株を1株に併合

効力発生日

2024年5月1日

効力発生日における発行可能株式総数

22,000,000株

10. 当社を株式交付親会社とし、GCMS1証券株式会社を株式交付子会社とする株式交付による増加であります。

11. 2025年1月24日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により発行済株式総数が1,500,000株増加しております。

発行価額 1株につき400円

発行価額の総額 600,000千円

資本組入額 300,000千円

割当先 Seacastle Singapore Pte.Ltd

株式会社YourTurn

12. 2025年6月30日開催の第24期定時株主総会決議に基づく減資の効力発生により、2025年8月1日付で資本金の額4,948,768千円（減資割合87.11%）並びに資本準備金の額5,433,008千円（減資割合89.58%）減少しております。

13. 2025年1月8日付で提出した有価証券届出書に記載いたしました「第一部 証券情報 第1募集要項 6 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途 <本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>」について、下記のとおり変更いたしました。

変更の理由

投融資資金の充当によって追加資金枠が少なくなっていることから見込み案件への投資資金を事前に確保するため、新株予約権（第16回新株予約権、第17回新株予約権）の発行により調達する資金使途のうち「M & A、資本業務提携による法人取得における投資資金及び法人取得初期における運転資金」に充当する予定であった4,380百万円のうち100百万円を「事業会社に対する投融資資金」として使用のため、資金使途を変更いたします。

また現状の資金繰りにおいて、当社の運転資金に加えて、当社グループの営業等にかかる販管費や借入金返済等に伴う支出、子会社への給与支払や諸経費などの子会社にかかる運転資金など当社グループとして必要となる追加運転資金を確保するため、資金使途の変更を行うに至っております。「M & A、資本業務提携による法人取得における投資資金及び法人取得初期における運転資金」に充当する予定であった4,380百万円のうち100百万円を「運転資金」として使用するため、資金使途を変更いたします。なお、「事業会社に対する投融資資金」及び「運転資金」に振り替えました200百万円の充当方法に関しては、自己資金で賄う予定です。

変更の内容

第三者割当増資による資金使途の変更内容は以下のとおりであります。変更箇所には下線を付しております。

(変更前)

具体的な資金用途	金額 (百万円)	支出予定時期
当社における借入金返済資金	415	2025年1月～2026年1月
当社子会社(アトリエブックアンドベッド株式会社)における借入金返済資金	215	2025年1月～2025年12月
当社子会社の設備投資等資金	154	2025年1月～2027年1月
太陽光発電施設取得資金	230	2025年1月～2027年1月
販売用不動産の仕入資金	120	2025年1月～2027年1月
M & A、資本業務提携による法人取得における投資資金及び法人取得初期における運転資金	4,380	2025年1月～2028年1月
子会社による仮想通貨の購入資金	1,000	2025年1月～2025年8月
事業会社に対する投融資資金	1,000	2025年2月～2028年1月
運転資金	200	2025年3月～2025年6月
計	7,714	

(変更後)

具体的な資金用途	金額 (百万円)	支出予定時期
当社における借入金返済資金	415	2025年1月～2026年1月
当社子会社(アトリエブックアンドベッド株式会社)における借入金返済資金	215	2025年1月～2025年12月
当社子会社の設備投資等資金	154	2025年1月～2027年1月
太陽光発電施設取得資金	230	2025年1月～2027年1月
販売用不動産の仕入資金	120	2025年1月～2027年1月
M & A、資本業務提携による法人取得における投資資金及び法人取得初期における運転資金	4,180	2025年1月～2028年1月
子会社による仮想通貨の購入資金	1,000	2025年1月～2025年8月
事業会社に対する投融資資金	1,100	2025年2月～2028年1月
運転資金	300	2025年3月～2025年9月
計	7,714	

14. 2025年9月1日から2025年10月29日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が427,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ88,362千円増加しております。
15. 2025年10月30日に当社を株式交付親会社とし、Metabit株式会社を株式交付子会社とする株式交付により、発行済株式総数が4,700,000株、資本準備金の額1,508,700千円がそれぞれ増加しております。
16. 当社を株式交付親会社とし、Metabit株式会社を株式交付子会社とする株式交付による増加であります。
17. 2026年1月15日に譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加であります。
発行価額 1株につき247円
発行価額の総額 172,900千円
資本組入額 1株につき123.5円
割当先取締役 3名
18. 2026年2月26日を払込期日とする有償第三者割当による新株式の発行により発行済株式総数が2,392,400株増加しております。
発行価額 1株につき209円
発行価額の総額 500,011千円
資本組入額 1株につき104.5円
割当先 Seacastle Singapore Pte.Ltd
19. 2026年3月1日から2026年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が537,700株、資本金及び資本準備金がそれぞれ57,125千円増加しております。

20. 2026年2月10日付で提出した有価証券届出書に記載いたしました「第一部 証券情報 第1募集要項 5新規発行による手取金の使途

(2)手取金の使途 <本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>」について、下記のとおり変更いたしました。

変更の理由

現状の資金繰りにおいて、当社の運転資金に加えて、当社グループの営業等にかかる販管費や借入金返済等に伴う支出、子会社への給与支払や諸経費などの子会社にかかる運転資金など当社グループとして必要となる追加運転資金を確保するため、資金使途の変更を行うに至っております。第19回新株予約権の発行により調達する資金使途のうち「M & A、上場企業・米国 AI ベンチャー、スペース銘柄などへの投資資金」に充当する予定であった3,000百万円のうち200百万円を「運転資金」に振り替えを行いまして、100百万円を「借入金返済資金」に追加し、資金使途を変更いたします。

変更の内容

第三者割当増資による資金使途の変更内容は以下のとおりであります。変更箇所には下線を付しております。

(変更前)

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
借入金返済資金	200	2026年2月～2026年9月
M & A、上場企業・米国AIベンチャー、スペース銘柄などへの投資資金	3,000	2026年2月～2030年2月
暗号資産の投資運用資金	2,991	2026年2月～2030年2月
事業会社などに対する投融資資金	2,000	2026年2月～2030年2月
計	8,191	

(変更後)

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
借入金返済資金	500	2026年2月～2026年9月
M & A、上場企業・米国AIベンチャー、スペース銘柄などへの投資資金	2,500	2026年2月～2030年2月
暗号資産の投資運用資金	2,991	2026年2月～2030年2月
事業会社などに対する投融資資金	2,000	2026年2月～2030年2月
運転資金	200	2026年5月～2026年11月
計	8,191	

(4) 【所有者別状況】

2026年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	25	133	26	236	20,013	20,435	-
所有株式数(単元)	-	569	15,274	18,684	75,623	3,059	257,980	371,189	162,219
所有株式数の割合(%)	-	0.153	4.114	5.033	20.373	0.824	69.500	100.000	-

(注) 自己株式72,741株は、「個人その他」に727単元、「単元未満株式の状況」に41株含まれております。

(5) 【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
PHILLIP SECURITIES(HONG KONG) LIMITED (常任代理人 フィリップ証券株式会社)	UNITED CTR 11/F, QUEENSWAY95, ADMIRALTY, HONGKONG (東京都中央区日本橋兜町4-2)	4,686,859	12.60
SEACASTLE SINGAPORE PTE. LTD. (常任代理人 松尾 聖海)	60 PAYA LEBAR ROAD, #11-37 PAYA LEBAR SQUARE, SINGAPORE (東京都港区)	2,550,400	6.85
東京短資株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目-4-10	800,000	2.15
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	623,200	1.68
GCMホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目1番3号 日本橋水天宮ビル3階	500,000	1.34
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	404,010	1.09
木村 雄幸	東京都渋谷区	293,610	0.79
施 北斗	東京都新宿区	291,500	0.78
片田 朋希	東京都杉並区	281,850	0.76
堀内 泰司	東京中野区	230,000	0.62
計	-	10,661,429	28.65

(注)上記のほか、自己株式が52,241株あります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 72,741	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 37,046,200	370,462	-
単元未満株式	普通株式 162,219	-	-
発行済株式総数	37,281,119	-	-
総株主の議決権	-	370,462	-

【自己株式等】

2026年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) abc株式会社	東京都港区南青山二丁目2 番15号	72,741	-	72,741	0.20
計	-	72,741	-	72,741	0.20

(注) 当社GFA株式会社は、2025年9月1日付けで社名をabc株式会社に変更し、本社住所を東京都港区赤坂四丁目9番17号に変更しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2025年8月6日)での決議状況(取得期間 2025年8月14日～2026年8月14日)	600,000	150,000
最近事業年度前における取得自己株式	-	-
最近事業年度における取得自己株式	55,000	16,291
残存決議株式の総数及び価額の総額	545,000	133,709
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	90.8	89.13
最近期間における取得自己株式	167,900	62,931
提出日現在の未行使割合(%)	62.85	47.18

(注) 最近期間における取得自己株式には、2026年7月1日から本有価証券届出書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
最近事業年度における取得自己株式	1,180	381
最近期間における取得自己株式	3,250	941

(注) 最近期間における取得自己株式には、2026年7月1日から有価証券届出書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価格の総額 (千円)	株式数(株)	処分価格の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-
処分 (その他)	-	-	202,400	49,992
その他 (買い増し請求による売り渡し)	-	-	10	3
最近期間における保有自己株式数	104,841	-	73,591	-

(注) 最近期間における保有自己株式数には、2026年7月1日から有価証券届出書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、事業基盤の強化と事業展開に必要な内部留保の充実を考慮しつつ、利益の成長に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めておりますが、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

配当につきましては、財務状況及び業績等を総合的に勘案しつつ、株主資本配当率を参照指標として安定的に行っていく方針ではありますが、当事業年度においては、経営基盤の強化を優先するため、誠に遺憾ながら無配とさせて頂きたく存じます。

当社といたしましては、早期に安定した収益基盤を確立し、復配実現に向けて引き続き努力する所存であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、業容ならびに組織の規模に見合ったコーポレート・ガバナンスの充実を、重要な経営課題の一つとして認識しており、経営の健全性及び透明性を維持しつつ迅速な意思決定の実現に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は本有価証券届出書提出日現在、会社の機関として、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人、指名・報酬委員会を設置しております。

取締役会

経営上の重要事項の意思決定機関である取締役会は、定時取締役会が月1回、臨時取締役会は必要に応じて随時開催されており、取締役の業務執行の監督機関としても位置付けております。取締役会は、代表取締役社長の松田元を議長とし、取締役副社長の片田朋希、取締役である施北斗、山田哲嗣、何書勉（社外取締役）、木村雄幸、比留間研太、杉浦元（社外取締役）の取締役8名で構成されており、うち2名が社外取締役であります。定時取締役会及び臨時取締役会には監査役である穴田拓也（社外監査役）、豊崎修（社外監査役）、日笠真木哉（社外監査役）も出席し、経営に対する助言、提言を行うとともに、取締役の業務執行に対する監督機能を果たしております。

監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は常勤監査役穴田拓也、非常勤監査役豊崎修、日笠真木哉の計3名であります。監査役会では、監査方針及び監査計画を定め、原則として月1回監査役会を開催しております。監査役は、策定した監査方針及び監査計画に基づき、重要書類の閲覧ならびに会計帳簿の調査等を行い、経営管理体制の確認ができる仕組みになっております。

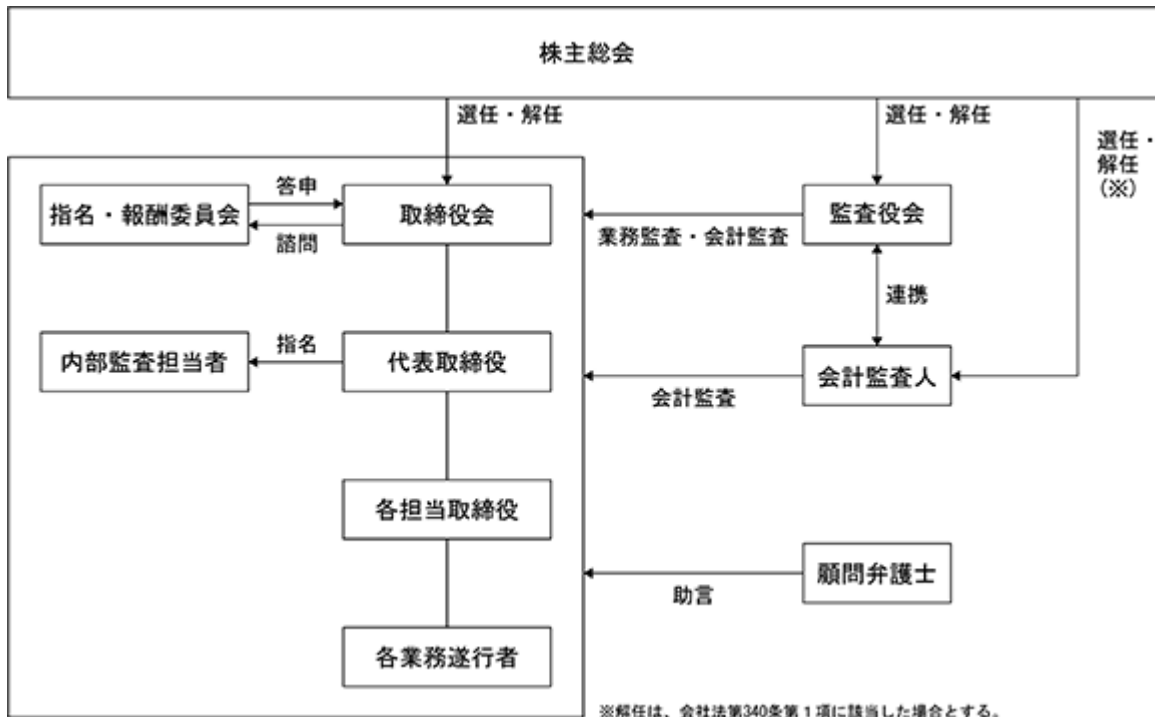
指名・報酬委員会

当社は、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は社外取締役杉浦元を委員長とし、常勤監査役穴田拓也、社外監査役日笠真木哉、取締役副社長片田朋希の計4名であります。

指名・報酬委員会では、取締役・執行役員の指名及び報酬等について審議し、取締役会に答申を行うことにより、役員の指名及び報酬等の決定に関する手続きの透明性を確保し、取締役会の監督機能と説明責任に独立性及び客観性を持たせ、コーポレート・ガバナンス体制を充実させております。

これらの体制により、当社の企業統治は十分に機能していると判断しております。当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。

当社は、2026年5月8日に会計監査人であるプログレス監査法人から、当社の会計監査人を辞任したい旨の辞任届を受領しており、後任の一時会計監査人候補者の選定を開始しております。



企業統治に関するその他の事項

当社は内部統制システム構築の基本方針を制定し、この基本方針に基づいた体制整備、運用を行っております。業務の適正性を確保するため、法令遵守体制、情報保存管理体制、損失危機管理体制等を整備しております。

内部統制システム整備の状況及びリスク管理体制の整備状況

- 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 社内規程に基づき、業務を複数の部署及び個別業務に区分し、各部署及び個別業務に担当取締役を配置します。担当取締役が従業員の職務執行を監督し、最終的に全ての業務を代表取締役が管掌する体制とすることにより、職務執行の適正性を確保します。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
 取締役の意思決定または取締役に対する報告については、取締役会規程等の社内規程の定めに従い、取締役会議事録等を作成し適切に保存及び管理を行います。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 取締役会等の社内会議の場等を通じ、適時適切に会社運営上のリスクを把握しリスクに対する対応方針の検討を行います。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催し、適時適切に業務に係る情報を把握し、機動的な意思決定を図ります。
- 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 世の中の流れや社内体制にあわせて規程類の適宜見直しを行い、運用します。また適正な職務執行が行われていることを確認するために内部監査を実施します。
- 内部監査担当者は、監査役と密に情報交換を行い、効果的な監査業務の遂行に努め、取締役会において内部監査状況を報告します。**
- 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 子会社は当社と同品質の業務の適正を確保できるように、報告・決裁体制を整備し、役員や組織の見直しを行います。
- 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制**
 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ監査役補助担当者を選任します。

- ・前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役補助担当者の任免等については、監査役の事前の同意を得るかもしくは意見を求めるものとし、その人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要するものとします。
- ・取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生したときや取締役または従業員による違法または不正な行為を発見したときは、遅滞なく監査役に報告します。
- ・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、効果的な監査業務の遂行に努めます。また、監査役は代表取締役と定期的に意見交換を行い、会社運営に対する理解を深めると同時に健全な経営に資するための助言・勧告等を行います。
- ・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
反社会的勢力に対しては、法律に則し毅然とした態度で臨み、取引や資金提供を疑われる一切の関係を遮断します。顧問法律事務所と常時相談できる体制を整備しており、必要に応じ警察等とも連携し組織的に対応します。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、業務執行取締役等でない取締役及び監査役が、責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がない時に限られます。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

- ・取締役、監査役および会計監査人の責任免除
当社は、職務の遂行にあたり責任を合理的範囲にとどめるため、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役、監査役および会計監査人(取締役であったもの、監査役であったもの及び会計監査人であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役、監査役および会計監査人が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。
- ・中間配当
当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

・自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

会社の役員等賠償責任保険に関する事項

当社は、改正会社法（2021年3月1日施行）第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び法律上の損害賠償責任に関わる損害を補填することとしております。

なお、当該保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役であり、すべての被保険者について保険料を全額当社が負担しております。

取締役会の活動状況

最近事業年度において当社は取締役会を12回開催しており、個々の取締役及び監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
松田 元	12回	12回
片田 朋希	12回	11回
施 北斗	12回	4回
山田 哲嗣	12回	12回
何 書勉	12回	1回
木村 雄幸	12回	12回
比留間 研太	12回	12回
杉浦 元	12回	9回
宍田 拓也	12回	12回
豊崎 修	12回	9回
日笠 真木哉	12回	10回

取締役会における主な検討事項は、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項であります。

指名・報酬委員会の活動状況

最近事業年度において当社は指名・報酬委員会を3回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
片田 朋希	3回	3回
杉浦 元	3回	3回
宍田 拓也	3回	3回
日笠 真木哉	3回	3回

指名・報酬委員会における主な検討事項は、取締役等の指名に関する事項、取締役等の報酬に関する事項であります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

2026年7月6日（有価証券届出書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性11名 女性-名（役員のうち女性の比率-%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 新事業部門担当	松田 元	1984年2月11日生	2006年6月 アズ株式会社 代表取締役 2012年5月 アズグループホールディングス株式会社 （現 プロメテウス株式会社） 代表取締 役 2012年6月 武蔵野学院大学講師 2015年4月 株式会社デジタルデザイン （現 Nexus Bank株式会社） 取締役 2016年8月 株式会社創藝社 代表取締役 2017年5月 みやきまち株式会社 代表取締役（現任） 2017年9月 株式会社オウケイウェイヴ（現 株式会社 オーケーウェブ） 取締役 2017年10月 OKfinc Ltd. CEO 2018年5月 OK BLOCKCHAIN CENTRE SDN.BHD. CEO 2018年7月 株式会社オウケイウェイヴ（現 株式会社 オーケーウェブ） 代表取締役 2019年4月 株式会社LastRoots（現 エクシア・デジタ ル・アセット株式会社） 取締役 2019年4月 OKプレミア証券株式会社 取締役 2019年10月 ビートホールディングス・リミテッド 暫 定最高技術責任者 2019年11月 同社取締役会長、最高経営責任者、最高財 務責任者 2020年7月 BEATCHAIN.SDN.BHD CEO 2021年9月 光明寺 代表社員 2021年9月 GFA Capital 株式会社（現 abc CAPITAL株 式会社） 代表取締役（現任） 2022年3月 株式会社SDGs technology 代表取締役（現 任） 2022年3月 ピクセルカンパニーズ株式会社 取締役 2022年6月 アトリエブックアンドベッド株式会社 取締 役（現任） 2022年11月 株式会社フィフティワン 取締役 2023年1月 Metabit. SDN. BHD. CEO（現任） 2023年4月 クレーンゲームジャパン株式会社 取締役 （現任） 2024年6月 当社 取締役 2025年1月 株式会社エムワン 取締役（現任） 2025年4月 当社 代表取締役社長（現任） 2025年6月 株式会社CAMELOT 取締役（現任） 2025年12月 BandG株式会社 代表取締役（現任）	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役副社長 経営企画部門担当	片田 朋希	1978年10月27日生	2007年6月 インヴァスト証券株式会社 2009年3月 株式会社EMCOMホールディングス 2011年7月 株式会社企業再生投資 2013年5月 株式会社Nextop.Asia 2016年1月 株式会社M&J 代表取締役 2017年4月 合同会社IGK 業務執行役員 2019年10月 当社 取締役 2019年10月 当社 代表取締役 2020年2月 アトリエブックアンドベッド株式会社 取締役(現任) 2020年2月 株式会社CAMELOT 取締役(現任) 2020年6月 GFA Capital株式会社(現 abc CAPITAL株式会社) 取締役(現任) 2020年6月 ネクスト・セキュリティ株式会社 取締役(現任) 2020年10月 株式会社SDGs technology 代表取締役 2021年2月 アトリエブックアンドベッド株式会社 代表取締役 2021年5月 ガルヒ就労支援サービス株式会社 取締役 2021年6月 GFA Management株式会社 取締役 2021年6月 GFA Capital株式会社(現 abc CAPITAL株式会社) 代表取締役 2021年7月 ブレソフィア株式会社 取締役(現任) 2021年8月 GFA FOODS株式会社(現 Total Foods株式会社) 取締役(現任) 2022年2月 T・N・H株式会社 取締役(現任) 2022年3月 ビクセルカンパニーズ株式会社 取締役 2022年3月 株式会社SDGs technology 取締役(現任) 2022年11月 株式会社エビソワ 取締役 2022年11月 株式会社フィフティワン 取締役 2022年12月 株式会社ULU01 取締役 2023年8月 GFA Management株式会社 代表取締役 2025年1月 株式会社エムワン 取締役(現任) 2025年2月 GFA International株式会社 取締役(現任) 2025年4月 当社 専務取締役 2025年4月 株式会社クラフトコーポレーション 取締役 2025年9月 株式会社オウケイウェイヴ(現 株式会社オーケーウェブ) 取締役(現任) 2026年5月 株式会社イメージワン 執行役員(現任) 2026年5月 当社 取締役副社長(現任) 2026年6月 AI Data Partners株式会社 代表取締役(現任) (当社における担当) 事業統括 兼 フィジカル AI ロボット事業部長 兼 監査法人対応およびガバナンス統括責任者(現任)	(注) 3	281,850 (注) 7
取締役	施 北斗	1977年10月1日生	2003年9月 中國福佳金屬技術有限公司 2009年10月 中國安徽譽都建設工程有限公司 董事(現任) 2020年10月 HONG KONG SUNLIGHT HOUSE LTD 董事(現任) 2020年10月 綠能(宁夏)能源管理公司 董事(現任) 2021年5月 HONG KONG JC MOTOR LTD (BYD MOTOR) 董事 2022年6月 当社 取締役 2024年6月 当社 代表取締役会長 2025年1月 株式会社エムワン 取締役 2025年2月 GFA International株式会社 代表取締役(現任) 2025年4月 当社 取締役(現任)	(注) 3	291,500 (注) 7

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 貸金部門担当	山田 哲嗣	1972年12月26日生	2006年3月 米国ボストン大学卒業 2010年2月 株式会社リーガル・エステート 代表取締役（現任） 2013年6月 株式会社リゾート&メディカル 取締役 2014年11月 エリアエナジー株式会社 取締役 2014年12月 株式会社ジオネクスト（現 株式会社環境フレンドリーホールディングス）取締役 2016年3月 同社 代表取締役 2016年3月 エリアエナジー株式会社 代表取締役 2016年3月 コネクト株式会社 取締役 2024年6月 当社 取締役（現任） 2025年2月 ハワイソーラー株式会社 代表取締役（現任） 2025年2月 Hawaii Sora LLC Manager（現任）	(注) 3	-
取締役	何 書勉	1978年2月28日生	2007年3月 国立大学法人京都大学大学院 情報学研究科博士課程修了 （研究分野：マルチメディアデータベース及びAI） 2007年4月 楽天株式会社 2009年5月 楽天株式会社 執行役員 チーフサイエンティスト 2010年5月 楽天（北京）网络科技有限公司 総経理 2011年6月 グリー株式会社 2011年11月 北京聚逸鋭合网络科技有限公司 VP 2015年6月 プロパティエージェント株式会社 最高情報責任者 2016年12月 NeoX株式会社 代表取締役（現任） 2024年6月 当社 取締役（現任）	(注) 3	-
取締役 管理部門担当	木村 雄幸	1967年2月14日生	2020年12月 Coin Master株式会社（現 Gate japan株式会社） 代表取締役社長 2021年11月 株式会社METASSET（現 MODE8株式会社）代表取締役社長 2022年12月 METAIIPPO合同会社 代表社員（現任） 2023年1月 Metabit. SDN. BHD. Director（現任） 2023年4月 株式会社ビーコン 代表取締役（現任） 2024年12月 当社 執行役員 2025年6月 当社 取締役（現任） 2025年6月 クレーンゲームジャパン株式会社 代表取締役社長（現任） 2025年6月 GFA Capital株式会社（現 abc CAPITAL株式会社） 取締役（現任） 2025年7月 Metabit株式会社 代表取締役（現任）	(注) 3	293,610 (注) 7
取締役 技術部門担当	比留間 研太	1992年10月24日生	2014年4月 株式会社アットファクトリーズ CTO 2015年6月 株式会社Lxgic CEO（現任） 2016年12月 Lxgic International Ltd. CEO（現任） 2025年2月 Metabit. SDN. BHD. CTO（現任） 2025年2月 当社 執行役員 2025年4月 Nxthing Labs LLC CEO 2025年6月 当社 取締役（現任）	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	杉浦 元	1970年 7月22日生	1996年 4月 大和企業投資株式会社 入社 1997年 7月 株式会社ソラシドエア 設立 取締役 1999年 6月 株式会社ブイ・シー・エヌ 取締役パート ナー 2000年 2月 株式会社オウケイウェイヴ（現 株式会社 オーケーウェブ） 取締役 2008年 5月 株式会社コンコードエグゼクティブグルー プ 取締役 2016年 7月 株式会社エリオス 設立 代表取締役(現任) 2022年 3月 株式会社エスポア 社外取締役 2022年 8月 株式会社オウケイウェイヴ（現 株式会社 オーケーウェブ） 代表取締役社長（現 任） 2024年 7月 株式会社オープンサイト 代表取締役（現 任） 2025年 6月 当社 取締役（現任）	(注) 3	-
常勤監査役	宍田 拓也	1985年 8月24日生	2011年12月 弁護士登録 米川総合法律事務所 2014年 9月 C-ens法律事務所 2018年10月 シンダ法律事務所 所長(現任) 2019年10月 当社 監査役(現任) 2019年10月 GFA Capital株式会社（現 abc CAPITAL株 式会社） 監査役	(注) 4	-
監査役	豊崎 修	1962年 7月31日生	1989年 3月 東京税理士会所属 1989年 4月 本郷会計事務所入所 1999年 7月 豊崎会計事務所 代表 2016年 2月 株式会社T&Cメディカルサイエンス 取締 役(監査等委員) 2017年 9月 当社 監査役(現任) 2019年 4月 新都ホールディングス株式会社 監査役 2019年10月 GFA Capital株式会社（現 abc CAPITAL株 式会社） 監査役 2020年 7月 T&P税理士法人 代表社員（現任） 2021年 3月 株式会社華聯亜太管理集団（フォアレニア タイカンリシュウダン） 副社長(現任)	(注) 5	7,620 (注) 7
監査役	日笠 真木哉	1971年 8月23日生	2007年 9月 司法試験合格 2008年12月 最高裁判所司法研修所修了 2008年12月 検事任官（名古屋地方検察庁、広島地方検 察庁、福岡地方検察庁 小倉支部、東京地方検 察庁などで勤務） 2021年 4月 金融庁証券取引等監視委員会に出向 2021年 1月 東京地方検察庁公安部 2022年 8月 ベリーベスト法律事務所入所（現任） 2023年 1月 株式会社海帆 取締役 2023年 2月 当社 監査役(現任) 2023年 2月 GFA Capital株式会社（現 abc CAPITAL株 式会社） 監査役 2023年 3月 ピクセルカンパニーズ株式会社 社外監査 役 2024年 2月 クオインタムソリューションズ株式会社 取 締役（監査等委員）	(注) 6	-
計					874,580

- (注) 1. 取締役 何書勉、杉浦元は社外取締役であります。
2. 監査役 宍田拓也、豊崎修、日笠真木哉は社外監査役であります。
3. 2025年 8月期に係る定時株主総会終結の時から2026年 8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2024年 3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年 8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2025年 8月期に係る定時株主総会終結の時から2029年 8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 2025年 3月期に係る定時株主総会終結の時から2028年 8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7. 「所有株式数」は、株主名簿より株式数が確認できる2026年 2月末の株数を記載しております。

社外役員の状況

- ・当社は社外取締役2名を選任しております。当該取締役は会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。
- ・当社では、社外取締役を選任するに当たっては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性の確保を前提に、経歴や当社との関係性を踏まえて判断しております。また、上記の独立性基準に加えて、代表取締役との面談等を踏まえ、一般株主の視点で議論ができる人物を選定するよう努めております。
- ・当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監督機能が重要と考えており、社外取締役による客観的・中立的な立場から、取締役の職務の執行に対する取締役会による監督の実効性を高め、強化しております。
- ・取締役何 書勉氏は、当社事業に関連する業界についての専門的知識や国内外における豊富な経験を有しております。当社の経営全般に対して独立した立場から有益な助言・監督を行っていただけるものと判断し、選任しております。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役杉浦 元氏は、上場会社の代表取締役を兼務しており、企業経営における豊富な経験や見識から、当社の経営全般に対して独立した立場から有益な助言・監督を行っていただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏が代表取締役を務める株式会社オーケーウェブと当社は当社のwebプロモーションに関する業務委託契約を締結しております。
- ・当社は社外監査役3名を選任しております。当該監査役は会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。いずれも当社との間に特段の利害関係は有しておらず、客観的な立場で監督機関として機能しております。
- ・当社では、社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職位を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。
- ・監査役穴田 拓也氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役の職務執行を監視・監督する役割を適切に遂行できるものと判断し、選任しております。
- ・監査役豊崎 修氏は、税理士としての専門的見地から、当社の財務・会計に関する監督機能を強化するため、客観的かつ専門的な視点からの監査が期待できるものと判断し、選任しております。
- ・監査役日笠 真木哉氏は、元検察官及び弁護士として培った専門的見地から、取締役の職務執行を監視・監督する役割を適切に遂行できるものと判断し、選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

- ・社外取締役は、主に取締役会における審議を通して取締役の職務遂行を監督しており、内部監査、監査役監査、会計監査の監査報告や内部統制担当による運用状況報告に対して、適宜質問や助言を行っております。
- ・社外監査役は、取締役会に出席し取締役の職務執行を監視するとともに、監査役会において適宜必要な情報交換を図っております。また、会計監査人から監査報告、内部統制担当による内部監査結果報告等を受け、適宜質問や助言を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

- ・有価証券報告書提出日現在、当社における監査役監査は、社外監査役3名からなる監査役会が行っております。社外監査役の豊崎修氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・当事業年度において当社は監査役会を12回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
穴田 拓也	12回	12回
豊崎 修	12回	12回
日笠 真木哉	12回	12回

監査役及び監査役会における主な手続、活動・検討事項等は、以下のとおりです。

(監査の手続及び関係者との連携状況)

監査役は、監査計画及び所定の監査手続に従い、常勤監査役を中心として、主に以下の手続・連携により監査を実施し、監査の有効性と効率性の向上に努めております

- ・取締役会その他重要な社内会議への出席（Web会議システム等を用いたリモート出席を含む）による取締役の業務執行に対する監視・監督
- ・日常的な稟議書その他業務執行に係る重要書類の閲覧及び検証
- ・会計監査人（プログレス監査法人）による現金及び暗号資産の実査への立ち会い、並びに現場監査への関与
- ・当社の事業特性に関わる暗号資産の内部統制上のリスク管理方法、及び実効的なルールの整備に向けた会計監査人等との定期的な情報交換・意見交換等の連携
- ・あらかじめ定められた職務分担に従い実施した日常的な監査状況の、毎月開催される監査役会への定期的報告及び監査役全員での情報共有
- ・監査役会における、各担当部門等からの業務執行状況や第三者算定機関の意見内容等に関する報告の聴取・意見交換

（監査役会における主な検討事項）

- ・監査方針、監査実施計画及び監査役会監査報告の策定・作成に関する件
- ・監査役会の議長、招集権者及び特定監査役の選定に関する件
- ・監査役の報酬決定に関する件
- ・Metabit株式会社の株式取得及び株式交付（簡易株式交付）による子会社化に関する件
- ・取締役、執行役員等に対する業績連動型有償ストック・オプション（募集新株予約権）の発行における有利発行該当性に関する件
- ・第三者割当増資（新株式及び新株予約権の発行）に伴う有利発行該当性の検討、及び有価証券上場規程に基づく第三者委員会の委員選任に関する件
- ・前任会計監査人（監査法人アリア）の辞任に伴う、新たな会計監査人（プログレス監査法人）の選任議案の内容決定に関する件
- ・定時株主総会に提出する監査役選任議案への同意に関する件
- ・会計監査人からの会計監査の方法及び結果の報告の相当性に関する件

（常勤の監査役の活動等）

- ・あらかじめ定められた職務分担に従った、常時かつ機動的な日常監査活動の実施
- ・取締役会その他重要な会議への出席、及び重要決裁書類（稟議書等）の日常的な閲覧・検証
- ・会計監査人（プログレス監査法人）により実施された現金及び暗号資産の実査への対応並びに結果の確認
- ・暗号資産に関する内部統制上のリスク管理方法、及び実効的なルールの整備状況に関する会計監査人等との情報交換・協力体制の検討

内部監査の状況

- ・当社は従業員32名(本有価証券報告書提出日現在)の少数組織であることに鑑み、内部監査を担当する独立した部署や担当者は置かず、代表取締役が指名する者に内部監査業務を兼務させ、内部監査を実施しております。
- ・当社の内部監査は、年間の内部監査計画に基づき、サンプル調査の手法により抽出した案件・取引の事務処理、会計処理の適正性及び規則準拠性を主な監査対象としており、内部チェックとしての機能を重視しております。
- ・内部監査の結果につきましては、監査実施後速やかに代表取締役へ書面にて報告されるとともに、取締役会及び監査役会に対しても適宜に直接報告が行われる体制を構築し、内部監査の実効性と透明性を確保しております。また、監査結果に基づき改善指摘事項が検出された場合は、対象部署に対して速やかに是正を指示し、その改善状況を追跡確認しております。
- ・内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びに内部統制部門との関係につきましては、監査の実効性を高め内部統制を有効に機能させるため、以下のとおり定期的な連携を行っております。また、監査役と会計監査人及び内部監査担当者との緊密な連携により、内部統制の充実を図っております。

） 監査役と内部監査担当者との連携

両者は四半期に1回意見交換会を開催し、内部監査計画の整合性を図るとともに、内部監査の実施結果や改善指摘事項の進捗状況を共有することで、監査の網羅性と効率性を高めております。

） 監査役・内部監査担当者と会計監査人との連携

会計監査人とは定期的な意見交換会を設け、会計監査人から監査計画や期中・期末の監査結果（内部統制上の課題を含む）について報告を受けるとともに、当社の内部監査結果との整合性や、内部統制の運用状況についての情報・意見交換を行っております。なお、当社は、2026年5月8日に会計監査人であるプログレス監査法人から、当社の会計監査人を辞任したい旨の辞任届を受領しており、後任の一時会計監査人候補者の選定を開始しておりますが、現時点においては会計監査人が不在となっております。

） 内部統制部門（代表取締役等）との関係

内部監査担当者及び監査役は、これらの監査活動を通じて把握した内部統制上の課題やリスクについて、代表取締役をはじめとする経営陣に対して適宜フィードバックを行い、業務プロセスの改善や規程の整備を促すことで、内部統制の有効性検証と是正指導が一体となった体制を構築しております。

- ・内部統制の仕組みにつきましては、今後の業容ならびに組織の拡大に合わせて、規模に見合った体制を適時に整備していく方針であります。

会計監査の状況

- ・監査法人の名称 プログレス監査法人
- ・継続監査期間 9ヶ月間
- ・業務を執行した公認会計士 柴田 洋
岡田 千穂

・ 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他1名であります。

・ 監査法人の選定方針と理由

当社は会計監査人候補から、監査法人の概要、監査の実施体制等、監査報酬の見積額について書面を入手し、面談、質問等を通じて選定を行っております。当社の事業規模・事業内容を踏まえ、プログレス監査法人は会計監査人として適切であると判断しました。

・ 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は監査法人に対して、監査法人の品質、独立性、監査報酬の水準及び各監査役・取締役との連携等を検証し評価を行っております。検証の結果、プログレス監査法人は適正な監査を行っているとして評価しました。

・ 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第24期連結会計年度の連結財務諸表及び第24期事業年度の財務諸表 監査法人アリア

第25期連結会計年度の連結財務諸表及び第25期事業年度の財務諸表 プログレス監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりです。

当連結会計年度

(1)異動に関わる監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

プログレス監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

監査法人アリア

(2)異動の年月日

2025年7月18日

(3)監査公認会計士等であった者が監査公認会計士等でなくなった場合

異動監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2020年6月19日

異動監査公認会計士等が作成した監査報告書又は内部統制監査報告書における内容等
該当事項はありません。

異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の監査公認会計士等である監査法人アリアは、2025年7月18日開催の監査役会をもって辞任いたしました。監査公認会計士等の品質管理体制、独立性及び専門性などを総合的に勘案した結果、後任の監査公認会計士等としてプログレス監査法人を選任するものであります。

なお、2026年5月13日提出の臨時報告書に記載のとおり、当社とプログレス監査法人の間では、暗号資産に関する会計処理及び適時開示に関する協議を行ってまいりましたが、十分な信頼関係を構築するに至らず、同監査法人より2026年5月8日付で会計監査人を辞任したい旨の届出を受領しております。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書または内部統制監査報告書等の記載事項にかかる異動監査公認会計士等の意見

該当事項はありません。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書または内部統制監査報告書等の記載事項にかかる監査役会の意見
妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

・監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	21,725	-	18,100	-
連結子会社	-	-	-	-
計	21,725	-	18,100	-

(前連結会計年度)

監査法人アリアに対する報酬を記載しております。

(当連結会計年度)

監査法人アリア及びプログレス監査法人に対する報酬を合算し記載しております。

・監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

・その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

・監査報酬の決定方針

当社における監査報酬については、監査計画にもとづき監査日数等を勘案したうえで、監査役会の同意を得て決定しております。

・監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第339条第1項の同意をした理由は、当社の事業規模、複雑性、リスクに照らし合わせて合理的な水準であると判断したためです。

(4)【役員の報酬等】

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬は、当社グループ全体の業績や経済情勢等を考慮した基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬としての金銭報酬及び当社の中長期的な業績向上と企業価値への貢献意欲をより一層高める報酬体系として、譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬の二つの株式報酬制度から構成するものとしております。

監査役の報酬は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえた基本報酬を基本とし、適切なインセンティブの付与等の観点から必要があると認める場合には、役員賞与及び株式報酬を適切なタイミング及び適切な金額で付与することがあるものとしております。

役員個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

各取締役の基本報酬は、2025年6月30日開催の第24回定時株主総会において承認された報酬総額（年額100,000千円）の範囲内において、また、当社の株式報酬の報酬額は、2025年6月30日開催の第24回定時株主総会において承認された当社の取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬として支給する金銭債権を年額300,000千円以内（うち社外取締役分は60,000千円以内）とし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年700,000株以内として、2024年6月27日開催の第23回定時株主総会において承認された、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する事後交付型業績連動型株式報酬として、各評価期間につき交付する株式数は年100,000株以内、支給する金銭報酬債権の額は年額300,000千円以内としております。

また、取締役の報酬等の決定に際しては、審議プロセスの客観性・透明性を高め、説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問委員会である指名・報酬委員会を設置しております。

具体的な手順の概要としては、代表取締役社長が各取締役の業績評価に基づく報酬等の審議案（原案）を作成し、取締役会から指名・報酬委員会に対して当該案を諮問いたします。同委員会においてその内容の妥当性を審議した上で、取締役会に対して審議結果を答申（または勧告）し、取締役会は当該答申（または勧告）内容を尊重して、取締役会の決議により最終決定しております。

当社では、審議プロセスの客観性・透明性を高めるため、取締役会と同日に指名・報酬委員会を開催し、同議題について検討および決議（答申）を行っております。当事業年度における各報酬等の決定に係る開催日および主な議題は以下のとおりであります。

開催日	主な議題
2025年11月28日	2026年8月期における取締役報酬（基本報酬/固定報酬）の額について
2025年12月1日	2026年8月期における業績連動型有償ストック・オプションの付与について
2025年12月8日	2026年8月期における譲渡制限付株式報酬の支給について

監査役の報酬は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長松田元が当社全体の業績などを勘案しつつ、各監査役の貢献度その具体的内容を決定しております。また、決定方針の決定方法は、2016年8月9日開催の取締役会にて決議されております。

役員個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

監査役の個人別の報酬額については、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長松田元がその具体的内容を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績などを勘案しつつ、各監査役の貢献度等について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

その権限の内容は、各監査役の基本報酬の額、非金銭報酬の算定方法及び条件、各報酬の割合、支給時期の決定です。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう助言し、上記の委任を受けた代表取締役は取締役会の助言に従って監査役の個人別の報酬が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

業績連動型株式報酬（非金銭報酬）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）（以下「対象取締役」という。）を対象として、事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、指名・報酬委員会の審議を経た上で、業績評価指標及び評価期間を取締役会にてあらかじめ設定し、当該評価指標の達成度等に応じて、対象取締役の報酬等として当社普通株式を付与する業績連動型の報酬制度です。

なお、本制度における業績評価指標（KPI）には、各評価期間において「当社株式の時価総額」を選定しております。当該評価指標を選定した理由は、取締役に当社の企業価値の向上を図るインセンティブを直接的に与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進め、もって中長期的な企業価値の持続的な向上を促すために最も相当な指標であると判断したことによるものであります。

本制度に基づく株式報酬の総額は、株主総会において承認を得た基本報酬及び譲渡制限付株式報酬とは別枠とし、本制度における限度額及び株式数の範囲内にて、各評価期間ごとに取締役会において各対象取締役への具体的な支給時期及び配分を決定することとしております。

その他の重要な事項

当社では上記報酬の枠組み以外に、取締役に対して有償ストック・オプションを発行しております。

当該ストック・オプションは、取締役各人が自らの投資判断の下で新株予約権を取得しているため、会社法上の報酬には該当しないものの、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めるものと考えております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式 報酬(注)	
取締役 (社外取締役を除く)	236,900	64,000	-	172,900	8
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	21,000	21,000	-	-	8

(注) 非金銭報酬等として取締役に対して、譲渡制限付株式報酬を交付しております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合を純投資目的とし、それ以外を純投資目的以外としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

（保有方針）

当社は保有の合理性が認められる場合に保有し、保有の合理性が認められない場合は縮減を図ることを基本方針とします。

（保有の合理性を検証する方法）

政策投資を目的とするすべての株式について、成長性、収益性、取引関係強化等の観点から、保有意義・経済合理性を検証し、保有の妥当性が認められない場合は、取引先企業の十分な理解を得た上で、売却を進めます。また、妥当性が認められる場合にも、残高削減の基本方針に即し、市場環境や経営・財務戦略等を考慮し、売却することがあります。

（保有の適否に関する取締役会等における検証の内容）

保有株式については、銘柄ごとに保有目的、保有に伴う便益やリスク等について、取締役会にて検証し保有の適否を判断しております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
上場株式	1	126,030
非上場株式	11	709,725

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得価額の 合計額(千円)	株式数の増加の理由
上場株式	1	194,975	株式譲渡契約に基づく株式取得の為
非上場株式	1	8,400	株式譲渡契約に基づく株式取得の為

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却価額の 合計額(千円)
上場株式	-	-
非上場株式	1	2,000

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額(千円)	貸借対照表計上額(千円)		
(株)イメージワン	536,300	181,800	当社がヘルスケア事業を立ち上げたことに付随し、(株)イメージワンが医療関係のシステム開発に特化していることから、業務提携契約の基本合意をしております。継続的なセグメントにおけるヘルスケア事業の強化を予定しており、株式の追加取得を行っております。なお、取得事由には(株)イメージワンの資金調達目的があり、保有株式に加えて、新株予約権の保有もしており、行使を行うことでその需要も果たしている。定量的な保有効果については記載が困難であるため記載しておりません。保有の合理性はa.で記載の方法により検証しております。	有
	126,030	47,813		

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年4月1日から2025年8月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年4月1日から2025年8月31日まで)の財務諸表について、プログレス監査法人により監査を受けております。

なお、会計監査人は次のとおり異動しています。

前連結会計年度及び前事業年度 監査法人アリア

当連結会計年度及び当事業年度 プログレス監査法人

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年9月1日から2026年2月28日まで)に係る中間連結財務諸表についてプログレス監査法人による期中レビューを受けております。

3. 決算期変更について

2025年6月30日開催の第24回定時株主総会における定款一部変更の決議により、決算期を3月31日から8月31日に変更いたしました。

したがって、当連結会計年度及び当事業年度は2025年4月1日から2025年8月31日までの5か月間となっております。

決算期変更の経過期間である前連結会計年度は中間連結財務諸表を作成していないため、前中間連結会計期間については記載しておりません

4. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、各種団体主催のセミナーへの参加及び専門雑誌等の購読による情報収集を行うようにしております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2025年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	379,937	683,707
受取手形及び売掛金	1 124,630	1 194,972
営業貸付金	3,062,896	2,362,791
営業投資有価証券	201,886	201,886
売買目的有価証券	355,472	573,237
暗号資産	957,492	2,697,771
商品	66,292	43,531
販売用不動産	19,937	13,774
前渡金	41,452	39,202
その他	511,237	637,229
貸倒引当金	1,104,178	993,413
投資損失引当金	201,868	201,886
流動資産合計	4,415,188	6,252,804
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 10,716	2 807
リース資産（純額）	2 13,770	-
その他（純額）	2 4,854	2 1,177
有形固定資産合計	29,341	1,984
無形固定資産		
のれん	197,615	180,666
その他	215,208	210,332
無形固定資産合計	412,823	390,999
投資その他の資産		
投資有価証券	3 1,763,639	3 1,325,682
出資金	1,069,090	916,407
長期営業債権	1,622,686	1,978,591
繰延税金資産	-	1,171
敷金及び保証金	72,329	89,071
その他	23,046	53,807
貸倒引当金	1,622,686	1,978,591
投資その他の資産合計	2,928,105	2,386,139
固定資産合計	3,370,270	2,779,123
資産合計	7,785,459	9,031,927

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2025年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	59,550	58,331
短期借入金	1,861,867	1,728,993
1年内返済予定の長期借入金	350,348	329,988
リース債務	6,768	4,965
未払金	369,183	511,462
未払法人税等	788,487	706,793
未払消費税等	30,906	39,843
契約負債	79,982	80,905
前受収益	958,401	597,031
ポイント引当金	69,808	94,225
その他	66,290	135,454
流動負債合計	4,641,595	4,287,995
固定負債		
長期借入金	330,966	297,091
リース債務	13,319	12,919
繰延税金負債	313	288
その他	3,874	3,169
固定負債合計	348,473	313,469
負債合計	4,990,068	4,601,464
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,048,768	731,887
資本剰余金	5,381,254	3,117,278
利益剰余金	7,714,745	656,412
自己株式	34,172	50,845
株主資本合計	2,681,104	4,454,733
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	52,176	168,934
その他の包括利益累計額合計	52,176	168,934
新株予約権	129,129	85,209
非支配株主持分	37,332	59,454
純資産合計	2,795,390	4,430,463
負債純資産合計	7,785,459	9,031,927

【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年8月31日)	当中間連結会計期間 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	683,707	767,437
受取手形及び売掛金	194,972	228,744
営業貸付金	2,362,791	1,528,527
営業投資有価証券	201,886	-
売買目的有価証券	573,237	99,975
暗号資産	2,697,771	7,043,746
商品	43,531	44,483
販売用不動産	13,774	13,774
前渡金	39,202	50,856
その他	637,229	884,604
貸倒引当金	993,413	693,707
投資損失引当金	201,886	-
流動資産合計	6,252,804	9,968,442
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	807	3,596
その他（純額）	1,177	5,842
有形固定資産合計	1,984	9,438
無形固定資産		
のれん	180,666	1,759,344
その他	210,332	213,161
無形固定資産合計	390,999	1,972,506
投資その他の資産		
投資有価証券	1,325,682	1,168,183
出資金	916,407	1,326,407
長期営業債権	1,978,591	2,330,704
長期貸付金	-	1,187
繰延税金資産	1,171	220
敷金及び保証金	89,071	80,550
その他	53,807	34,813
貸倒引当金	1,978,591	2,330,704
投資その他の資産合計	2,386,139	2,611,362
固定資産合計	2,779,123	4,593,307
資産合計	9,031,927	14,561,749

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年8月31日)	当中間連結会計期間 (2026年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	58,331	60,980
短期借入金	1,728,993	1,715,275
1年内返済予定の長期借入金	329,988	311,645
リース債務	4,965	4,451
未払金	511,462	476,010
未払法人税等	706,793	1,123,579
未払消費税等	39,843	18,543
契約負債	80,905	144,147
前受収益	597,031	569,206
ポイント引当金	94,225	112,239
その他	135,454	52,205
流動負債合計	4,287,995	4,588,283
固定負債		
長期借入金	297,091	286,797
リース債務	12,919	10,822
繰延税金負債	288	256
その他	3,169	3,169
固定負債合計	313,469	301,045
負債合計	4,601,464	4,889,328
純資産の部		
株主資本		
資本金	731,887	1,156,704
資本剰余金	3,117,278	5,016,426
利益剰余金	656,412	3,224,315
自己株式	50,845	30,215
株主資本合計	4,454,733	9,367,231
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	168,934	-
為替換算調整勘定	-	4,487
その他の包括利益累計額合計	168,934	4,487
新株予約権	85,209	213,442
非支配株主持分	59,454	87,260
純資産合計	4,430,463	9,672,421
負債純資産合計	9,031,927	14,561,749

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 8月 31日)
売上高	1 3,311,839	1 1,109,625
売上原価	1,618,299	386,963
売上総利益	1,693,540	722,662
販売費及び一般管理費	2 4,310,416	2 1,645,056
営業損失()	2,616,876	922,394
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,684	3,133
売買目的有価証券運用益	169,757	586,128
店舗休業補償金	19,418	-
為替差益	3,852	-
貸倒引当金戻入額	2,050	49,722
暗号資産売却益	132,954	1,631,999
その他	19,955	9,106
営業外収益合計	351,672	2,280,089
営業外費用		
支払利息	205,875	109,055
支払手数料	248,959	77,053
持分法による投資損失	19,393	32,871
暗号資産評価損	592,416	295,031
その他	68,877	62,393
営業外費用合計	1,135,522	576,406
経常利益又は経常損失()	3,400,725	781,288
特別利益		
新株予約権戻入益	20,345	-
投資有価証券売却益	-	1,827
固定資産売却益	3 5,736	-
関係会社株式売却益	28,556	-
事業譲渡益	636	-
暗号資産受贈益	-	294,599
債権譲渡益	-	100,000
特別利益合計	55,275	396,426
特別損失		
違約金	-	3,141
固定資産売却損	-	4 5,585
減損損失	6 247,281	6 64,567
固定資産除却損	5 1,630	5 0
投資有価証券評価損	31,583	513,329
事務所移転費用	-	3,649
関係会社株式売却損	1,462	-
特別損失合計	281,957	590,272
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	3,627,408	587,443

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 8月 31日)
法人税、住民税及び事業税	732,029	39,990
法人税等調整額	313	1,196
法人税等合計	732,343	38,794
当期純利益又は当期純損失()	4,359,752	548,649
非支配株主に帰属する当期純利益	52,127	22,121
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失()	4,411,879	526,527

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(自 2025年 9月 1日
至 2026年 2月28日)

売上高	1,172,789
売上原価	407,295
売上総利益	765,494
販売費及び一般管理費	1,818,694
営業損失()	1,053,200
営業外収益	
受取利息及び配当金	3,969
貸倒引当金戻入額	136,055
暗号資産売却益	6,293,198
その他	7,261
営業外収益合計	6,440,484
営業外費用	
支払利息	102,780
支払手数料	60,418
売買目的有価証券運用損	9,541
貸倒引当金繰入額	3,080
持分法による投資損失	27,375
暗号資産評価損	1,962,420
その他	110,278
営業外費用合計	2,275,894
経常利益	3,111,389
特別利益	
投資有価証券売却益	54,702
負ののれん発生益	7,012
暗号資産受贈益	34,576
その他	44,700
特別利益合計	140,992
特別損失	
投資有価証券評価損	69,016
関係会社株式評価損	27,074
特別損失合計	96,091
税金等調整前中間純利益	3,156,290
法人税、住民税及び事業税	563,992
法人税等調整額	901
法人税等合計	564,893
中間純利益	2,591,396
非支配株主に帰属する中間純利益	23,494
親会社株主に帰属する中間純利益	2,567,902

【連結包括利益計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 8月 31日)
当期純利益又は当期純損失()	4,359,752	548,649
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	73,532	116,757
その他の包括利益合計	73,532	116,757
包括利益	4,433,285	431,891
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,485,412	409,769
非支配株主に係る包括利益	52,127	22,121

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
中間純利益	2,591,396
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	168,934
為替換算調整勘定	8,798
その他の包括利益合計	177,733
中間包括利益	2,769,129
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	2,741,324
非支配株主に係る中間包括利益	27,805

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,702,224	1,677,270	3,302,865	24,876	51,753
当期変動額					
新株の発行	3,346,543	3,695,983			7,042,527
連結子会社株式の売却による持分の増減		8,000			8,000
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			4,411,879		4,411,879
自己株式の取得				9,296	9,296
自己株式処分差益		0			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,346,543	3,703,983	4,411,879	9,296	2,629,350
当期末残高	5,048,768	5,381,254	7,714,745	34,172	2,681,104

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	21,356	21,356	98,680	13,130	184,919
当期変動額					
新株の発行					7,042,527
連結子会社株式の売却による持分の増減					8,000
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）					4,411,879
自己株式の取得					9,296
自己株式処分差益					0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	73,532	73,532	30,449	24,202	18,880
当期変動額合計	73,532	73,532	30,449	24,202	2,610,470
当期末残高	52,176	52,176	129,129	37,332	2,795,390

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,048,768	5,381,254	7,714,745	34,172	2,681,104
当期変動額					
新株の発行	631,887	631,887			1,263,774
親会社株主に帰属する当期純利益			526,527		526,527
自己株式の取得				16,672	16,672
減資	4,948,768	4,948,768			-
欠損填補		7,844,631	7,844,631		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	4,316,881	2,263,975	8,371,158	16,672	1,773,629
当期末残高	731,887	3,117,278	656,412	50,845	4,454,733

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	52,176	52,176	129,129	37,332	2,795,390
当期変動額					
新株の発行					1,263,774
親会社株主に帰属する当期純利益					526,527
自己株式の取得					16,672
減資					-
欠損填補					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	116,757	116,757	43,920	22,121	138,556
当期変動額合計	116,757	116,757	43,920	22,121	1,635,072
当期末残高	168,934	168,934	85,209	59,454	4,430,463

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（ ）	3,627,408	587,443
減価償却費	40,174	21,911
減損損失	247,281	64,567
新株予約権戻入益	20,345	-
債権譲渡益	-	100,000
本店移転費用	-	3,649
固定資産売却損益（ は益）	5,736	5,585
固定資産除却損	1,630	0
投資有価証券評価損益（ は益）	31,583	513,329
関係会社株式売却損益（ は益）	27,094	-
事業譲渡損益（ は益）	636	-
暗号資産売却損益（ は益）	132,954	1,631,999
暗号資産評価損益（ は益）	592,416	295,031
暗号資産受贈益	-	294,599
のれん償却額	63,707	16,948
貸倒引当金の増減額（ は減少）	1,328,487	245,139
役員賞与引当金の増減額（ は減少）	12,700	-
助成金等収入	3,607	-
投資損失引当金の増減額（ は減少）	46,868	18
投資有価証券売却損益（ は益）	-	1,827
受取利息及び受取配当金	3,684	3,133
売買目的有価証券運用損益（ は益）	169,757	586,128
支払利息	205,875	109,055
売上債権の増減額（ は増加）	84,882	70,341
営業債権の増減額（ は増加）	8,424	52,589
仕入債務の増減額（ は減少）	61,953	1,218
棚卸資産の増減額（ は増加）	48,962	22,761
販売用不動産の増減額（ は増加）	327,247	6,163
前渡金の増減額（ は増加）	8,657	12,249
前払費用の増減額（ は増加）	11,067	63,172
未払金の増減額（ は減少）	133,483	132,804
未払消費税等の増減額（ は減少）	9,013	8,936
未収消費税等の増減額（ は増加）	5,524	161
前受収益の増減額（ は減少）	958,401	361,369
契約負債の増減額（ は減少）	38,959	923
営業貸付金の増減額（ は増加）	1,841,626	415,500
営業投資有価証券の増減額（ は増加）	9,543	-
持分法による投資損益（ は益）	19,393	32,871
受取補償金	19,418	-
その他	279,915	607,841
小計	2,211,316	63,810

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 8月 31日)
利息及び配当金の受取額	3,508	240
利息の支払額	199,328	96,256
法人税等の支払額	38,703	78,547
助成金等の受取額	3,607	-
法人税等の還付額	2,435	3,012
補償金の受取額	19,418	-
保険金の受取額	-	2,811
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,420,379	232,549
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	7,144	20,243
有形固定資産の売却による収入	6,000	-
無形固定資産の取得による支出	146,335	47,765
無形固定資産の売却による収入	21,493	-
関係会社株式の取得による支出	130,658	-
関係会社株式の売却による収入	10,500	-
投資有価証券の取得による支出	1,104,440	203,375
投資有価証券の売却による収入	80,000	2,200
有価証券の取得による支出	1,416,327	1,827,766
有価証券の売却による収入	1,237,479	2,401,729
暗号資産の取得による支出	697,131	654,250
暗号資産の売却による収入	105,719	100,958
保険積立金の積立による支出	595	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 305,066	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	50,235	-
非連結子会社株式の取得による支出	-	20,999
出資金の払込による支出	1,067,000	247,317
出資金の払戻による収入	50	400,000
差入保証金の差入による支出	12,814	20,679
差入保証金の回収による収入	4,111	3,654
貸付けによる支出	302,400	-
貸付金の回収による収入	186,639	388
事業譲渡による収入	157,935	-
定期預金の預入による支出	850	150
定期預金の払戻による収入	6,000	1,800
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,425,069	131,815

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 8月 31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の処分による収入	0	-
自己株式の取得による支出	9,297	16,672
短期借入れによる収入	6,520,098	3,926,558
短期借入金の返済による支出	6,320,098	4,336,558
長期借入れによる収入	22,500	-
長期借入金の返済による支出	307,607	54,235
新株予約権の発行による収入	168,554	-
新株予約権の発行による支出	10,738	-
自己新株予約権の取得による支出	-	16,746
株式の発行による収入	5,897,342	1,168,172
リース債務の返済による支出	23,502	2,202
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	490	-
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	8,000	-
その他	435	181
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,944,325	668,134
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	98,876	303,769
現金及び現金同等物の期首残高	281,061	379,937
現金及び現金同等物の期末残高	1 379,937	1 683,707

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(自 2025年9月1日
至 2026年2月28日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	3,156,290
減価償却費	21,037
負ののれん発生益	7,012
株式報酬費用	28,898
のれん償却額	104,922
貸倒引当金の増減額（は減少）	52,407
受取利息及び受取配当金	3,969
支払利息	102,780
売買目的有価証券運用損益（は益）	9,541
投資有価証券売却損益（は益）	54,702
投資有価証券評価損益（は益）	69,016
暗号資産売却損益（は益）	6,293,198
暗号資産評価損益（は益）	1,962,420
暗号資産受贈益	34,576
売上債権の増減額（は増加）	62,040
営業債権の増減額（は増加）	45,113
仕入債務の増減額（は減少）	2,648
前渡金の増減額（は増加）	11,653
前払費用の増減額（は増加）	51,564
未払金の増減額（は減少）	196,637
未払消費税等の増減額（は減少）	22,463
未収消費税等の増減額（は増加）	9,361
契約負債の増減額（は減少）	63,242
営業貸付金の増減額（は増加）	482,150
持分法による投資損益（は益）	27,375
棚卸資産の増減額（は増加）	10,011
関係会社株式評価損益（は益）	27,074
前受収益の増減額（は減少）	27,825
その他	244,745
小計	822,264
利息及び配当金の受取額	548
利息の支払額	107,024
法人税等の支払額	194,818
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,123,559

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(自 2025年9月1日
至 2026年2月28日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
出資金の払込による支出	700,000
出資金の払戻による収入	290,000
有形固定資産の取得による支出	10,273
無形固定資産の取得による支出	25,976
のれんの取得による支出	24,591
有価証券の取得による支出	497,856
有価証券の売却による収入	1,281,024
暗号資産の取得による支出	89,600
投資有価証券の売却による収入	349,667
貸付金の回収による収入	644
定期預金の預入による支出	300
差入保証金の回収による収入	8,888
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	85,044
非連結子会社株式の取得による支出	23,497
投資活動によるキャッシュ・フロー	473,084
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	2,987,000
短期借入金の返済による支出	3,012,000
長期借入金の返済による支出	28,637
新株予約権の発行による収入	136,611
新株予約権の発行による支出	6,038
自己新株予約権の取得による支出	4,654
株式の発行による収入	662,437
自己株式の取得による支出	13,740
リース債務の返済による支出	2,611
その他	217
財務活動によるキャッシュ・フロー	718,149
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,538
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	70,213
現金及び現金同等物の期首残高	683,707
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	13,516
現金及び現金同等物の中間期末残高	767,437

【注記事項】

第25期連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2025年8月31日）

（継続企業の前提に関する事項）

当社グループは、当連結会計年度（決算期変更による5ヶ月決算）においては、営業外収益及び特別利益の計上により、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は黒字化したものの、営業損益に関しては前連結会計年度に続き、当連結会計年度についても重要な営業損失を計上しており、資金繰りの懸念は継続しております。

これらの状況を勘案すると、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況を解消するために、グループ内の既存事業を適切に推進することにより継続的に利益を獲得できる体制の構築を目指しております。

また資金繰りに関しては、早期に持続的な経営安定化を図るため、財務体質の改善及び運転資金並びに事業資金の確保が肝要であると判断し、2025年1月に第三者割当による資金調達を実施するなど、財務状況の改善に努めております。

現在、当社は当社グループ事業の再編として、事業の選択と集中を意識しており、本業である金融サービス事業及び現在注力しているWeb3関連の強化、推進をはじめとした中核となる既存事業に経営資源を集中させながら、事業価値を高めていくために当社グループ事業から派生する新たな収益化の模索も行ってまいります。

しかしながら、これらの施策は計画実施途上もしくは計画検討中であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

9社

連結子会社の名称

GFA Capital株式会社

ネクスト・セキュリティ株式会社

アトリエブックアンドベッド株式会社

株式会社CAMELOT

株式会社SDGs technology

プレソフィア株式会社

GFA FOODS株式会社

クレーンゲームジャパン株式会社

株式会社エムワン

（注）GFA Capital株式会社は、2025年9月1日付でabc CAPITAL株式会社に社名を変更しております。

また、GFA FOODS株式会社は、2025年9月1日付でTotal Foods株式会社に社名を変更しております。

(2) 非連結子会社の名称

GCM S1証券株式会社

ハワイソーラー株式会社

Hawaii Sora LLC

GFA International株式会社

AI Nyan株式会社

（注）GCM S1証券株式会社は、2026年1月1日付でabc証券株式会社に社名を変更しております。

AI Nyan株式会社は、2025年7月7日付で100%子会社として新規設立しております。

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社5社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

3社

会社等の名称

セブンスター株式会社

株式会社TOE

株式会社ルミライズ

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

（非連結子会社）

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項1.(2)と同じであります。

（関連会社）

T・N・H株式会社

（持分法を適用しない理由）

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社については、それぞれ連結当期純損益及び利益剰余金等に重要な影響を与えず、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

売買目的有価証券

時価法を採用しております。売却原価は移動平均法により算定しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

商品

主として、最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)によっておりますが、一部については個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

トレーディング目的で保有する暗号資産**活発な市場があるもの**

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

活発な市場がないもの

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

なお、活発な市場の有無は、対象暗号資産が金融庁の暗号資産交換業者登録一覧に登録されている暗号資産交換業者の交換所または販売所での取り扱いがあり、国内外の暗号資産交換所または販売所に複数上場し、時価が容易かつ継続的に測定できるものであることを基準とし、対象暗号資産の内容、性質、取引実態等を総合的に勘案し判定することとしております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法**有形固定資産（リース資産を除く）****建物**

主として定額法によっておりますが、一部については、定率法を採用しております。

耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～22年

その他

主として定率法によっておりますが、一部については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 3～9年

機械装置 17年

車両運搬具 2～5年

無形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用） 5年

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準**貸倒引当金**

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

投資損失引当金

営業有価証券について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

ポイント引当金

当社グループの株主優待アプリ制度において、株主に付与したポイントの使用に備えるため、利用実績に基づいて将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

金融サービス事業

主としてファイナンシャル・アドバイザー事業、投融資事業及び不動産投資事業の営業活動を行っております。このような商品及びサービスについては、顧客に商品の引き渡し完了した時点及びサービスが提供された時点で収益を認識しております。

サイバーセキュリティ事業

主として、海外製のサイバーセキュリティ商品を国内の民間企業向けに販売活動を行っております。このような製品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。一部の保守契約が含まれたセキュリティ商品については、当該保守期間にわたって収益を認識しております。

空間プロデュース事業

宿泊施設・カフェの運営及びナイトクラブの運営による営業活動を行っております。このようなサービスについては、顧客にサービスが提供された時点で収益を認識しております。

ゲーム事業

ゲーム業を主軸事業として、主にオンラインエンターテインメントサービスの企画・開発・運営、eスポーツ大会の開催及び運営を行っております。このようなサービスについては、顧客にサービスが提供された時点で収益を認識しております。

ヘルスケア事業

主として、医療部外品の開発、卸売り、販売などの営業活動を行っております。このような商品については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5年間で均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費等

支出時に費用処理しております。

資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1)当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

勘定科目	前連結会計年度	当連結会計年度
貸倒引当金（流動）	1,104,178千円	993,413千円
貸倒引当金（固定）	1,622,686千円	1,978,591千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

営業貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、債務者毎に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

当社グループは、債務者毎の与信状況等を踏まえ、発生する可能性のある貸倒損失を適切に見積もっていると考えておりますが、債権回収が想定どおりに進捗しない場合などには、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において追加の貸倒引当金の計上が必要となる可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1)当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

勘定科目	前連結会計年度	当連結会計年度
減損損失	247,281千円	64,567千円
有形固定資産	29,341千円	1,984千円
無形固定資産	412,823千円	390,999千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

有形無形固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として計上しております。将来の市場環境等、事業計画の前提とした条件や仮定に変更が生じ減損の必要性を認識した場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

3. 投資有価証券の評価

(1)当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

勘定科目	前連結会計年度	当連結会計年度
投資有価証券	1,763,639千円	1,325,682千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

投資有価証券については、その株式の実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合には、回復可能性があるものを除き、減損処理を実施しております。投資先の事業環境の変化等により投資先の財政状態の悪化が生じた場合、株式の実質価額の評価に影響を与えることによって減損が発生し、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

4. 活発な市場が存在しない暗号資産の評価

(1)当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

勘定科目	前連結会計年度	当連結会計年度
活発な市場が存在しない暗号資産	816,963千円	2,696,712千円
営業外費用（暗号資産評価損）	592,416千円	295,031千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

() 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

活発な市場が存在しない暗号資産の評価については、移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により行っております。収益性の低下に基づく簿価切下げについては、連結会計年度末における処分見込額（ゼロまたは備忘額を含む。）が取得原価を下回る場合には、処分見込額まで帳簿価額を切下げております。

() 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

一般的に活発な市場が存在しない暗号資産は、市場価格がなく、客観的な価額としての時価を把握することが困難な場合が多いと想定されるものの、当社保有する暗号資産は市場価格が存在するため、処分見込価額として市場価格を採用しております。

() 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りは、当連結会計年度における上記の状況を踏まえた総合的な判断によるものであるため、今後の暗号資産業界の動向をはじめとする外的な経営環境や、保有する暗号資産の市場価格および取引量の推移如何では、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において暗号資産売却益及び暗号資産評価損が計上される可能性があります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「売買目的有価証券」については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えをおこなっております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた866,709千円は、「売買目的有価証券」355,472千円、「その他」511,237千円として組替えております。

(追加情報)

(資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱いの適用)

「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」（実務対応報告第38号 2018年3月14日）に従った会計処理を行っております。

なお、暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

(暗号資産に関する注記)

1. 暗号資産の連結貸借対照表計上額

	前連結会計年度（千円）	当連結会計年度（千円）
保有する暗号資産	957,492	2,697,771
合計	957,492	2,697,771

2. 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量および連結貸借対照表計上額

(1) 活発な市場が存在する暗号資産

種類	前連結会計年度（千円）		当連結会計年度（千円）	
	保有数量（単位）	連結貸借対照表計上額（千円）	保有数量（単位）	連結貸借対照表計上額（千円）
BTC	2.224BTC	27,454	-	-
SOL	780.407SOL	14,530	1.511SOL	44
USDC	57.490USDC	8	-	-
USDT	659,076.343USDT	98,535	6,900.024USDT	1,014
ETH	-	-	0.00006ETH	0

(2) 活発な市場が存在しない暗号資産

種類	前連結会計年度(千円)		当連結会計年度(千円)	
	保有数量(単位)	連結貸借対照表計上額(千円)	保有数量(単位)	連結貸借対照表計上額(千円)
AI16Z	630.250AI16Z	15	-	-
ATAHO	733,727.564ATAHO	24	104,447.340ATAHO	0
DOGE	3,873.730DOGE	96	-	-
EXO	20,006,792.679EXO	1,673	-	-
NYAN	4,657,886,648.134NYAN	556,979	6,413,495,307.360NYAN	590,049
OKM	12,462,130,531.980OKM	58,633	-	-
SEAMANIA	58,146,295.999SEAMANIA	15,527	-	-
TRUMP	25.450TRUMP	38	-	-
ZMAT	162,098.000ZMAT	57,280	162,009.41ZMAT	9,039
AGF	36,666,668.000AGF	83,741	51,962,702.000AGF	48,092
CHC	641,519,203.731CHC	42,952	693,399,708.375CHC	12,286
WWB	-	-	4,159,663WWB	1,469,390
Z2COIN	-	-	3,860,000Z2COIN	557,853
USUD	-	-	121,001USUD	10,000

（債務保証）

次のとおり債務の保証を行っております。

被保証先	保証内容	金額
株式会社SAWA	金融機関等からの借入	400,000千円

（解約負担金）

当社はライフティ株式会社と加盟店契約を締結しておりますが、本契約において、追加の保証金の支払が発生する可能性があります。追加保証金は、都度協議の上決定するため、現時点において同保証金に関する見積もりは困難であります。

（連結損益計算書関係）

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費は主として一般管理費であり、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)
役員報酬	129,433千円	62,833千円
給料及び手当	686,935千円	226,286千円
支払報酬	326,303千円	318,216千円
支払手数料	341,036千円	212,358千円
租税公課	152,621千円	53,238千円
支払家賃	252,177千円	105,725千円
広告宣伝費	186,590千円	157,759千円
貸倒引当金繰入額	1,652,981千円	298,803千円

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)
建物附属設備	468 千円	建物附属設備 - 千円
ソフトウェア	5,268 千円	ソフトウェア - 千円

4 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)
建物附属設備	- 千円	建物附属設備 2,743 千円
工具器具備品	- 千円	工具器具備品 2,841 千円

5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)
建物附属設備	1,461 千円	建物附属設備 0 千円
工具器具備品	168 千円	工具器具備品 0 千円

6 減損損失

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

会社	場所	用途	種類	金額
クレーンゲームジャパン株式会社	本社（東京都港区）	事業用資産	建物附属設備	9,354千円
			工具、器具及び備品	97千円
			ソフトウェア	28,924千円
			一括償却資産	512千円
			リース資産	2,125千円
	その他	のれん	202,011千円	
Total Foods株式会社	本社（東京都港区）	事業用資産	建物附属設備	2,474千円
			工具、器具及び備品	367千円
プレソフィア株式会社	本社（東京都港区）	事業用資産	建物附属設備	1,412千円

当社グループは管理会計上の区分を基準に資産のグルーピングを行っております。

事業用資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである事業の資産グループについて、その帳簿価額を回収可能価額まで減少させ、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能価額は使用価値を零として算定しております。

また、のれんについては、連結子会社のクレーンゲームジャパン株式会社において利益が見込めなくなったため、のれんの未償却残高202,011千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2025年8月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

会社	場所	用途	種類	金額
abc株式会社	本社（東京都港区）	事業用資産	建物附属設備	18,288千円
			工具、器具及び備品	915千円
			一括償却資産	4,823千円
			ソフトウェア仮勘定	10,000千円
			営業権	11,324千円
株式会社CAMELOT	本社（東京都渋谷区）	事業用資産	工具、器具及び備品	304千円
			リース資産	10,749千円
アトリエブックアンドベッド株式会社	京都店 （京都府京都市）	事業用資産	建物附属設備	4,625千円
Total Foods株式会社	市ヶ尾店 （神奈川県横浜市）	事業用資産	一括償却資産	132千円
クレーンゲームジャパン株式会社	大阪事務所 （大阪府柏原市）	事業用資産	ソフトウェア	3,402千円

当社グループは管理会計上の区分を基準に資産のグルーピングを行っております。

事業用資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである事業の資産グループについて、その帳簿価額を回収可能価額まで減少させ、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、回収可能価額は使用価値を零として算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	84,826千円	116,757千円
組替調整額	- 千円	- 千円
法人税等及び税効果調整前	84,826千円	116,757千円
法人税等及び税効果額	11,293千円	- 千円
その他有価証券評価差額金	73,532千円	116,757千円
その他の包括利益合計	73,532千円	116,757千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	80,259,358	23,360,463	77,649,602	25,970,219
合計	80,259,358	23,360,463	77,649,602	25,970,219
自己株式				
普通株式	300,449	18,617	270,405	48,661
合計	300,449	18,617	270,405	48,661

(変動事由の概要)

発行済株式数の増加	新株予約権の権利行使による増加	20,495,463株
	新株発行による増加	1,500,000株
	株式交付による増加	1,365,000株
発行済株式数の減少	株式併合による減少	77,649,602株
自己株式の増加	単元未満株式の買取による増加	18,617株
自己株式の減少	株式併合の端数株式処分による減少	270,405株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計年 度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計年 度末	
提出会社	2020年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	42,812
	第10回新株予約権	普通株式	9,493,100	-	9,493,100	-	-
	第11回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	4,307
	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）	普通株式	-	-	984,260	-	(注) 1
	第12回新株予約権（行使価額修正条項付）	普通株式	27,549,700	-	27,549,700	-	-
	第13回新株予約権	普通株式	2,166,800	-	2,166,800	-	-
	第14回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	1,897
	第16回新株予約権	普通株式	-	16,640,000	10,000,000	6,640,000	58,365
	第17回新株予約権	普通株式	-	4,064,000	1,541,300	2,522,700	21,746
合計	-	40,193,860	20,704,000	51,735,160	9,162,700	129,129	

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第10回新株予約権の権利失効による減少	9,493,100株
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）の転換による減少	984,260株
第12回新株予約権（行使価額修正条項付）の権利行使による減少	27,549,700株
第13回新株予約権の権利行使による減少	2,166,800株
第16回新株予約権の発行による増加	16,640,000株
第16回新株予約権の権利行使による減少	10,000,000株
第17回新株予約権の発行による増加	4,064,000株
第17回新株予約権の権利行使による減少	1,541,300株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	25,970,219	3,091,500	-	29,061,719
合計	25,970,219	3,091,500	-	29,061,719
自己株式				
普通株式	48,661	56,180	-	104,841
合計	48,661	56,180	-	104,841

(変動事由の概要)

発行済株式数の増加	新株予約権の権利行使による増加	3,091,500株
自己株式の増加	取締役会決議による自己株式の取得による増加	55,000株
	単元未満株式の買取による増加	1,180株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計年 度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計年 度末	
提出会社	2020年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	42,812
	第11回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	4,307
	第14回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	1,897
	第16回新株予約権	普通株式	6,640,000	-	3,091,500	3,548,500	31,191
	第17回新株予約権	普通株式	2,522,700	-	1,942,700	580,000	4,999
合計		-	9,162,700	-	5,034,200	4,128,500	85,209

(注) 1. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第16回新株予約権の権利行使による減少	3,091,500株
第17回新株予約権の取得および消却による減少	1,942,700株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)
現金及び預金勘定	379,937千円	683,707千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	- 千円	- 千円
現金及び現金同等物	379,937千円	683,707千円

- 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

株式の取得により新たに株式会社エムワンを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにエムワン社株式の取得価額とエムワン社取得による支出との関係は次のとおりです。

流動資産	104,090千円
固定資産	70,732千円
のれん	196,324千円
流動負債	21,148千円
固定負債	- 千円
株式の取得価額	350,000千円
新規連結会社の現金及び現金同等物	44,933千円
差引:連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	305,066千円

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

- 1 . ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

- ・有形固定資産 主として空間プロデュース事業における音響機器であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 . 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業活動上必要な資金を金融機関等からの借入により調達しております。余剰資金の運用については、主に流動性の高い預金等となります。

また、投資の判断については、「プリンシパル投資基準」に基づき、安全性や収益性を考慮し、行います。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業貸付金及び売掛金については事業活動から生じた営業債権であり顧客の信用リスクが存在します。当該リスクに関しては、取引先相手毎の支払期日や債権残高を管理しております。また、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、経理部門との情報共有を図りながら財務状況等の悪化による貸倒リスクの低減に努めています。

営業投資有価証券は主に事業上の関係を有する株式等であり、発行体の信用リスクが存在します。当該リスクに関しては、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

買掛金及び未払金並びに前受金については、すべてが1年以内の期日となります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

時価の見積については特定のある時点で利用可能な市場情報及び当社グループの金融商品に関する情報に基づいて算定しております。これらの見積は実質当社グループで行っており、不確実な点及び当社グループの判断を含んでおります。そのため想定している前提が変わることにより、この見積時価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
売買目的有価証券	355,472	355,472	-
資産計	355,472	355,472	-
長期借入金	681,314	672,768	8,546
負債計	681,314	672,768	8,546

() 1. 現金及び預金、買掛金、未払金、短期借入金は、現金であること、短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、受取手形及び売掛金、営業貸付金については回収リスク等に応じた貸倒引当金を計上しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額と近似すると判断しており、記載を省略しております。

2. 営業投資有価証券(連結貸借対照表計上額 201,886千円)、非上場株式等(連結貸借対照表計上額 2,331,671千円)は、市場価格のない株式等であるため、時価を注記しておりません。

当連結会計年度(2025年8月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
売買目的有価証券	573,237	573,237	-
資産計	573,237	573,237	-
長期借入金	627,079	619,043	8,035
負債計	627,079	619,043	8,035

() 1. 現金及び預金、買掛金、未払金、短期借入金は、現金であること、短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、受取手形及び売掛金、営業貸付金については回収リスク等に応じた貸倒引当金を計上しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額と近似すると判断しており、記載を省略しております。

2. 営業投資有価証券(連結貸借対照表計上額 201,886千円)、非上場株式等(連結貸借対照表計上額 1,625,873千円)は、市場価格のない株式等であるため、時価を注記しておりません。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	379,937	-	-	-
受取手形及び売掛金	124,630	-	-	-
営業貸付金	3,034,776	28,119	-	-
長期貸付金	-	-	-	-
合計	3,539,345	28,119	-	-

当連結会計年度(2025年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	683,707	-	-	-
受取手形及び売掛金	194,972	-	-	-
営業貸付金	2,227,772	135,018	-	-
長期貸付金	-	-	-	-
合計	3,106,452	135,018	-	-

(注2) 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,861,867	-	-	-	-	-
長期借入金	350,348	81,300	80,740	86,550	42,460	39,916
リース債務	6,768	13,319	-	-	-	-
合計	2,218,984	94,619	80,740	86,550	42,460	39,916

当連結会計年度(2025年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,728,993	-	-	-	-	-
長期借入金	329,988	81,300	80,040	59,306	54,736	21,709
リース債務	4,965	3,897	3,600	5,422	-	-
合計	2,063,946	85,197	83,640	64,728	54,736	21,709

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売買目的有価証券	355,472	-	-	355,472
資産計	355,472	-	-	355,472

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売買目的有価証券

売買目的有価証券は、活発な市場における無調整の相場価格を利用しており、レベル1の時価に分類しております。

当連結会計年度(2025年8月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売買目的有価証券	573,237	-	-	573,237
資産計	573,237	-	-	573,237

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売買目的有価証券

売買目的有価証券は、活発な市場における無調整の相場価格を利用しており、レベル1の時価に分類しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	-	672,768	-	672,768
負債計	-	672,768	-	672,768

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金(1年内返済予定のものを含む)

長期借入金は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度(2025年8月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	-	619,043	-	619,043
負債計	-	619,043	-	619,043

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金(1年内返済予定のものを含む)

長期借入金は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

区分	前連結会計年度 (千円)	当連結会計年度 (千円)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	908	306,558
合計	908	306,558

2. その他有価証券

前連結会計年度(2025年3月31日)

その他有価証券は、営業投資有価証券(連結貸借対照表計上額201,886千円)及び非上場株式等(連結貸借対照表計上額2,331,671千円)であり、市場価格のない株式等のため、記載を省略しております。

当連結会計年度(2025年8月31日)

その他有価証券は、営業投資有価証券(連結貸借対照表計上額201,886千円)及び非上場株式等(連結貸借対照表計上額1,625,873千円)であり、市場価格のない株式等のため、記載を省略しております。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	2,200	1,827	-
合計	2,200	1,827	-

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位:千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入	20,345	-

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	2020年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 18名 完全子会社従業員 40名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 50,000株
付与日	2020年8月1日

権利確定条件	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役又は、従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合（死亡の場合を除く）はこの限りでない。</p> <p>新株予約権者のうち当社または当社の子会社の役員もしくは従業員の地位にある者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。</p> <p>なお、新株予約権を相続した権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。</p> <p>この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	-
権利行使期間	2022年8月1日から2030年5月31日

（注）株式数に換算して記載しております。また、当社は2024年5月1日付で普通株式10株につき1株の比率をもって株式併合を行っているため、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	2023年4月12日
付与対象者の区分及び人数	<p>当社取締役 3名</p> <p>当社執行役員 2名</p> <p>当社完全子会社役員 8名</p>
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 450,000株
付与日	2023年4月28日
権利確定条件	<p>本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社及び子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に当社株価の終値が10営業日連続して行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(b)その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>(c)当社が上場廃止、倒産及びその他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>また、上記事由は客観的な意見が含まれる可能性があるため、該当事由の発生の都度、当社取締役会の決議によって判断を行う。</p> <p>本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り本新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	-
権利行使期間	2023年4月29日から2026年4月28日

（注）株式数に換算して記載しております。また、当社は2024年5月1日付で普通株式10株につき1株の比率をもって株式併合を行っているため、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	2024年3月1日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社執行役員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 600,000株
付与日	2024年3月18日
権利確定条件	<p>本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の(a)、(c)の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。</p> <p>(a)禁錮刑以上の刑に処せられた場合 (b)当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。） (c)法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 (d)差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 (e)支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き取った手形若しくは小切手が不渡りになった場合 (f)破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合 (g)就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 (h)役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合</p> <p>新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に当社株価の終値が10営業日連続して行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a)当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じたとき当社監査役会が判断した場合 (b)その他、新株予約権者の不正行為等により他の新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合。また、上記事由は客観的な意見が含まれる可能性があるため、該当事由の発生の都度、当社取締役会の決議によって判断を行う。なお、新株予約権者は該当事由の判断の決議には参加しないものとする。</p> <p>本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り本新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	-
権利行使期間	2024年3月18日から2026年3月17日

(注) 株式数に換算して記載しております。また、当社は2024年5月1日付で普通株式10株につき1株の比率をもって株式併合を行っているため、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2020年7月31日	2023年4月12日	2024年3月1日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	30,550	435,150	441,360
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	30,550	435,150	441,360

(注) 当社は、2024年5月1日付で普通株式10株につき1株の比率をもって株式併合を行っているため、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して記載しております。

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2020年7月31日	2023年4月12日	2024年3月1日
権利行使価格 (円)	2,370	1,030	440
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	1,401.4	990	430

(注) 当社は、2024年5月1日付で普通株式10株につき1株の比率をもって株式併合を行っているため、単価情報を調整しています。

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2025年8月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注2）	1,892,685千円	2,033,001千円
未払事業税	26,869千円	16,996千円
貸倒引当金	835,008千円	937,234千円
貸倒損失	35,223千円	37,695千円
減価償却超過額	102,855千円	134,597千円
前払費用	5,052千円	2,647千円
敷金	12,175千円	12,471千円
営業投資有価証券	68,895千円	70,920千円
投資有価証券	56,232千円	60,681千円
投資損失引当金	47,461千円	48,856千円
新株予約権	13,109千円	13,494千円
ソフトウェア仮勘定振替	31,196千円	3,152千円
前受収益	326,508千円	210,511千円
その他有価証券評価差額金	15,976千円	53,248千円
資産調整勘定	27,208千円	23,340千円
その他	31,114千円	39,809千円
繰延税金資産小計	3,527,574千円	3,698,658千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 （注2）	1,892,685千円	2,033,001千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,634,888千円	1,664,485千円
評価性引当額小計（注1）	3,527,574千円	3,697,486千円
繰延税金資産の合計	0千円	1,171千円
繰延税金負債		
差額負債調整勘定	313千円	288千円
繰延税金負債合計	313千円	288千円
繰延税金資産純額	313千円	882千円

(注) 1. 評価性引当額が169,912千円増加しております。この増加の主な内容は、前受収益の評価性引当額が115,997千円減少した一方で、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金を140,315千円、貸倒引当金に係る評価性引当額を102,226千円を追加的に認識したことなどに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度（2025年3月31日）（千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（a）	0	2,150	37,461	49,450	253,489	1,550,132	1,892,685
評価性引当額	0	2,150	37,461	49,450	253,489	1,550,132	1,892,685
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰延欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2025年8月31日）（千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（a）	1,432	22,507	9,296	163,746	176,725	1,659,291	2,033,001
評価性引当額	1,432	22,507	9,296	163,746	176,725	1,659,291	2,033,001
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰延欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	-	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	2.0%
住民税均等割	-	0.1%
のれん償却額	-	2.8%
持分法による投資損益	-	5.6%
評価性引当金額の増減	-	8.5%
過年度法人税等	-	26.4%
その他	-	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	6.6%

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の金額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループにおける主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下の通りであります。

(1) 金融サービス事業

主として日本の顧客に対して、ファイナンシャル・アドバイザー事業、経営投融資事業及び不動産投資事業の営業活動を行っています。

ファイナンシャル・アドバイザー事業につきましては、取引先の資金調達や財務戦略に関する助言を行っています。投融資事業につきましては、事業者の事業資金需要に応える事業融資を行っています。不動産投資事業は、不動産運用による賃貸収入の獲得、不動産の売却活動や太陽光発電施設の運用を行っています。

各商品及びサービスの契約に関しては、市場価格、業務内容等を参考に個別に契約条件を決定しております。

また、各商品及びサービスについては、顧客に商品の引き渡し完了した時点及びサービスが提供された時点で収益を認識しております。

(2) サイバーセキュリティ事業

主として日本の顧客に対して、海外製のサイバーセキュリティ商品を販売及び商品の保守契約に基づく保守サービスの提供を行っています。

各商品及びサービスの契約に関しては、市場価格、業務内容等を参考に個別に契約条件を決定しております。

各商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。保守サービスについては、当該保守期間にわたって収益を認識しております。

各商品の販売については履行義務を充足してから対価を受領するまでが短期間であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っていません。

(3) 空間プロデュース事業

主として日本国内の宿泊施設・カフェの運営及びナイトクラブの運営による営業活動を行っています。

各商品及びサービスの契約に関しては、市場価格、業務内容等を参考に個別に契約条件を決定しております。

このようなサービスについては、顧客にサービスが提供された時点で収益を認識しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでが短期間であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っていません。

(4) 運送事業

運送事業を主軸事業として、チャーター便、貸切配送便、ハンドキャリア、倉庫保管、医療品輸送などを取り扱っております。

各商品及びサービスの契約に関しては、市場価格、業務内容等を参考に個別に契約条件を決定しております。

このようなサービスについては、顧客にサービスが提供された時点で収益を認識しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでが短期間であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

(5) ゲーム事業

ゲーム事業を主軸事業として、主にオンラインエンターテインメントサービスの企画・開発・運営、eスポーツ大会の開催及び運営を行っております。

各商品及びサービスの契約に関しては、市場価格、業務内容等を参考に個別に契約条件を決定しております。

このようなサービスについては、顧客にサービスが提供された時点で収益を認識しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでが短期間であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

(6) ヘルスケア事業

ヘルスケアを主軸事業として、医薬部外品の開発、卸売、販売などの営業活動を行っております。

各商品及びサービスの契約に関しては、市場価格、業務内容等を参考に個別に契約条件を決定しております。

このようなサービスについては、顧客にサービスが提供された時点で収益を認識しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでが短期間であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	53,342
契約負債（期末残高）	79,982

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	55,105
1年超2年以内	10,063
2年超3年以内	7,221
3年超	7,592
合計	79,982

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	79,982
契約負債（期末残高）	80,905

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	45,270
1年超2年以内	14,351
2年超3年以内	9,576
3年超	11,706
合計	80,905

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

1．報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、本社に製品・サービス別の事業本部を置き、各事業本部は取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは事業本部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「金融サービス事業」、「サイバーセキュリティ事業」、「空間プロデュース事業」、「ゲーム事業」、「ヘルスケア事業」の5つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「金融サービス事業」は、主にファイナンシャル・アドバイザー事業、投融資事業及び不動産投資事業の営業活動を行っております。

「サイバーセキュリティ事業」は、主にサイバーセキュリティ商品の販売活動をしております。

「空間プロデュース事業」は、店舗空間のプロデュースを行い、飲食及び宿泊施設の運営を行っております。

「ゲーム事業」は、主にオンラインエンターテインメントサービスの企画・開発・運営、eスポーツ大会の開催及び運営を行っております。

「ヘルスケア事業」は、主に医療部外品の開発、卸売り、販売などの営業活動をしております。

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度において運送事業を行う株式会社フィフティーンを連結範囲から除外しております。当該事実を鑑み、当連結会計年度から「運送事業」を報告セグメントより除外しております。

2．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの利益又は損失は、営業損益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント							合計
	金融サービス 事業	サイバー セキュリティ 事業	空間プロ デュース事 業	ゲーム事業	運送事業	ヘルスケア 事業	計	
売上高								
一時点で移転される 財又はサービス	757,613	566,334	1,140,610	543,799	263,031	-	3,271,389	3,271,389
一定の期間にわたり 移転される財又は サービス	-	40,450	-	-	-	-	40,450	40,450
顧客との契約から生 じる収益	757,613	606,785	1,140,610	543,799	263,031	-	3,311,839	3,311,839
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	757,613	606,785	1,140,610	543,799	263,031	-	3,311,839	3,311,839
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	757,613	606,785	1,140,610	543,799	263,031	-	3,311,839	3,311,839
セグメント利益 又は損失()	2,399,438	53,738	85,168	182,008	3,998	-	2,616,876	2,616,876
セグメント資産	6,854,975	272,458	206,479	130,660	-	320,885	7,785,459	7,785,459
その他の項目								
減価償却費	2,219	1,522	10,574	10,326	15,531	-	40,174	40,174
のれんの償却額	-	-	1,550	62,157	-	-	63,707	63,707
減損損失	-	1,412	2,842	243,026	-	-	247,281	247,281
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	147,345	1,324	505	21,605	-	-	170,781	170,781

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント						合計
	金融サービス 事業	サイバーセ キュリティ事 業	空間プロ デュース事業	ゲーム事業	ヘルスケア 事業	計	
売上高							
一時点で移転される 財又はサービス	202,360	360,966	271,842	162,455	91,217	1,088,841	1,088,841
一定の期間にわたり 移転される財又は サービス	-	20,784	-	-	-	20,784	20,784
顧客との契約から生 じる収益	202,360	381,750	271,842	162,455	91,217	1,109,625	1,109,625
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	202,360	381,750	271,842	162,455	91,217	1,109,625	1,109,625
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	202,360	381,750	271,842	162,455	91,217	1,109,625	1,109,625
セグメント利益 又は損失()	890,411	55,544	37,913	67,772	18,159	922,394	922,394
セグメント資産	7,914,705	524,953	165,797	102,404	324,065	9,031,927	9,031,927
その他の項目							
減価償却費	6,196	10	3,715	98	11,891	21,911	21,911
のれんの償却額	-	-	588	-	16,360	16,948	16,948
減損損失	45,353	-	15,811	3,402	-	64,567	64,567
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	57,668	-	482	1,500	-	59,650	59,650

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの情報は、報告セグメント区分と同一であるため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2025年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの情報は、報告セグメント区分と同一であるため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称または氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社インテリジェントウェイブ	223,767千円	サイバーセキュリティ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2025年8月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント							全社・消去	合計
	金融サービス事業	サイバーセキュリティ事業	空間プロデュース事業	ゲーム事業	運送事業	ヘルスケア事業	計		
当期末残高	-	-	1,290	-	-	196,324	197,615	-	197,615

(注)のれんの償却額については、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2025年8月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント							全社・消去	合計
	金融サービス事業	サイバーセキュリティ事業	空間プロデュース事業	ゲーム事業	運送事業	ヘルスケア事業	計		
当期末残高	-	-	702	-	-	179,964	180,666	-	180,666

(注)のれんの償却額については、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2025年8月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

(1)連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の関連会社等

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	株式会社 ルミライズ	東京都 千代田区	174,000	細胞培養加工施設の企画、運営及び管理	(所有) 間接 35.99	資金の援助	資金の貸付 (注)1	-	営業貸付金	200,000

(注) 1. 資金の貸付については、貸付期間及び財務状況を勘案し取引条件を決定しております。なお、担保の提供は受けておりません。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	片田 朋希	-	-	当社代表取締役	(被所有)直接0.64	債務被保証	銀行借入に対する連帯保証(注)1	155,000	-	-
							ストック・オプションの行使	129,321	-	-
役員	施 北斗	-	-	当社代表取締役	-	-	ストック・オプションの行使	84,101	-	-
							資金の借入(注)3	50,000	-	-
							借入返済	50,000	-	-
役員	松田 元	-	-	当社取締役	-	-	資金の回収(注)2	1,200	営業貸付金	47,881
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	サザレパートナーズ合同会社	東京都江戸川区	10,000	資産管理	-	役員の兼任	資金の借入(注)3	445,000	-	-
							借入返済	545,000	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	T&P 税理士法人(注)5	東京都中央区	10,000	税務代理、事業承継、事業再生、相続手続、相続対策、資産活用、M&A、国際税務	-	役員の兼任	資金の借入(注)3	40,000	短期借入金	40,000
							借入返済	100,000	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	UZU株式会社(注)6	東京都目黒区	500	M&Aコンサルティング	-	役員の兼任	業務委託料(注)4	184,420	未払金	193,384
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社リゾート&メディカル(注)7	東京都千代田区	88,000	投資事業	-	-	資金の借入(注)3	550,000	短期借入金	300,000
							借入返済	250,000	-	-

(注) 1. 当社の債務に対する個人保証が付されております。なお、取引金額については被保証残高を記載していません。また、保証料の支払は行っていません。

2. 資金の貸付については、貸付期間及び財務状況を勘案し取引条件を決定しております。

3. 資金の借入については、借入期間及び財務状況を勘案し取引条件を決定しております。

4. 業務委託料の支払いについては、市場価格、業務内容および業績等を参考に契約により取引条件を決定しております。

5. 監査役豊崎修氏が100%直接保有しております。

6. 連結子会社役員谷垣俊一郎氏が100%直接保有しております。

7. 当社役員山田哲嗣氏の近親者が議決権の過半数を所有する会社であります。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	片田 朋希	-	-	当社取締役	(被所有)直接0.57	債務被保証	銀行借入等に対する連帯保証(注)1	550,000	-	-
							資金の借入(注)3	19,999	短期借入金	-
							借入の返済	19,999		
役員	松田 元	-	-	当社代表取締役	-	-	資金の回収(注)2	200	営業貸付金(注)8	47,781
子会社役員	松尾 聖海	-	-	子会社取締役	-	-	銀行借入等に対する連帯保証(注)1	100,000	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	T&P 税理士法人(注)5	東京都中央区	10,000	税務代理、事業承継、事業再生、相続手続、相続対策、資産活用、M&A、国際税務	-	役員の兼任	資金の借入(注)3	-	短期借入金	40,000
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	UZU株式会社(注)6	東京都目黒区	500	M&Aコンサルティング	-	役員の兼任	業務委託料(注)4	4,841	未払金	168,606
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社リゾート&メディカル(注)7	東京都千代田区	88,000	投資事業	-	-	資金の借入(注)3	-	短期借入金	300,000

(注) 1. 当社の債務に対する個人保証が付されております。なお、取引金額については被保証残高を記載していません。また、保証料の支払は行っていません。

2. 資金の貸付については、貸付期間及び財務状況を勘案し取引条件を決定しております。

3. 資金の借入については、借入期間及び財務状況を勘案し取引条件を決定しております。

4. 業務委託料の支払いについては、市場価格、業務内容および業績等を参考に契約により取引条件を決定しております。

5. 監査役豊崎修氏が100%直接保有しております。

6. 連結子会社役員谷垣俊一郎氏が100%直接保有しております。

7. 当社役員山田哲嗣氏の近親者が議決権の過半数を所有する会社であります。

8. 役員松田元氏への貸倒懸念債権に対し、25,640千円の貸倒引当金を計上しています。

(2)連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
連結子会社役員	横井 浩樹	-	-	子会社代表取締役	-	債務被保証	銀行借入に対する連帯保証 (注)1	57,474	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	(株)antz (注)2	東京都 江東区	51,000	総合人材サービス事業、一般貨物自動車運送事業	-	役員の兼任	外注費 (注)3	40,556	-	-

(注)1. 子会社の債務に対する個人保証が付されております。なお、取引金額については被保証残高を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。

2. 連結子会社役員長尾康裕氏が100%直接保有しております。

3. 連結子会社株式会社フィフティーンとの取引になります。価格その他の取引条件は、市場価格、業務内容及び業績等を参考に契約により取引条件を決定しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
連結子会社役員	横井 浩樹	-	-	子会社代表取締役	-	債務被保証	銀行借入に対する連帯保証 (注)1	54,278	-	-
連結子会社役員	未住野 潤一	-	-	子会社代表取締役	-	債務被保証	銀行借入に対する連帯保証 (注)1	60,400	-	-
連結子会社役員	小川 孝史	-	-	子会社代表取締役	-	債務被保証	銀行借入に対する連帯保証 (注)1	17,848	-	-

(注)1. 子会社の債務に対する個人保証が付されております。なお、取引金額については被保証残高を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)
1株当たり純資産額	101円41銭	148円00銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失()	337円58銭	18円99銭

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2. 当社は、2024年5月1日付で普通株式10株につき1株の比率をもって株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失() (千円)	4,411,879	526,527
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は当期 純損失() (千円)	4,411,879	526,527
普通株式の期中平均株式数(株)	13,068,819	27,714,751
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第11回新株予約権 43,515個 第14回新株予約権 44,136個 第16回新株予約権 66,400個 第17回新株予約権 25,227個	第11回新株予約権 43,515個 第14回新株予約権 44,136個 第16回新株予約権 35,485個 第17回新株予約権 5,800個

（重要な後発事象）

（新株予約権の行使による増資）

当連結会計年度終了後、2025年9月1日から2025年9月11日までに、第三者割当による第14回、第16回及び第17回の一部の権利行使が行われております。当該新株予約権の行使の概要は以下のとおりであります。

(1)行使された新株予約権の個数	4,720個
(2)発行した株式の種類及び株式数 普通株式	427,000株
(3)資本金増加額	88,362千円
(4)資本準備金増加額	88,362千円

（暗号資産売却益の発生）

当社は、ミームコインに積極投資をするなど、ディーリング運用を行っておりますが、トークン「WOWBIT（\$WWB）」を取得するために取得対価として当社が保有するNyanmaru GOLD Utility Token（AGF）の一部を2025年9月3日付でWowoo Pte. Ltd.と相対取引したことで、暗号資産売却益1,300,570千円が発生しております。

また、2025年11月6日付で、トークン「WOWBIT（\$WWB）」を取得するために取得対価として当社が保有するNyanmaru GOLD Utility Token（AGF）の一部をCHC Foundation DAOと相対取引したことで、暗号資産売却益3,381,000千円が発生しております。

（株式交付の方法による子会社の買収）

当社は、2025年10月3日開催の取締役会において、Metabit株式会社（以下「Metabit社」といいます。）の株式の一部取得及び当社を株式交付親会社とし、Metabit社を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行うことを決議いたしました。なお、当社は、会社法第816条の4第1項の規定に基づき、簡易株式交付の手続により株主総会の決議による承認を受けずに本株式交付を行いました。

買収の目的	当社の策定した「長期ビジョン・中期経営計画」に従い、当社はWEB3.0コングロマリット企業への変貌に向けて、（１）BTC21,000枚の保有、（２）WEB3.0支援先企業500社の確保、（３）C-PBRベースで1兆円の暗号資産の保有（Book valueベース）を最重要KPIとして掲げており、本件の実現に向けて開発リソースの確保は必須となっている状況です。 買収対象であるMetabit社は、同社の子会社であるMetabit.SDN.BHD.（マレーシア）を有する持株会社であり、Metabit.SDN.BHD.はブロックチェーン及びメタバースエコシステムの開発に特化したソリューションを提供しており、その開発ノウハウやリソースを持ち合わせています。 Metabit.SDN.BHD.の保有するブロックチェーン及びメタバースエコシステムの開発ノウハウやリソースを当社グループに取り込むことは包括的にも今後の当社の目指す事業との親和性が非常に高いと判断しております。
株式取得及び株式交付の相手先の名称	Wowoo Pte. Ltd.
買収会社の名称・事業内容・規模	名称：Metabit株式会社 事業内容：ソフトウェア、ハードウェアの開発、販売等 マーケティング・リサーチ業務 情報通信関連業務 事業規模：Metabit社は2025年7月11日設立のため、経営成績及び財政状態の実績はありません。
株式取得及び株式交付の時期	2025年10月30日
取得株数、取得価額、取得後持分	取得株数：94株 取得価額：150百万円 取得後持分：9.4%（株式交付と合算して51.0%）

株式交付による交付株式数	交付株式数：4,700,000株 交付比率：Metabit社の普通株式1株に対して当社の普通株式11,298.08株を交付いたします。なお、当社が本株式交付によりMetabit社の株式に係る割当てとして交付する当社の普通株式は、全て当社が新規に発行する株式です。
--------------	--

（訴訟の提起）

当社の連結子会社である株式会社CAMELOT（以下、「CAMELOT社」といいます。）は、2025年9月18日付で有限会社ステアリングから訴訟の提起を受けており、2025年10月1日付にて訴訟申立ての書面を受領いたしました。

1. 当該子会社の概要

(1) 名称	株式会社CAMELOT
(2) 所在地	東京都渋谷区神南1丁目18番2号 神南坂FLAME B3
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 来住野 潤一
(4) 事業内容	飲食店舗運営業
(5) 資本金	10,000千円

2. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

CAMELOT社は2020年8月以降、有限会社ステアリングと主にe-sportsに関する新規イベント獲得及び、継続アプローチ業務について、双方が有する知識、経験、経営資源等を活用して、一部業務連携するなどの関係性にありました。訴状によると、有限会社ステアリングは、2023年10月にオープンしました銀座のルーフトップカフェ&バー開業のための補助、開業後の運営補助、イベント制作、店舗ブランディング、広告物の制作等の業務を受託し、これらの業務を履行しましたが、CAMELOT社が有限会社ステアリングに対する報酬の支払いを行わなかったという主旨の主張をしており、それらの業務による報酬の支払いを求め、CAMELOT社に対して訴えを起こしたものとっております。

なお、有限会社ステアリングは2025年8月14日付で報酬等請求事件として、東京地方裁判所に提訴していますが、報酬の支払いとして25,577千円、及びこれに対する遅延損害金を求めるものであり、2025年9月18日付で訴状訂正申立てを行っており、2025年10月1日付で、CAMELOT社は訴訟に関する書面を受領し、本件訴訟の認識確認に至っております。

3. 訴訟を提起した者の概要

(1) 名称	有限会社ステアリング
(2) 所在地	東京都目黒区中町2丁目27番地11号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 望月 悠登

4. 訴訟の概要及び訴訟の目的の価額

(1) 訴訟の内容

報酬等請求事件

(2) 訴訟の目的の価額

25,577千円及びこれに対する遅延損害金

5. 今後の見通し

当社は、有限会社ステアリングが今回主張されている訴えに対して、当時のCAMELOT社との取引契約上で報酬等の支払いに関する経緯の確認等も行いまして、今後、訴訟においては適切な対応をまいります。

(自己株式の取得)

当社は、2025年8月6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたが、2025年11月19日開催の取締役会において、自己株式の取得枠の拡大を決議いたしました。

(1)自己株式の取得枠拡大の理由

当社は、現行の取得枠における自己株式の取得状況と株式市場の動向を踏まえ、機動的かつ柔軟な資本政策の実施により、一層の株主還元の充実を図るために取得枠の拡大を決定しております。

(2)取得する株式の種類：当社普通株式

(3)取得する株式の数：1,200,000株(上限)

発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合は3.53%

(4)株式取得価額の総額：400百万円(上限)

(5)自己株式取得の期間：2025年8月15日から2026年8月14日まで

(6)取得方法：東京証券取引所における市場買付

(7)2025年11月19日現在における取得状況

- ・取得対象株式の種類：当社普通株式
- ・取得した株式の総数：222,800株
- ・株式の取得価額の総額：79,197,500円
- ・取得期間：2025年8月6日～2025年11月19日

【注記事項】

第26期中間連結会計年度（自 2025年9月1日 至 2026年2月28日）

（継続企業の前提に関する事項）

当社グループは、当中間連結会計期間及び前連結会計年度（決算期変更による5ヶ月決算）においては、営業外収益により、経常利益および親会社株主に帰属する半期（当期）純利益は黒字化したものの、営業損益に関しては前連結会計年度に続き、当中間連結会計期間についても重要な営業損失を計上しており、資金繰りの懸念は継続しております。

これらの状況を勘案したことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していません。

当社グループでは、このような状況を解消するために、財務状況の改善に向けて資金繰りの懸念を解消し、グループ内の既存事業を適切に推進することにより継続的に利益を獲得できる体制の構築を目指しております。

また、資金繰りに関しては、早期に持続的な経営安定化を図るため、財務体質の改善及び運転資金並びに事業資金の確保が肝要であると判断し、2025年1月および2026年2月に第三者割当による資金調達を実施するなど、財務状況の改善に努めております。

現在、当社は当社グループ事業の再編として、事業の選択と集中を意識しており、本業である金融サービス事業及び現在注力しているWeb3関連の強化、推進をはじめとした中核となる既存事業に経営資源を集中させながら、事業価値を高めていくために当社グループ事業から派生する新たな収益化の模索も行っております。

しかしながら、これらの施策は計画実施途上もしくは計画検討中であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められません。

なお、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映していません。

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の重要な変更）

(1) 連結の範囲の重要な変更

当中間連結会計期間より、株式の取得により子会社化したMetabit株式会社を連結の範囲に含めております。なお、Metabit株式会社は子会社としてMetabit SDN BHD.の株式を保有しており、同社を連結の範囲に含めております。また、当中間連結会計期間より、重要性が増したAI Nyan株式会社を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

（追加情報）

（資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱いの適用）

「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」（実務対応報告第38号 2018年3月14日）に従った会計処理を行っております。

なお、暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

（暗号資産に関する注記）

1. 暗号資産の連結貸借対照表計上額

	前連結会計年度（千円）	当中間連結会計期間（千円）
保有する暗号資産	2,697,771	7,043,746
合計	2,697,771	7,043,746

2. 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量および連結貸借対照表計上額

(1) 活発な市場が存在する暗号資産

種類	前連結会計年度（千円）		当中間連結会計期間（千円）	
	保有数量（単位）	連結貸借対照表計上額（千円）	保有数量（単位）	中間連結貸借対照表計上額（千円）
SOL	1.511SOL	44	51.174SOL	672
USDT	6,900.024USDT	1,014	325,455.999USDT	50,749
ETH	0.00006ETH	0	0.00006ETH	0
USDC	-	-	25,618.071USDC	3,991

(2) 活発な市場が存在しない暗号資産

種類	前連結会計年度（千円）		当中間連結会計期間（千円）	
	保有数量（単位）	連結貸借対照表計上額（千円）	保有数量（単位）	中間連結貸借対照表計上額（千円）
ATAHO	104,447.340ATAHO	0	104,447,340ATAHO	0
MELANIA	-	-	142.894MELANIA	0
NYAN	6,413,495,307.360NYAN	590,049	3,999,777,877NYAN	40,333
TRUMP	-	-	5.248TRUMP	2
ZMAT	162,009.41ZMAT	9,039	681,005.149ZMAT	11,224
AGF	51,962,702AGF	48,092	14,603,336.679AGF	4,599
CHC	693,399,708.375CHC	12,286	693,399,708.376CHC	5,369
HYPE	-	-	13.22HYPE	58
MARSX	-	-	268,234,911.834MARSX	1,832
WWB	4,159,663WWB	1,469,390	15,995,915.461WWB	6,357,057
Z2COIN	3,860,000Z2COIN	557,853	3,860,000Z2COIN	557,853
USUD	121,001USUD	10,000	121,001USUD	10,000

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
役員報酬	78,560千円
給料及び手当	253,826千円
支払報酬	244,778千円
支払家賃	133,443千円
広告宣伝費	150,269千円
貸倒引当金繰入額	185,381千円
支払手数料	300,521千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金勘定	767,437千円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	- 千円
現金及び現金同等物	767,437千円

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、当中間連結会計期間において新株予約権の行使による払込みを受け、資本金及び資本剰余金がそれぞれ88,362千円増加しております。

また、会社法第370条及び定款第25条の規定に基づく取締役会の決議に替わる2025年10月3日付の書面決議により、Metabit株式会社の株式を簡易株式交付の方法により取得することを決議しました。2025年10月30日付で当社株式4,700,000株の交付を行い、Metabit株式会社の株式を51%を取得することで、同社を子会社化いたしました。これにより資本準備金が1,508,700千円増加しました。

さらに、会社法第370条及び定款第25条の規定に基づく取締役会の決議に替わる2025年12月8日付の書面決議により、2026年1月15日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬として新株式を発行および自己株式の処分を行いました。新株式発行により、資本金及び資本剰余金が86,450千円増加し、自己株式処分により、資本剰余金が34,369千円減少しました。

加えて、2026年2月26日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ250,005千円増加しております。

これらの結果、当中間連結会計期間において、資本金が424,817千円、資本剰余金が1,899,148千円増加し、当中間連結会計期間末において資本金が1,156,704千円、資本剰余金が5,016,426千円となっております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント						合計
	金融サービス事業	サイバーセキュリティ事業	空間プロデュース事業	ゲーム事業	ヘルスケア事業	Web3事業	
売上高							
一時点で移転される財又はサービス	182,752	417,451	301,027	171,035	55,192	19,255	1,146,715
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	-	26,074	-	-	-	-	26,074
顧客との契約から生じる収益	182,752	443,525	301,027	171,035	55,192	19,255	1,172,789
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	182,752	443,525	301,027	171,035	55,192	19,255	1,172,789
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	182,752	443,525	301,027	171,035	55,192	19,255	1,172,789
セグメント利益又はセグメント損失()	967,046	62,658	13,751	64,205	17,214	4,110,949	3,111,389

(注) 報告セグメントの利益又は損失は経常損益ベースの数値であります。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、前々連結会計年度より開始している暗号資産リーディングにおいて、営業外収益及び営業外費用が発生し、連結業績に大きく寄与しています。当該事実を鑑み、当中間連結会計期間からセグメント利益又は損失の算定方法を営業損益ベースから経常損益ベースの数値に変更を行っております。

また、第1四半期連結会計期間末日をみなし取得日として、Web3事業を行うMetabit株式会社及びMetabit SDN BHD.を連結範囲に含めております。当該事実を鑑み、当中間連結会計期間から報告セグメントとして「Web3事業」を新たに追加し、暗号資産リーディング事業につきましては、金融サービス事業からWeb3事業へ区分変更を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

当中間連結会計期間において、Metabit株式会社の株式を取得したため、連結の範囲に含めております。これにより「Web3事業」において、のれんが1,659,008千円発生しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、2025年10月3日開催の取締役会において、Metabit株式会社(以下「Metabit」といいます。)の株式の一部取得及び当社を株式交付親会社としMetabitを株式交付子会社とする株式交付(以下「本株式交付」といいます。)を行うことを決議し、2025年10月30日付で株式を取得し、子会社化いたしました。

なお、本件株式取得に際し、Metabit株式会社の子会社であるMetabit SDN BHD.は当社の孫会社となります。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Metabit株式会社
Metabit SDN BHD.

事業の内容 コンピュータのソフトウェア及びハードウェアの企画、研究、開発、設計、製造、販売、保守、リース、賃貸及び輸出入並びにそれらに関するコンサルティング業務

(2) 企業結合を行った主な理由

当社の2025年10月3日付「Metabit株式会社の株式取得及び株式交付(簡易株式交付)による子会社化に関

するお知らせ」に記載のとおりであります。

(3) 企業結合日

2025年10月30日（みなし取得日2025年11月30日）

(4) 企業結合の法的形式

当社を株式交付親会社とし、Metabit株式会社を株式交付子会社とする株式交付及び、現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

51%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とした株式取得によりMetabit株式会社の議決権を51.00%取得し、かつ、同社の意思決定機関を実質的に支配していると認められるためです。

2. 中間連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年12月1日から2026年2月28日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	当社の普通株式の時価	1,508,700千円
	現金	150,000千円
取得原価		1,658,700千円

4. 株式の種類別の交付比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交付比率

abc株式会社の普通株式1株：Metabit株式会社の普通株式11,298.08株

(2) 株式交付比率の算定方法

東京ファイナンシャル・アドバイザーズ株式会社に株式交付比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。

(3) 交付した株式数

510株

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等 8,274千円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

1,659,008千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
(1) 1株当たり中間純利益	78円64銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	2,567,902
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	2,567,902
普通株式の期中平均株式数(株)	32,651,592
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	67円57銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	5,350,186
希薄効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

(新株予約権の行使による増資)

当中間連結会計期間終了後、2026年3月1日から2026年3月31日までに、第三者割当による第19回の権利行使が行われております。当該新株予約権の行使の概要は以下のとおりであります。

- (1)行使された新株予約権の個数 5,377個
- (2)発行した株式の種類及び株式数 普通株式 537,700株
- (3)資本金増加額 57,125千円
- (4)資本準備金増加額 57,125千円

(投資事業有限責任組合への出資による出資対象事業体の取得)

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、投資事業有限責任組合（LP）を通じたSpace Exploration Technologies Corp.（以下、「スペースX」）への間接投資を決議し、以下のとおり投資を実行いたしました。

1．投資の目的

米国の宇宙開発ベンチャーであるスペースXの優先株式へ投資を行うためであります。

2．投資実行の内容

<当社によるスペースXの投資概要>

(1)	投資形態	投資事業有限責任組合（LP）を通じた優先株式の取得
(2)	投資対象	Space Exploration Technologies Corp.（スペースX）
(3)	投資金額	1,066,000 USドル（約1.7億円） 単位：USドル（日本円：159.74円換算）
(4)	契約締結日	2026年2月27日
(5)	払込実行日	2026年3月31日（キャピタル・コール通知受領）
(6)	払込完了日	2026年4月1日

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,861,867	1,728,993	7.0	-
1年以内に返済予定の長期借入金	350,348	329,988	3.7	-
1年以内に返済予定のリース債務	6,768	4,965	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	330,966	297,091	1.7	2026年～2035年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	13,319	12,919	-	2026年～2028年
合計	2,563,269	2,373,957	-	-

- (注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。
2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	81,300	80,040	59,306	54,736
リース債務	3,897	3,600	5,422	-

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の金額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

(累計期間)	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (千円)	-	1,109,625
税金等調整前中間(当期)純利益 (千円)	-	587,443
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (千円)	-	526,527
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	18.99

(注)2025年8月期は、決算期変更により2025年4月1日から2025年8月31日までの5ヶ月決算となっております。このため、中間連結会計期間の数値は記載しておりません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	85,187	199,697
営業未収入金	38,360	91,132
営業貸付金	3,062,896	2,362,791
営業投資有価証券	155,000	155,000
売買目的有価証券	355,472	573,237
暗号資産	126,694	2,097,622
販売用不動産	19,937	13,774
短期貸付金	² 2,352,702	² 2,677,240
未収入金	² 37,277	² 109,761
未収消費税等	20,683	19,407
前払費用	19,951	74,475
その他	² 30,390	² 30,905
貸倒引当金	3,080,196	3,406,389
投資損失引当金	155,000	155,000
流動資産合計	3,069,357	4,843,654
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,429	-
その他（純額）	1,503	-
有形固定資産合計	2,933	-
無形固定資産		
その他	142,444	151,496
無形固定資産合計	142,444	151,496
投資その他の資産		
投資有価証券	1,262,841	835,756
関係会社株式	895,568	917,568
出資金	1,067,520	914,837
長期営業債権	1,622,686	1,978,591
敷金及び保証金	19,874	40,553
その他	2,454	34,992
貸倒引当金	1,622,686	1,978,591
投資その他の資産合計	3,248,259	2,743,708
固定資産合計	3,393,637	2,895,204
資産合計	6,462,994	7,738,859

(単位:千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2 1,951,867	2 1,778,993
未払金	2 274,387	2 311,864
未払法人税等	340,003	292,642
契約負債	27,444	10,181
ポイント引当金	69,808	94,225
その他	2 134,089	2 109,205
流動負債合計	2,797,600	2,597,112
固定負債		
債務保証損失引当金	3 97,500	3 95,869
関係会社事業損失引当金	887,968	744,287
固定負債合計	985,468	840,156
負債合計	3,783,068	3,437,269
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,048,768	731,887
資本剰余金		
資本準備金	5,433,008	631,887
その他資本剰余金	-	2,537,145
資本剰余金合計	5,433,008	3,169,032
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,844,631	535,240
利益剰余金合計	7,844,631	535,240
自己株式	34,172	50,845
株主資本合計	2,602,972	4,385,315
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	52,176	168,934
評価・換算差額等合計	52,176	168,934
新株予約権	129,129	85,209
純資産合計	2,679,925	4,301,590
負債純資産合計	6,462,994	7,738,859

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 8月 31日)
売上高	743,250	189,326
売上原価	1 458,988	1 22,422
売上総利益	284,261	166,903
販売費及び一般管理費	2 2,626,478	2 1,053,898
営業損失()	2,342,216	886,994
営業外収益		
暗号資産売却益	-	1,757,121
売買目的有価証券運用益	447,789	586,128
受取利息及び配当金	1 45,933	1 32,592
経営指導料	1 69,720	1 28,900
債務保証損失引当金戻入額	5,050	1,631
その他	1 21,517	1 6,357
営業外収益合計	590,010	2,412,730
営業外費用		
支払利息	1 186,822	1 101,964
支払手数料	195,997	77,053
有価証券評価損	278,032	-
貸倒引当金繰入額	1 931,856	1 398,281
ポイント引当金繰入額	67,113	55,941
その他	7,584	37,282
営業外費用合計	1,667,407	670,524
経常利益又は経常損失()	3,419,613	855,212
特別利益		
新株予約権戻入益	20,345	-
投資有価証券売却益	-	1,827
関係会社株式売却益	22,500	-
債権譲渡益	-	100,000
関係会社事業損失引当金戻入額	97,148	160,575
特別利益合計	139,993	262,402
特別損失		
投資有価証券評価損	29,970	513,329
違約金	-	3,141
減損損失	-	45,353
関係会社株式評価損	537,979	-
事務所移転費用	-	3,649
関係会社事業損失引当金繰入額	423,514	16,894
その他	-	0
特別損失合計	991,463	582,367
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	4,271,083	535,247
法人税、住民税及び事業税	270,303	6
法人税等合計	270,303	6
当期純利益又は当期純損失()	4,541,386	535,240

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
販売用不動産仕入		363,920	79.2	20,872	93.0
販売直接費					
不動産販売手数料		11,156	2.4	752	3.3
不動産賃貸原価		5,966	1.3	-	
アドバイザー業務原価		58,339	12.7	797	3.5
販売不動産評価損		19,605	4.2	-	
当期売上原価		458,988	100	22,422	100

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,702,224	1,737,024	1,737,024	3,303,244	3,303,244
当期変動額					
新株の発行	3,346,543	3,695,983	3,695,983		
当期純損失()				4,541,386	4,541,386
自己株式の取得					
自己株式処分差益				0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)					
当期変動額合計	3,346,543	3,695,983	3,695,983	4,541,387	4,541,387
当期末残高	5,048,768	5,433,008	5,433,008	7,844,631	7,844,631

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券評 価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	24,876	111,128	-	-	98,680	209,808
当期変動額						
新株の発行		7,042,527				7,042,527
当期純損失()		4,541,386				4,541,386
自己株式の取得	9,296	9,296				9,296
自己株式処分差益		0				0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)			52,176	52,176	30,449	21,726
当期変動額合計	9,296	2,491,843	52,176	52,176	30,449	2,470,117
当期末残高	34,172	2,602,972	52,176	52,176	129,129	2,679,925

当事業年度(自 2025年 4月 1日 至 2025年 8月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	5,048,768	5,433,008	-	5,433,008	7,844,631	7,844,631
当期変動額						
新株の発行	631,887	631,887		631,887		
減資	4,948,768	5,433,008	10,381,776	4,948,768		
欠損填補			7,844,631	7,844,631	7,844,631	7,844,631
当期純利益					535,240	535,240
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	4,316,881	4,801,121	2,537,145	2,263,975	8,379,871	8,379,871
当期末残高	731,887	631,887	2,537,145	3,169,032	535,240	535,240

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	34,172	2,602,972	52,176	52,176	129,129	2,679,925
当期変動額						
新株の発行		1,263,774				1,263,774
減資						-
欠損填補		-				-
当期純利益		535,240				535,240
自己株式の取得	16,672	16,672				16,672
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			116,757	116,757	43,920	160,678
当期変動額合計	16,672	1,782,342	116,757	116,757	43,920	1,621,664
当期末残高	50,845	4,385,315	168,934	168,934	85,209	4,301,590

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、前事業年度は重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しました。当事業年度につきましては、重要な営業損失は継続しているものの、経常利益及び当期純利益は黒字化し、改善を図っておりますが、これまでの状況を勘案すると、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社では、このような状況を解消するために、財務状況の改善に向けて資金繰りの懸念を解消し、既存事業を適切に推進することにより継続的に利益を獲得できる体制の構築を目指しております。

また、当社としては持続的な経営の早期安定化のため、財務体質の改善及び運転資金並びに事業資金の確保が、現状の当社にとって肝要であると判断し、今後も、第三者割当による資金調達を実施し、財務状況の改善に努めてまいります。

現在、当社は当社グループ事業の再編として、事業の選択と集中を意識して本業である金融サービス業をはじめとした中核となる既存事業に経営資源を集中させながら、事業価値を高めていくために当社グループ事業から派生する新たな収益化の模索も行ってまいります。そのため、新たな資金調達の実施等も状況をみながら、随時検討してまいります。

しかしながら、これらの施策は計画実施途上もしくは計画検討中であり、特に資金調達の面で未達の状況を勘案すると、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、上記のような重要な不確実性の影響を反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

時価法を採用しております。売却原価は移動平均法により算定しております。

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

ロ. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

トレーディング目的で保有する暗号資産

イ. 活発な市場があるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

ロ. 活発な市場がないもの

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。なお、活発な市場の有無は、対象暗号資産が金融庁の暗号資産交換業者登録一覧に登録されている暗号資産交換業者の交換所または販売所での取り扱いがあり、国内外の暗号資産交換所または販売所に複数上場し、時価が容易かつ継続的に測定できるものであることを基準とし、対象暗号資産の内容、性質、取引実態等を総合的に勘案し判定することとしております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

商品

主として、最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）によっておりますが、一部については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

イ. 建物

主として定額法によっておりますが、一部については、定率法を採用しております。

耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～22年

ロ. その他

主として定率法によっておりますが、一部については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 3～8年

無形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用） 5年

3. 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 投資損失引当金

営業有価証券について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

ハ. 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

ニ. ポイント引当金

当社の株主優待アプリ制度において、株主に付与したポイントの使用に備えるため、利用実績に基づいて将来使用されると見込まれる額を計上しております。

ホ. 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるために、関係会社に対する投資融資額を超えて当社が負担することになる損失見込額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

金融サービス事業

主としてファイナンシャル・アドバイザー事業、投融資事業及び不動産投資事業の営業活動を行っております。このような商品及びサービスについては、顧客に商品の引き渡し完了した時点及びサービスが提供された時点で収益を認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費等

支出時に費用処理しております。

消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は、発生した事業年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

勘定科目	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	895,568千円	917,568千円
短期貸付金	2,352,702千円	2,677,240千円
営業貸付金	3,062,896千円	2,362,791千円
貸倒引当金（流動）	3,080,196千円	3,406,389千円
貸倒引当金（固定）	1,622,686千円	1,978,591千円
関係会社事業損失引当金	887,968千円	744,287千円
債務保証損失引当金	97,500千円	95,869千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載した事項と、概ね同一のため、記載を省略しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」をご参照下さい。

なお、関係会社株式については発行会社の財政状態が著しく悪化したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行っております。また、関係会社に対する貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、財政状態が著しく悪化した関係会社に対して個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。更に、関係会社の借入金に対する債務保証に係る損失に備えるため、関係会社の財務内容等を勘案し、損失負担見込額を関係会社債務保証損失引当金として計上しております。

しかしながら、翌事業年度の関係会社の財政状態により、関係会社株式については追加の減額、貸倒引当金及び関係会社債務保証損失引当金については追加引当又は取崩が必要となる可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

勘定科目	前事業年度	当事業年度
減損損失	-	45,353千円
有形固定資産	2,933千円	- 千円
無形固定資産	142,444千円	151,496千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載した事項と、概ね同一のため、記載を省略しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」をご参照下さい。

3. 投資有価証券の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

勘定科目	前事業年度	当事業年度
投資有価証券	1,262,841千円	835,756千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載した事項と、概ね同一のため、記載を省略しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」をご参照下さい。

4. 活発な市場が存在しない暗号資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

勘定科目	前事業年度	当事業年度
活発な市場が存在しない暗号資産	126,694千円	2,097,622千円
営業外費用（暗号資産評価損）	- 千円	- 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載した事項と、概ね同一のため、記載を省略しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」をご参照下さい。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱いの適用)

「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」（実務対応報告第38号 2018年3月14日）に従った会計処理を行っております。

なお、暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

(暗号資産に関する注記)

1. 暗号資産の貸借対照表計上額

	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
保有する暗号資産	126,694	2,097,622
合計	126,694	2,097,622

2. 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量および貸借対照表計上額

(1) 活発な市場が存在する暗号資産

該当事項はありません。

(2) 活発な市場が存在しない暗号資産

種類	前事業年度（千円）		当事業年度（千円）	
	保有数量（単位）	連結貸借対照表計上額（千円）	保有数量（単位）	連結貸借対照表計上額（千円）
AGF	36,666,668.000AGF	83,741	51,962,702.000AGF	48,092
CHC	641,519,203.731CHC	42,952	693,399,708.375CHC	12,286
WWB	-	-	4,159,663WWB	1,469,390
Z2COIN	-	-	3,860,000Z2COIN	557,853
USUD	-	-	121,001USUD	10,000

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

該当事項はありません。

2 関係会社に関する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
短期金銭債権	1,009,996千円	25,142千円
短期金銭債務	43,006千円	59,300千円

3 保証債務

保証債務残高		95,869千円
(主な被保証先)	子会社アトリエブックアンドベッ ド株式会社の銀行借入金	95,869千円

4 偶発債務

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(連結貸借対照表関係)」に記載した事項と、概ね同一のため、記載を省略しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(連結貸借対照表関係)」をご参照下さい。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)
営業取引による取引高		
売上高	- 千円	- 千円
仕入高	19,398千円	28,753千円
営業取引以外の取引高		
営業外収益	124,844千円	58,560千円
営業外費用	937,328千円	471,004千円

2 販売費及び一般管理費は主として一般管理費であり、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)
役員報酬	66,434千円	38,823千円
給料及び手当	142,691千円	78,720千円
支払報酬	251,534千円	296,745千円
支払手数料	199,865千円	139,880千円
貸倒引当金繰入額	1,674,206千円	283,816千円
おおよその割合		
販売費	8.3%	15.5%
一般管理費	91.6%	84.4%

(有価証券関係)

前事業年度（2025年3月31日）

子会社及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

	前事業年度 (2025年3月31日)
子会社株式	750,888千円
関連会社株式	144,679千円

当事業年度（2025年8月31日）

子会社及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

	当事業年度 (2025年8月31日)
子会社株式	772,888千円
関連会社株式	144,679千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	1,360,459千円	1,206,513千円
未払事業税	7,215千円	- 千円
貸倒引当金	1,482,348千円	1,697,346千円
未収入金	31,370千円	31,370千円
投資有価証券	57,311千円	60,110千円
減価償却超過額	- 千円	7,573千円
関係会社株式評価損	386,520千円	386,520千円
関係会社事業損失引当金	279,887千円	234,599千円
投資損失引当金	48,856千円	48,856千円
営業投資有価証券	70,920千円	70,920千円
新株予約権	13,494千円	13,494千円
債務保証損失引当金	30,732千円	30,217千円
その他	30,065千円	39,387千円
繰延税金資産小計	3,799,180千円	3,830,061千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,360,459千円	1,206,513千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,438,721千円	2,623,547千円
評価性引当額小計	3,799,180千円	3,830,061千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)
法定実効税率 (調整)	-	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	2.0%
評価性引当額の増減	-	3.6%
過年度法人税等	-	29.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	-

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載した事項と、概ね同一のため、記載を省略しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」をご参照下さい。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

種類及び銘柄		株式数（株）	貸借対照表計上額 （千円）	
投資有価証券	その他 有価証券	クチュールデジタル(株)	665	809
		IMAGINE AI SDN. BHD.	50,000	8,400
		ゴマボックス(株)	48,380	516
		ブレイブ少額短期保険(株)	8,000	200,000
		(株)イメージワン	536,300	126,030
		(株)クラフトコーポレーション	136	500,000
		その他（上記以外6銘柄）	-	
計		-	835,756	

【その他】

種類及び銘柄		投資額（千円）	貸借対照表計上額 （千円）	
営業投資 有価証券	その他 有価証券	E-4B Investments Co., Ltd	380,000	155,000
		小計	380,000	155,000
計		380,000	155,000	

【有形固定資産等明細表】

（単位：千円）

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額
有形固定資産	建物付属設備	1,429	17,009	18,288 (18,288)	150	-	196
	工具、器具 及び備品	1,503	5,186	5,739 (5,739)	950	-	1,593
	計	2,933	22,196	24,028 (24,028)	1,100	-	1,790
無形固定資産	電話加入権	0	-	-	-	0	-
	ソフトウェア 仮勘定	128,545	5,454	10,000 (10,000)	-	124,000	-
	ソフトウェア	-	30,017	-	2,521	27,496	-
	営業権	13,898	-	11,324 (11,324)	2,573	-	-
	計	142,444	35,472	21,324 (21,324)	5,095	151,496	-

なお、当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物付属設備	事務所移転工事費	17,009千円
工具、器具及び備品	事務所移転工事費	4,947千円
ソフトウェア仮勘定	開発費	5,454千円
ソフトウェア	WEB3領域における ノードライセンス購入費	30,017千円

(注) 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物付属設備	減損損失	18,288千円
工具、器具及び備品	減損損失	5,739千円
ソフトウェア仮勘定	減損損失	10,000千円
営業権	減損損失	11,324千円

【引当金明細表】

(単位:千円)

区分	当期期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	4,702,883	731,820	-	49,722	5,384,981
投資損失引当金	155,000	-	-	-	155,000
債務保証損失引当金	97,500	-	-	1,631	95,869
ポイント引当金	69,808	55,941	31,524	-	94,225
関係会社事業損失 引当金	887,968	16,894	-	160,575	744,287

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、必要額の減少によるもの及び一般債権の貸倒実績率洗替額によるものであります。債務保証損失引当金及び関係会社事業損失引当金の当期減少額(その他)は、損失見込額の減少によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	9月1日から8月31日まで
定時株主総会	11月中
基準日	8月31日
剰余金の配当の基準日	2月末日 8月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目1番4号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目1番4号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL (http://abc-chain.com)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第24期)(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)2025年6月27日関東財務局長に提出

事業年度(第25期)(自 2025年4月1日 至 2025年8月31日)2025年11月27日関東財務局長に提出

(2) 半期報告書及び確認書

第26期中(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)2026年4月14日関東財務局長に提出

(3) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度(第24期)(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)2025年9月16日関東財務局長に提出

同 確認書 2025年9月17日関東財務局長に提出

(4) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月27日関東財務局長に提出

2025年11月27日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

・2025年4月2日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。

・2025年7月2日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

・2025年7月23日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)に基づく臨時報告書であります。

・2025年10月30日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

・2025年12月1日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株式の発行及び自己株式の処分)に基づく臨時報告書であります。

・2025年12月8日関東財務局長に提出

・2025年12月3日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

・2025年12月8日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株式の発行及び自己株式の処分)に基づく臨時報告書であります。

・2026年5月13日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(株主総会の議決権行使結果)に基づく臨時報告書であります。

・2026年5月21日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号(組織再編)に基づく臨時報告書であります。

(6) 有価証券届出書及びその添付書類

・2025年10月3日関東財務局長に提出

- ・2026年2月10日関東財務局長に提出
有価証券届出書（株式交付）

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

- ・2025年10月15日関東財務局長に提出
訂正届出書（上記(6)2025年10月3日提出の有価証券届出書の訂正届出書）
- ・2026年2月18日関東財務局長に提出
訂正届出書（上記(6)2026年2月10日提出の有価証券届出書の訂正届出書）

(8) 自己株券買付状況報告書

- ・2025年10月2日関東財務局長に提出
- ・2025年11月7日関東財務局長に提出
- ・2025年12月8日関東財務局長に提出
- ・2026年1月13日関東財務局長に提出
- ・2026年2月5日関東財務局長に提出
- ・2026年3月6日関東財務局長に提出
- ・2026年4月7日関東財務局長に提出
- ・2026年5月12日関東財務局長に提出
- ・2026年6月8日関東財務局長に提出
- ・2026年7月1日関東財務局長に提出

第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年11月27日

abc株式会社
取締役会 御中

プログレス監査法人

大阪府大阪市中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 洋

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡田 千穂

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているabc株式会社の2025年4月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、abc株式会社及び連結子会社の2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループでは、継続して、重要な営業損失を計上しており、今後の資金繰りに懸念も生じている。これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

- 「注記事項 連結貸借対照表関係 5 偶発債務（訴訟等）」に記載されているとおり、会社は、株式会社キャネットクレジットより連帯保証債務の支払いを求める訴訟等を提起され、現在訴訟が係属中である。
- 「注記事項 連結貸借対照表関係 5 偶発債務（債務保証）」に記載されているとおり、会社は、株式会社SAWAの金融機関等からの借入400,000千円について債務保証をおこなっている。
- 「注記事項 重要な後発事象（暗号資産売却益の発生）」に記載されているとおり、会社は2025年9月3日付けで保有する暗号資産であるNyanmaru GOLD Utility Token（AGF）を売却したことにより、暗号資産売却益1,300,570千円が発生している。また、会社は2025年11月6日付けで保有する暗号資産であるNyanmaru GOLD Utility Token（AGF）の一部を売却したことにより、暗号資産売却益3,381,000千円が発生している。
- 「注記事項 重要な後発事象（株式交付の方法による子会社の買収）」に記載されているとおり、会社は2025年10月3日開催の取締役会において、Metabit株式会社の株式の一部取得及び当社を株式交付親会社とし、Metabit株式会社を株式交付子会社とする株式交付を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

暗号資産の会計処理の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2025年3月期より暗号資産ディーリングを開始している。会社は、暗号資産に多額の投資を行っており、連結貸借対照表に計上されている金額は、2,697,771千円である。そのうち、活発な市場が存在しない暗号資産2,696,712千円含まれており、この活発な市場が存在しない暗号資産の評価については、移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により行っている。収益性の低下に基づく簿価切下げについては、連結会計年度末における処分見込額まで帳簿価額を切下げている。当連結会計年度において、収益性の低下に基づく簿価切下げにより、営業外費用に評価損295,031千円計上している。また、営業外収益に暗号資産売却益1,631,999千円及び特別利益に暗号資産受贈益294,599千円を計上している。</p> <p>暗号資産に対する投資はボラティリティが高く、経済情勢、暗号資産に関わる市場環境や金融市場の動向の影響を受けるため、暗号資産価格の変動が損益に過大な影響を与える可能性がある。</p> <p>暗号資産の投資は、金額的に重要性が高いこと、処分見込額の検討には経営者の判断が必要となること、暗号資産には会計上の論点が複数含まれることから、当監査法人は暗号資産の会計処理の妥当性を「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>暗号資産の内部統制について、以下の観点で適正に整備・運用されていることを検証した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取得及び運用方針が定められ、方針に基づいて運用する体制となっている。 2. 内部けん制により、担当者が単独で処理できないようになっている。 3. 取引及び残高について外部証憑を取得・保管している。 4. 証憑に基づき適切に会計処理を行っている。 <p>暗号資産および関連投資について、以下の監査手続を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 暗号資産の相対取引については、証憑突合を実施し、取引の実在性を検証した。 2. 暗号資産の期末残高について、外部からの報告書等に基づき、評価損益を適切に計上しているか確かめた。 3. 活発な市場が存在しない暗号資産に係る評価の検討資料を閲覧し、処分見込額に基づく暗号資産評価損計上額について再計算を実施した。 4. 暗号資産の取引に関しては、「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」（実務対応報告第38号）に基づいて適切な会計処理及び評価がなされているか確かめた。

その他の事項

会社の2025年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2025年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、abc株式会社の2025年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、abc株式会社が2025年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書については、前任監査人によって監査されている。

内部統制報告書に対する経営者及び監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人に対する、当連結会計年度の会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年11月27日

abc株式会社
取締役会 御中

プログレス監査法人

大阪府大阪市中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 洋

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡田 千穂

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているabc株式会社の2025年4月1日から2025年8月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、abc株式会社の2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社では、継続的に、重要な営業損失を計上しており、今後の資金繰りに懸念も生じている。これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

- 「注記事項 貸借対照表関係 4 偶発債務」に参照される「(1) 連結財務諸表 注記事項 連結貸借対照表関係 5 偶発債務（訴訟等）」に記載されているとおり、会社は、株式会社キャネットクレジットより連帯保証債務の支払いを求める訴訟等を提起され、現在訴訟が係属中である。
- 「注記事項 貸借対照表関係 4 偶発債務」に参照される「(1) 連結財務諸表 注記事項 連結貸借対照表関係 5 偶発債務（債務保証）」に記載されているとおり、会社は、株式会社S A W Aの金融機関等からの借入400,000千円について債務保証をおこなっている。
- 「注記事項 重要な後発事象」に参照される「(1) 連結財務諸表 注記事項 重要な後発事象（暗号資産売却益の発生）」に記載されているとおり、会社は2025年9月3日付けで保有する暗号資産であるNyanmaru GOLD Utility Token（AGF）を売却したことにより、暗号資産売却益1,300,570千円が発生している。また、会社は2025年11月6日付けで保有する暗号資産であるNyanmaru GOLD Utility Token（AGF）の一部を売却したことにより、暗号資産売却益3,381,000千円が発生している。

4. 「注記事項 重要な後発事象」に参照される「(1) 連結財務諸表 注記事項 重要な後発事象 (株式交付の方法による子会社の買収)」に記載されているとおり、会社は2025年10月3日開催の取締役会において、Metabit株式会社の株式の一部取得及び当社を株式交付親会社とし、Metabit株式会社を株式交付子会社とする株式交付を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

暗号資産の会計処理の妥当性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の事項

会社の2025年3月31日をもって終了した事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2025年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年4月14日

abc株式会社

取締役会 御中

プログレス監査法人

大阪部大阪市中央区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 柴田 洋

指定社員
業務執行社員

公認会計士 岡田 千穂

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているabc株式会社の2025年9月1日から2026年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、abc株式会社及び連結子会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、継続して、重要な営業損失を計上しており、今後の資金繰りに懸念を生じている。これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれておりません。